

# 地域福祉活動計画策定のてびき

地域福祉活動計画マニュアル検討委員会  
社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会



## 地域福祉活動計画 策定のてびき もくじ

	ページ
1 はじめに	1
2 地域福祉活動計画策定の意義	2
なぜ地域福祉活動計画を策定するのか	2
2-1 まず、地域福祉計画とは何か	2
2-1-1 地域福祉がめざすもの	2
2-1-2 地域福祉計画の経緯	3
2-1-3 地域福祉計画の位置づけと内容	4
2-2 地域福祉活動計画の位置づけ	6
2-3 地域福祉活動計画策定の意義	7
2-4 社協の計画、指針との関係性（位置づけ）	8
2-5 地域福祉計画との関連性（位置づけ）	9
①地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係（イメージ図）	9
②地域福祉計画の範囲と地域福祉活動計画の関係性（位置づけ）	10
③地域福祉活動計画の策定パターンについて	11
3 地域福祉活動計画の内容	12
3-1 地域福祉活動計画の構成	12
①誰が策定するのか？	13
②策定体制はどうするのか？	14
③地域福祉活動計画策定に関わる推進組織の役割	15
④テーブル／ひろばの要点解説	16
⑤テーブル／ひろばのステップについて	17
3-2 基本計画と実施計画について	18

<b>4 地域福祉活動計画の策定方法</b>	<b>2 2</b>
4-1 地域福祉活動計画策定のながれ	2 2
4-2 地域福祉活動計画の策定プロセスとチェック事項（参考例）	2 3
4-3 調査活動のあり方について	2 4
①主な調査活動の種類とその特徴（概要）	2 4
②調査活動に取り組む際のポイント	2 5
③調査活動のまとめ	3 2
4-4 小地域での計画づくりについて	3 4
①これまでの取り組みと小地域の現状、今後のあり方	3 4
②小地域での取り組みの位置づけ	3 5
4-5 地域福祉活動計画の進捗管理について	3 8
4-6 予算の確保について	4 2
4-7 先行事例にみる計画策定のながれについて	4 3
<b>5 地域福祉活動計画の関連資料</b>	<b>4 6</b>
5-1 「社協としての指針」の作成について	4 6
5-2 関連資料	5 8
社会福祉法（関係条文抜粋）	5 8
社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方 に関する検討会報告書（厚生労働省社会・援護局）	6 2
市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策 定指針の在り方について	7 3
大阪府社会福祉審議会答申（平成14年9月）の概要	8 6
市町村地域福祉計画策定指針（大阪府ホームページより）	9 7
地域福祉活動計画マニュアル検討委員会 検討体制と開催状況	9 9

# 地域福祉活動計画 策定のてびき

## 1 はじめに

社会福祉法において「地域福祉の推進」が掲げられ、市町村では平成15年4月からの地域福祉計画の策定も準備されはじめています。こうした中で、地域福祉を推進する中核的な団体として位置付けられている市町村社会福祉協議会としては、住民主体の地域福祉の推進に努力するとともに、計画的・継続的な事業・活動の展開を図る必要があります。

大阪府社会福祉協議会では昭和62年4月に『地域福祉計画策定の手引』を策定し、各地で計画策定・実行してきました。しかし、児童虐待やホームレス問題等の社会問題の多様化・深刻化をはじめ、地域社会での昔ながらのつながりや支えあいが弱くなっている中で、新たな地域でのつながりづくりや支えあいが求められており、本来社協が目指しているところである協議体としての機能強化（幅広い団体やグループ等との連携・協働ができる組織づくり）やコミュニティワーク機能の充実をこの地域福祉活動計画の策定を通して目指していく必要があります。また、地域福祉活動計画自体も従来のような社協中心の活動推進計画としてではなく、地域福祉を進める幅広い団体等が進むべき方向性をお互いに合意形成し、役割分担していく行動計画となることが求められています。

そこで、府内7社協8名の職員にアドバイザー1名を加え、地域福祉活動計画マニュアル検討委員会を平成14年9月に設置し、地域福祉活動計画の意義や内容、具体的な方法論等について6回にわたり検討を重ねました。本冊子は、その結果をもとに地域福祉活動計画策定のマニュアルとしてまとめたものです。

計画づくりは1度では完結せず、第2次、第3次と積み重ねていくことが重要です。各市町村社協でこの冊子を有効に活用し、地域福祉活動計画の策定や見直し作業をすすめていただき、計画づくりや計画に基づいた事業・活動展開を目指していきましょう。

## (理論編)

### 2 地域福祉活動計画策定の意義

#### なぜ、地域福祉活動計画を策定するのか

計画を策定するうえで、まず大事なことは、何のために計画を策定するのかを明確にするということです。そのために、なぜ地域福祉活動計画を策定する必要があるのかを考えてみたいと思います。

#### 2-1 まず、地域福祉計画とは何か

今、地域福祉活動計画が注目されているのは、市町村が策定することになった地域福祉計画との関係性からだといえます。しかし、地域福祉計画にせよ、地域福祉活動計画にせよ、地域福祉の計画づくりという点では共通しています。では、地域福祉計画がめざすものは何でしょうか？

#### 2-1-1 地域福祉がめざすもの

地域福祉計画は「地域の福祉計画」ではなくて、「地域福祉の計画」です。地域福祉にはさまざまな定義があり、一言でその内容を説明することは難しいですが、こうした地域福祉が求められるようになった背景には以下のようなことが考えられます。

##### (地域福祉が求められるようになった背景)

- ①今日、多様な社会問題や福祉課題が顕在化・潜在化しているが、こうした問題の解決や予防のためには課題が発生している地域での取り組みが重要であり、地域そのものや住民の意識・あり様を変えていくことが必要であること。また、そのためには、住民と自治体の「自治の力」を高めていく必要があること。
- ②福祉分野においても「措置から契約へ」に代表されるように、これまでの社会福祉のあり方を見直し、地域生活を基盤に利用者本位のサービスシステムづくりがすすめられていること。
- ③社会福祉のニーズを満たすには、衣食住・介護などの生存権的なニーズだけでなく、地域生活での人間関係・社会関係を通じた社会的なニーズも満たす必要があること。
- ④地方分権化の動き、行財政システムをはじめとした経済、教育、年金、医療等さまざまな分野で規制緩和や諸制度の改革が進められていること。

つまり、ノーマライゼーションの考え方に基づき、サービス利用者がひとりの地域住民として当たり前の地域生活を送れるよう支援していく、その仕組みづくりをしていくことが地域福祉の課題であるといえます。

しかし、在宅福祉や地域福祉がすすめられるようになってきた背景には、こうした、積極的な意味での地域福祉とあわせて、高齢化や核家族化などにより高齢者や障害者の介護問題などが拡大し、財政的な面から家族や地域の役割が期待されてきたという、どちらかといえば消極的な面の地域福祉推進の側面があったことも否めません。こうした面だけで地域福祉をとらえてしまえば、在宅生活で多くの支援を必要とする重度の障害者やねたきり・痴呆の方などの地域生活はきちんと保障されない危険性もあります。つまり、これからすすめられようとしている地域福祉計画では、公民が協働して地域福祉の積極的な面を再確認し、それを実現するための方策を考えていかなければなりませんのです。

## 2-1-2 地域福祉計画の経緯

地域福祉計画の歴史を自治体レベルに焦点をあててみると、地域福祉が提唱された1970年ごろから先駆的な自治体や社協での取り組みが始まっています。しかし、福祉に関する自治体レベルの計画策定が一般化したのは1990年代になってからの「老人保健福祉計画」、「障害者計画」、「児童育成計画」、さらには「介護保険事業計画」です。ただ、これらの計画は、在宅福祉を志向しつつ、地域の福祉を推進する計画（地域の福祉計画）ではありますが、先に述べた「地域福祉がめざしているもの」という観点からみると、例えば、重度の介護を必要とする障害者や高齢者の地域生活支援や、地域の福祉課題の解決や予防のために、地域そのものに視点をあてて、地域（地域住民）が主体的に参画して変革していくことなどがどこまで明確に位置づけられているかという意味では、必ずしも十分であるとはいえないのではないでしょうか。

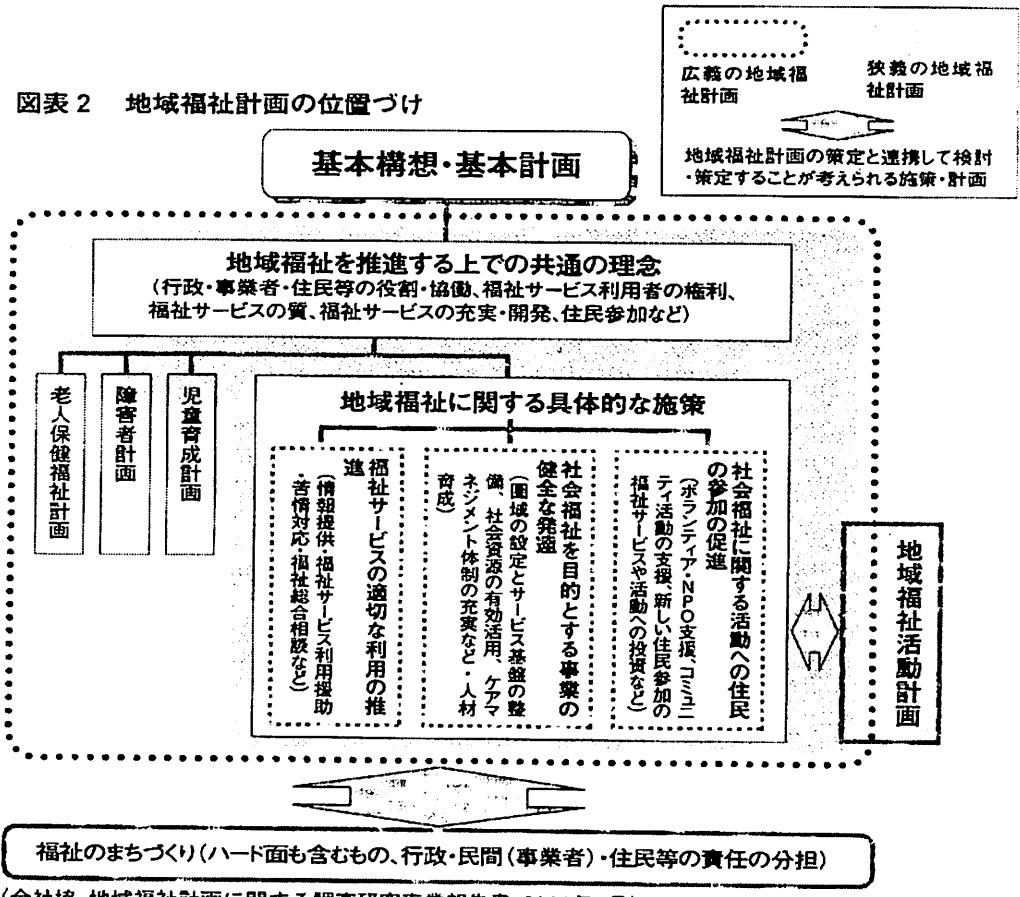
一方、社協による取り組みは、地域住民や当事者による地域福祉活動を中心とした計画づくりに重点が置かれました。こうした取り組みは、住民が地域の福祉課題を認識し、住民の自治力、主体力を高めながら、地域レベルでの問題解決に結びつけていったという面で大きな成果をあげてきていますが、必ずしも自治体の福祉のあり方全体を地域福祉の視点で変革することまではつながっていなかったのではないかと思う。また、どうしても策定主体である社協を中心とした計画になりがちであり、社協との関係が少ない住民や団体までをつなぐ計画にはなっていなかったという面もあるようです。

こうした課題は自治体ごとの取り組みによって千差万別ですが、こうした課題をきちんと認識していくことは、これからの地域福祉計画を考えていくうえで大切なことです。

## 2-1-3 地域福祉計画の位置づけと内容

これまでの流れをふまえて、地域福祉計画の位置づけや内容を考えてみます。全社協が示す地域福祉計画の位置づけは、下記の図表のとおりでありこうした考え方をまず基本として押さえておく必要があります。

図表2 地域福祉計画の位置づけ



こうした位置づけに加えて、地域福祉計画は、自治体において「積極的な意味での地域福祉を推進していく」ということを改めて明確に表明する計画としていくことが重要です。つまり、

### (地域福祉を推進していくうえでの基本理念の例)

- 重度の障害者や高齢者、さまざまな社会的援護を要する人々なども含め、すべての人々が地域でしあわせに暮らせるしくみをつくること。
- 生活課題の発生を予防したり、早期に解決できるような地域社会の仕組みづくりを進めていくこと。
- そのために、すべての地域住民が地域福祉の課題を認識し、地域の状況をふまえつつ「共感」をもって地域づくりをすすめていくよう支援していくこと。

などを、地域の状況をふまえながら基本理念として掲げることが必要でしょう。

また、それを実現するためには、取り組みをすすめていくうえでの方向性として「総合化」や「地域化」などの視点を明示しておくことも必要です。

「総合化」は、高齢、障害、児童などの分野別の縦割りの弊害をなくし、地域で暮らすさまざまな人のニーズに応えていくしくみをつくるということです。また、それは保健・医療・福祉の分野だけにとどまらず、住宅・まちづくり、教育、就労など、生活全般をとらえて考えていかなければ、重度の障害者や高齢者、さまざまな社会的援護を必要とする人々の地域での生活を支援することはできません。

「地域化」は、地域の状況に応じた取り組みを、地域の主体性のなかですすめていくということです。それは、ひとつの自治体内で地域ごとに格差を生じることになるかもしれません、地域住民が自分たちに必要なものを考え、合意を図ったうえで自らも参画して取り組んでいくという自治力を身につけ、自治的な取り組みを尊重する分権化をすすめていかなければ、地域を変革することはできないのです。

そのような理念を実現していくための具体的な方策は、現時点では分野別の法律に基づいて策定されている「老人保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者計画」、「児童育成計画」などの分野別計画につなげていくことが現実的でしょう。地域福祉計画では、地域福祉の理念に則って各分野の計画を具体化していくうえでの基本方向を示しておくことで、これらの計画の見直しを行う際に、具体的な検討を行うことが期待されます。

一方、こうした分野別の縦割り計画では、重複する課題や狭間となって抜け落ちてしまう課題が出てきてしまいます。例えば、地域福祉活動やまちづくり、権利擁護、セーフティネットづくりなどです。これはつまり、社会福祉法で示されている「地域福祉に関する具体的な施策」（社会福祉に関する活動への住民の参加の促進、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、福祉サービスの適切な利用の推進）があたります。これらについては、それぞれの計画のなかで、できるだけ重なりあう部分を調整することも必要ですが、より的確な対応を図っていくためには、地域福祉計画において基本方針を示して、地域福祉計画のなかで具体化を図るか、別途、具体化を図るための計画を策定することが必要です。これらの内容は、今回提起している地域福祉活動計画に多く含まれますので、地域福祉計画とその内容の一部を共有したり、役割分担し連携していくことが必要です。

## 2－2 地域福祉活動計画の位置づけ

このように考えると、地域福祉活動計画には、自治体の地域福祉計画で定めた目標を実現するために、地域住民が主体となって取り組んでいく地域福祉活動の具体的な内容を定める計画として策定することが求められているということになります。もちろん、住民の主体的な取り組みをすすめるには、主体的な意識を高めていくことも含めて、行政がどのような条件整備や支援を行っていくかということも不可欠ですので、単に住民だけが考えるのではなく、公民協働で策定する計画でなければなりません。

しかし、地域福祉活動計画は、制度に基づく取り組みが中心となる老人保健福祉計画などの他の分野別計画と違って、住民がいかに取り組むかが策定していくうえでの最大のポイントとなります。したがって、公民協働の計画であっても、「民」が主導的な立場となる必要があり、だからこそ、民間の立場での地域福祉推進の中核を担う社協が行政と連携を図りながらその役割を担うことが求められます。

ところで、その際に重要なのは、公民の役割分担ということになりますが、住民はどこまでの役割を担うことができるのかは、地域の状況やこれまでの取り組みによって大きく異なります。しかし、その目標の設定が適切なものでなければ、効果のある計画にはなりませんので、「今の段階で住民はどこまでの役割を担おうとしているのか、また、担えるのか」は、住民サイドとして明らかにしておく必要があります。そういう意味では、住民主体の地域福祉活動計画を、地域福祉計画に先だって策定することは意味があるといえます。その策定にあたっての議論のなかで出てきた住民のニーズを地域福祉計画に反映していくこともできます。もちろん、これらの点は、地域福祉計画と地域福祉活動計画を同時に策定する（あるいは、地域福祉計画のなかに地域福祉活動計画を含めて策定する）場合にも、明確に意識して取り組むべきプロセスです。

また、地域福祉活動計画は、「社協の計画」ではないということにも注意をする必要があります。地域福祉計画は「行政計画」だといわれますが、これは計画の策定や進行管理の責任を自治体行政が担うという意味であり、行政がすることだけを策定する計画ではありません。これと同じように、地域福祉活動計画の策定や進行管理の事務局としての役割を社協が（あるいは行政と協働で）担うとしても、それは社協や、現時点で社協の構成メンバーとなっている住民・団体だけの取り組みを定めるのではなく、すべての住民や組織・団体の参加を念頭に置いてすすめていかなければならないものなのです。

「地域福祉活動計画」を策定することの意味は、これまでの発想を転換し、21世紀の新しい福祉を創るために方向を示すということでもあります。社協自体がこれまでの枠組みを見直し、すべての地域住民、民間団体等に開かれた組織となることは、地域福祉活動計画の事務局を担う上で求められる条件であると同時に、社協が真の意味での「地域福祉のプラットホーム」になるチャンスともいえるのではないでしょうか。

## 2-3 地域福祉活動計画策定の意義

社会福祉協議会はこれまで地区福祉委員会の組織化や小地域ネットワーク活動の推進、住民参加型在宅福祉サービスの開発等、福祉のまちづくりをめざしてさまざまな地域福祉活動・事業を展開してきました。また、近年ではNPOはじめ多くのボランティア・市民活動が幅広く展開されてきています。こうした状況の中で、活動・事業をバラバラにすすめていくのではなく、**連携して計画的に推進していく必要があります。**

また、社会福祉法の規定にも「社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡調整及び助成」（法第107条／平成15年4月より第109条）が明記されており、計画づくりは社協の基本的な役割の一つです。

地域福祉活動計画とは、地域住民や地区福祉委員会、当事者団体、社会福祉施設等の社協を構成する組織・団体だけではなく、これまでに関係の少なかった地域内の団体や機関、NPO、子育てサークルなどの新たな地域のグループ、個人など、**地域福祉、地域福祉活動推進に関わる幅広い関係者が集まり**、住民・民間レベルでの横のつながりのあり方について話し合い、**共通の目標を確認しあうことで、それぞれの役割分担や課題解決に向けた計画づくりをすすめていかなければなりません。**

### ちょこっとコラム 横のつながり～プラットフォーム構想～

「横のつながり」づくりという、社協本来の機能が改めて注目され、今回の地域福祉活動計画づくりの中でも大きな柱となっています。全国社会福祉協議会では「地域協働プラットフォーム構想」として、以下のようにポイントを説明しています。

#### 地域協働プラットフォーム構想

(目的) 社会福祉協議会の公共性をいかし、さまざまな人々・団体が、それぞれの独自の活動理念に基づく特性を發揮しながらも、協働して地域の課題解決にあたることができる共通のルールあるいはシステム（＝プラットフォーム）を提供する。

(事業内容) ①プラットフォーム型非営利サービス提供システム、②防災・災害支援ネットワーク、③企業・労組の社会貢献ネットワーク、④学校・大学、学生等ネットワーク、⑤ボランティア・市民活動推進市民協議会・懇談会

全国社会福祉協議会「第二次ボランティア・市民活動推進5カ年プラン」より一部抜粋

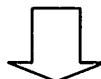
## 2-4 社協の計画、指針との関係性（位置づけ）

では、地域福祉活動計画とは、これまで社協が策定してきた「社協強化（発展）計画」や「地域福祉推進計画」と違うものなのでしょうか？

### 【昭和 60 年代～平成】

策定段階レベル	策定主体	計画対象	計画の基本的性格
年次事業計画	社協など 単一事業体	一機関 の事業	通常の予算計画、事業計画を拡張した程度
社協強化（発展） 計画	社協	〃	社協の組織・財政を中心とした基盤整備 (行政の場合は、内部計画にとどまる) －中、長期的に社協事業を体系化する－
地域福祉推進計画	社協もしく は行政 [or]	当該地域社会 の諸事業、活 動の総体	地域社会全体の社会福祉諸サービス、生活 関連諸サービスの企画、経営、管理 公私協力に至る前の段階
地域福祉計画	社協と行政 [and]	〃	行政の総合計画の一部門として、もしくは、 単独計画として策定。計画審議会もしくは ワーキング・グループを結成して策定する。

『地域福祉計画策定の手引』(大阪府社協／事務局長会、昭和 62 年 4 月) より抜粋



### 【これからのあり方】

社協の指針	社協	一機関の事業	社協の事業・組織・財政を中心とした評価 を行い、基盤整備やビジョンについて明らかにする。
地域福祉活動計画	社協と 多様な活動 主体※ [with]	当該地域社会 の諸事業、活 動の総体	地域社会全体の社会福祉諸サービスや地域 福祉活動について、公民協働を基本に、住 民や民間の総合的な行動計画として策定。 住民参加・参画が大原則。

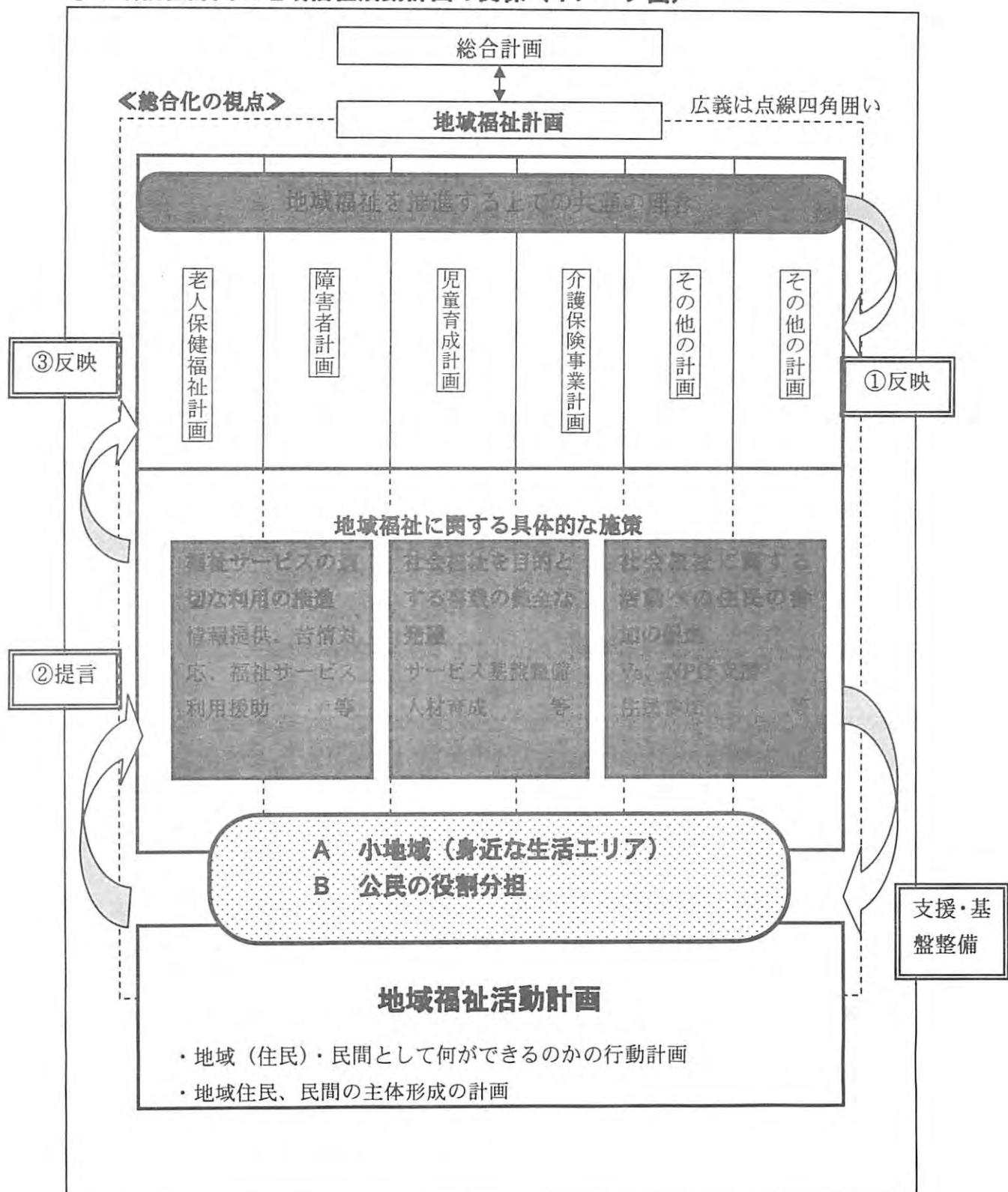
※社協は呼びかけ役であり、活動計画策定の事務局を担っていく

このように、これまでに「社協強化・発展計画」として位置づけてきた内容については、後述するように「社協の指針」として各社協が明確に位置づけていくことが必要であり、地域福祉活動計画とは分けて考える必要があります。

地域福祉活動計画は社協が呼びかけ役となり、多様な活動主体とともに策定していくことを基本に捉える必要があります。

## 2-5 地域福祉計画との関連性（位置づけ）

### ①地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係（イメージ図）



## ②地域福祉計画の範囲と地域福祉活動計画の関係性（位置づけ）

地域福祉計画の範囲という場合、既存のいわゆる3プラン（老人保健福祉計画、障害者計画、児童育成計画）等と地域福祉計画の関係性、地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係性をどう整理するかが焦点となります。

### （地域福祉計画と3プラン等との関係性）

そこで、まず3プランとの関係性ですが、既存の3プランをそのままにして第4番目の計画として地域福祉計画を作るのではなく、一体的に策定していくことが基本です。ただし、現実的には、地域福祉計画策定の中で「地域福祉を推進する上での共通の理念」を定め、地域福祉の理念が各計画に反映され、それぞれの計画の中で具体化が図られるように基本方針を定めることが重要です。（・・・①反映の部分）

また、その上で、縦割りの計画を横につなぐよう理念が位置づけられているように、総合化の視点が欠かせないことも重要です。

### （地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係性）

地域福祉計画と地域福祉活動計画はその内容の一部を共有したり、福祉サービスや地域福祉活動等について役割分担・連携するものとして位置づける関係にあります。

そこでは大切なポイントは「A小地域（身近な生活エリア）」の視点です。これは身近な生活エリアを基本にすることが大事だということであり、小学校区や中学校区と画一的に限定することをさすではありません。重層的に地域を捉えることが必要です。そうした前提にたった上で、概ね小学校区をエリアとする地区福祉委員会の地域エリアをひとつ基礎に考え、住民参加の具体的な体制を検討していくこともあります。そして、小地域で把握された地域福祉課題や生活上のさまざまなニーズ、福祉のまちづくりや課題解決に向けたアイデアを地域福祉計画に提言していく（・・・②提言の部分）ことが重要です。こうした意味では、地域福祉活動計画は小地域の取り組み（住民座談会やワークショップ等）を通じて、地域福祉計画への提言機能を発揮することが期待され、地域福祉計画と地域福祉活動計画は小地域をひとつの軸としてリンクしているといえます。

次に大切なポイントとして、「B公民の役割分担」の視点があります。地域福祉計画策定においても社協をはじめ民間のさまざまな団体との協力、住民参加が基本とされていますが、地域福祉活動計画策定に際してもそれは同様です。その中でも、これまでの先駆的な実践からも分かるように、公民協働による取り組みが大変重要です。公民協働による福祉のまちづくりをすすめるためには、行政と地域住民、民間の連携や役割分担がしっかりとされる必要があります、地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係性を示す上でも、両者を関係付ける重要なポイントとなります。

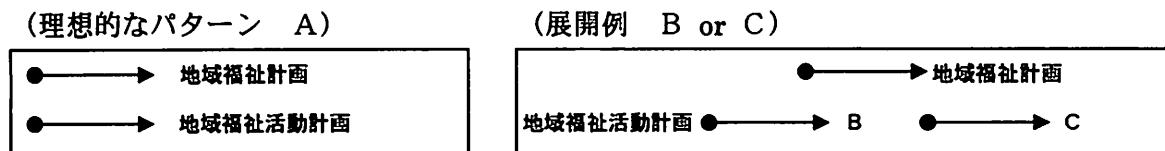
このように、小地域の取り組みを基本に据えて、公民の役割分担を明らかにしていく中で、地域福祉活動計画策定の中から住民・民間発の福祉のまちづくりに向けたアイデアや課題をボトムアップで提言していくことと、そうした地域の実情を踏まえて地域福祉活動や民間社会福祉事業の推進のための基盤整備や支援を行政が行う、といった関係性が見えています。

また、そうして策定された地域福祉活動計画や地域福祉計画で示された地域福祉や地域福祉活動の推進に関する基本方針を受けて、既存の3プランやその他の計画を見直していく（・・・③反映の部分）ことが現実的な当面の関係性といえるでしょう。

そして、将来的には、地域福祉計画そのものが3プラン等の縦割りの既存の計画を包括するものとして位置づけられ、福祉のまちづくりや社会福祉の総合計画として策定される、あるいは行政が策定する総合計画そのものに反映されていくものだといえます。

### ③地域福祉活動計画の策定パターンについて

地域福祉計画との関連性を踏まえた地域福祉活動計画の策定パターンは、現状からして3つのパターン（A「同時発進協働型」、B「活動計画先行型」、C「地域福祉計画先行型」）に分かれます。



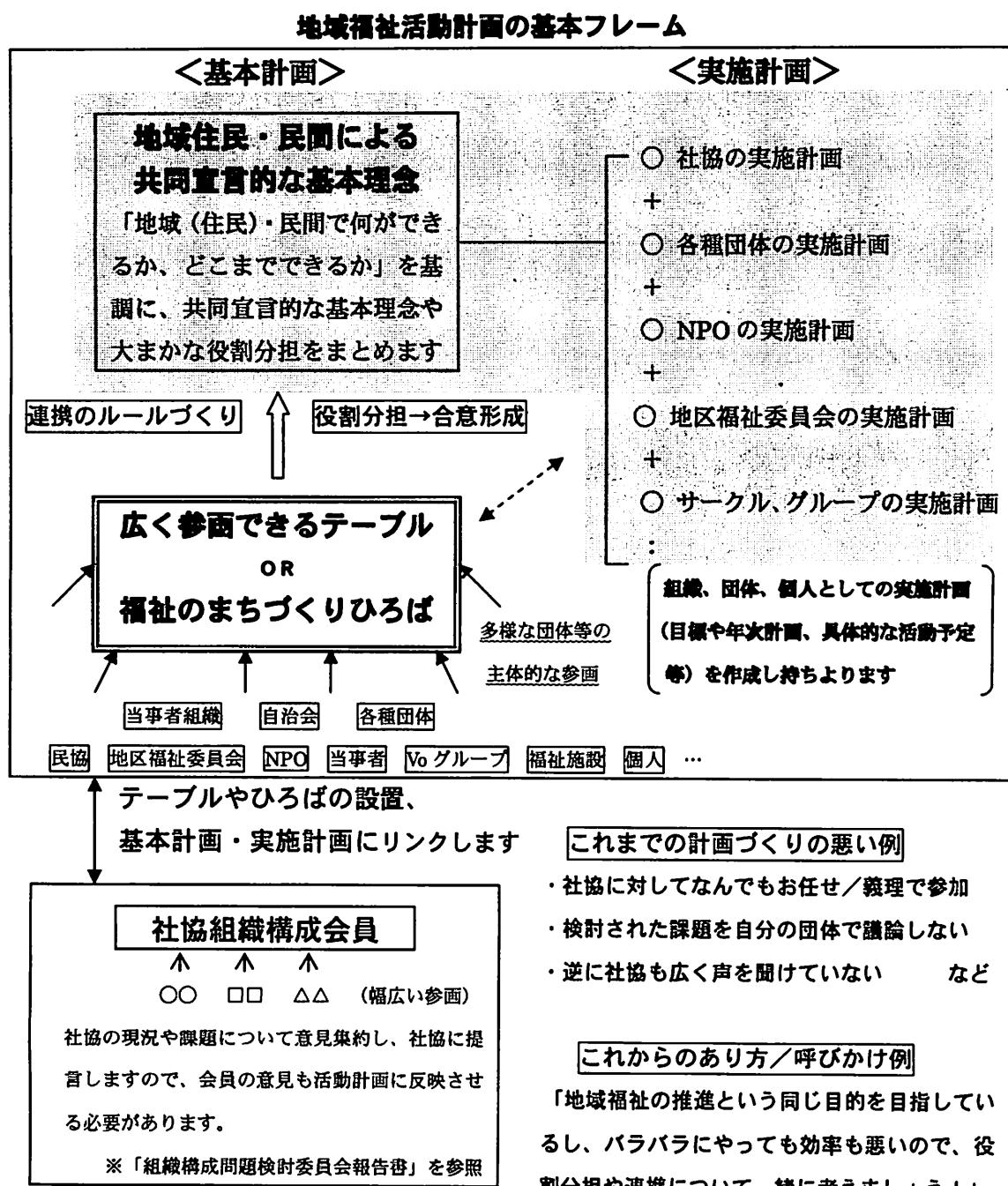
	同時発進協働型 A	活動計画先行型 B	地域福祉計画先行型 C
共通して重要なポイント・考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民協働で取り組むこと = 公民の役割分担</li> <li>・徹底した住民参加・参画が基本であること</li> <li>・調査活動などでの重複は避けること</li> </ul>		
考え方	行政及び住民・民間の双方で目標を共有化する	地域の課題を明らかにし、地域福祉計画策定へつなぐ	地域福祉計画の理念・方向にそって、地域福祉活動計画を策定
体制	共同事務局の設置 (行政と社協や民間団体等)	地域福祉活動計画の策定委員会に行政参画	地域福祉活動計画の策定委員会に行政参画
メリット	役割分担について整合性を図れる 調査等の重複が避けられる	先行して住民や民間の役割、公的役割を議論し、地域福祉計画へ反映できる	地域福祉活動計画をさらに発展させる方向での策定が可能となる

## (実践編)

### 3 地域福祉活動計画の内容

#### 3-1 地域福祉活動計画の構成

活動計画の基本フレームですが、以下の図のように、大きくは基本計画と実施計画から構成されます。



## ①誰が策定するのか？

- ◇社協が中心となって呼びかけ、  
↓  
… 地域福祉活動計画策定の事務局
- ◇地域福祉活動計画策定体制を決め、  
↓  
… 策定委員会が承認・決定の場  
テーブルやひろば、作業委員会が話し合い・課題整理の場
- ◇多様な福祉活動団体等が主体的に参画して合意形成や役割分担をして策定します。

### (社協の役割)

社協は地域福祉活動計画策定の事務局であり、地域で活躍する多様な地域福祉活動団体、グループ、個人等の呼びかけ役となります。つまり、地域福祉活動計画策定を推進していく事務局的な役割を担い、地域福祉活動等を推進する多様な団体やグループ等のつなぎ役、コーディネート役を担うともいえます。

このように声かけ役、コーディネート役を担うということにより社協のウイングを広げていくことは、社協本来の機能を高めていくという点で非常に大きな意味をもっていることを明確に意識することが重要です。

### ちよこっとコラム 地域福祉活動計画策定体制をつくっていく手順等について

従来の地域福祉活動計画の策定手順としては、「策定委員の選出→策定委員会の設置→必要に応じて作業委員会、部会の設置→住民懇談会の開催等・・・」といったかたちで策定委員会を先に設置する手順を多くとってきました。このてびきでも、そうしたかたちをオーソドックスな手順として採用していますが、住民参加の過程を重視した新しい策定委員会の設置の手順や選出方法もあります。

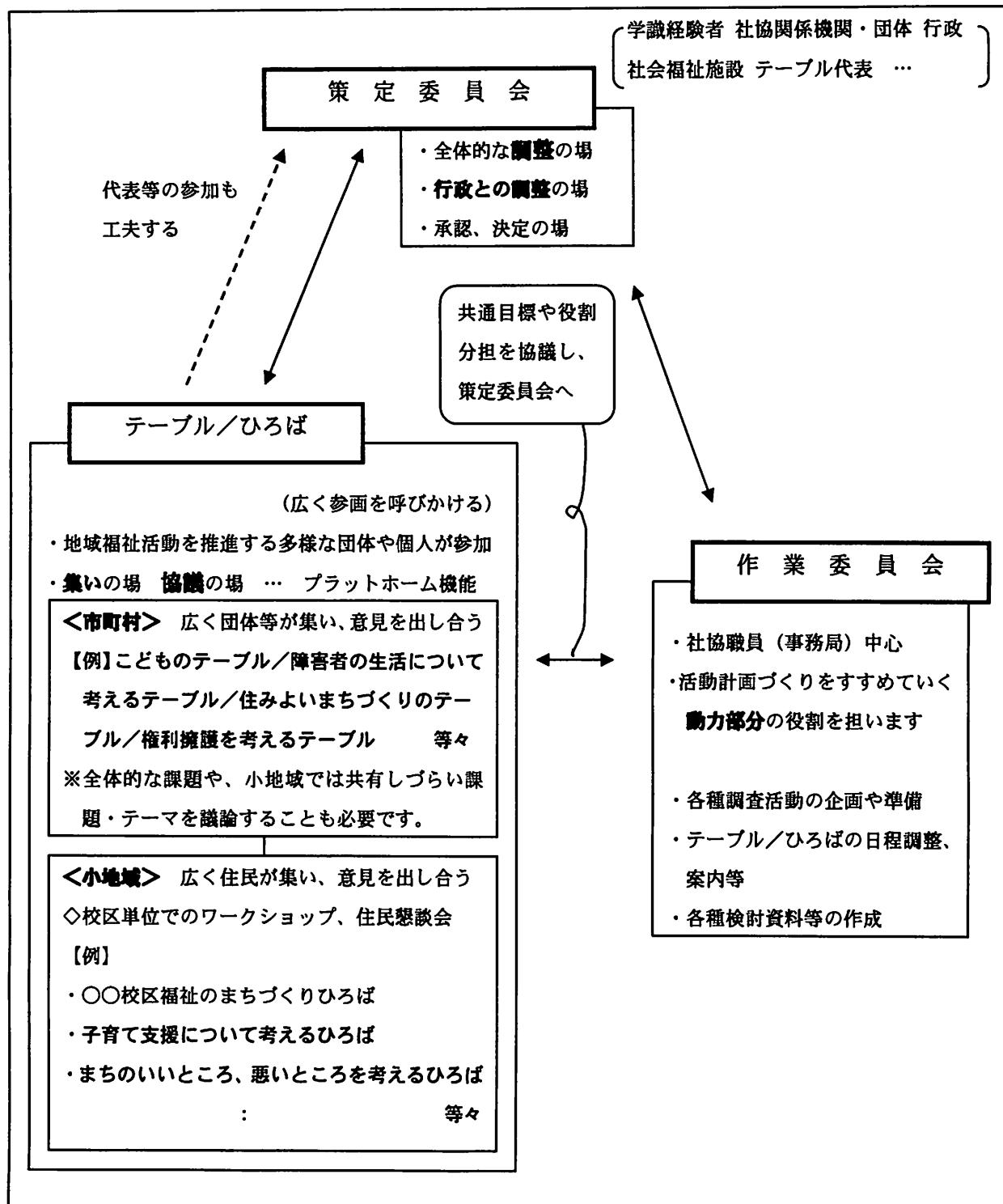
- 例) ①先にテーブルやひろばで、住民懇談会やワークショップを重ね、課題把握や整理を一定行う。 → 策定委員会設置に先行して計画活動をスタートさせる  
②その上で、テーブルやひろば（継続している）の中から策定委員会メンバーを選出する。もちろん、地域福祉活動計画の策定に必要な関係諸団体等にも声をかけ、参画してもらう。 → 地域での議論を踏まえ、より課題解決に適切な委員の選出

☆住民レベルで話し合ってきた内容を策定委員会に大いに反映させることが可能です  
☆策定委員のメンバー選出も、次の世代のリーダーに委員になってもらうといった工夫をすることで、5年先、10年先を見据えた計画づくりが可能です。

## ②策定体制はどうするのか？

活動計画を策定していく体制としては、「策定委員会」「作業委員会」「テーブル／ひろば」を設置して各レベルで策定作業をすすめていきます。

### ＜構成例＞



### ③地域福祉活動計画策定に関する推進組織の役割

#### **策定委員会** … (全体調整／行政との調整／承認・決定)

- ・ メンバーは、社協はじめ、学識経験者、各種団体・機関、社会福祉施設、テーブル代表者（当事者、ボランティア代表者等）、行政等により構成されます。
- ・ 全体的な調整、策定手順や検討内容の決定、軌道修正等を行います。
- ・ 行政との調整として、地域福祉計画との関わり、公民の役割分担等があります。

#### **テーブル／ひろば** … (出会い／集い／協議／課題把握／意見提案)

- ・ 地域福祉活動を推進する多様な団体や個人が参加します。例えば、地区福祉委員会、民協、各種団体、V0グループ、当事者団体、NPO、個人などです。
- ・ 「テーブル／ひろば」には、地域内のあらゆる関係団体やグループ等（これまで関係の少なかったところなど）にも積極的に幅広く呼びかけましょう。
- ・ 地域福祉の推進という大目標は同じでも、これまでバラバラに活動展開する傾向もありましたが、活動計画の策定を契機にどういった福祉のまちづくりをすすめていくのかについて共同宣言的な基本理念・基本計画の合意形成をはかります。
- ・ 具体的には、「どんな課題があるか」「その解決方策は」「地域（住民）や民間として何ができるか」「お互いにどういう場面でどう連携・協力していくべきか」「そのための仕組みはどうするか」「役割分担は」等を確認しあい、意見を出し合います。
- ・ ①より多くの地域福祉活動をすすめる団体・グループ等の参画によるテーマ別・分野別の検討を行うテーブル、②小地域（小学校区）で広く住民に参加を募りお互いに意見を出し合うひろば、といったパターンがあり、地域性に応じて、こうした出会い・集い・協議の場づくりをすすめていくことが不可欠です。
- ・ こうしたテーブルの場が、地域福祉活動を動かしていく地域の力（住民の福祉への関心の高まりや活動への参加、団体同士の協力体制づくり、など）になります。

#### **作業委員会** … (事務局機能／企画・調整／資料作成)

- ・ 活動計画策定の事務局を担う社協職員を中心構成します。
- ・ 社協職員以外にも、大学院生や地元の大学生、その他関係機関の職員等で継続的に作業に関われる方がいれば、作業委員会に参画してもらうとよいでしょう。
- ・ 次世代を担う若手主体のメンバー構成とともに、議論の活性化や新しい視点での取り組みのためには効果があります。
- ・ 既存資料の収集・分析や調査活動の企画、実施、その分析、その他活動計画策定に必要な資料づくり等を行います。
- ・ テーブルの日程調整や案内など、活動計画に関して幅広い関係者、住民が参画し話し合うことができる場づくりをコーディネートします。

## ④テーブル／ひろばの要点解説

### なぜ策定委員会と作業委員会だけではないのか？

「社協は地域内の関係機関・団体等から構成されているのだから、その中から策定委員が選出されていれば、それでいいのでは？」という声が聞かれるかもしれません。しかし、近年、ボランティアの裾野の広がりに加え、NPO法人の設立やセルフヘルプグループの取り組み、各種サークル活動など地域福祉活動に取り組む団体もかなり広がってきています。また、社会福祉施設の地域参加や企業等の社会貢献活動なども議論されており、社協でも組織構成会員制度の取り組みを積極的に展開し、協議体としての機能強化をさらに充実させていく課題があることを考えれば、従来のような策定委員会のあり方では限界があると言えます。

そこで、地域福祉活動を推進するより多くの関係機関や団体、地域住民がわがまちの暮らしについて一緒に考え、意見を出し合える、そんな場づくりをこの地域福祉活動計画を契機にもつことが必要です。そのために、あえて「テーブル／ひろば」という場の機能をクローズアップさせています。

### 「テーブル／ひろば」は新しい組織を作ることになるの？

決して新たに組織づくりをすすめようとしているのではありません。これまでの既存の組織を活用したり、それにプラスアルファしたり、既存の組織を中心に呼びかけたり、と、場づくりによる効果をより引き出せるよう、実情に応じて「場」を設定することが必要です。また、フリーに議論できる場として、新たに呼びかけて「場」を創出することももちろん可能です。

大切なことは、一部の関係者だけで計画をつくろうとせず、「より多くの団体や人の意見を聞いて作ること」にあります。集い、出会い、話し合いを重ねることで、お互いに認め合い、役割分担をして活動をさらに充実させる、行政等に対して提言をしていったりすることが大事です。

「テーブル／ひろば」は、新たな組織化を考えるのではなく、ゆるやかなネットワークづくり、プラットホームづくりであり、その掛け、コーディネート役を社協が果たしていくというように考えています。

### 「テーブル／ひろば」とワークショップ／住民座談会は違うのか？

「テーブル／ひろば」は出会いや協議の「場」であり、ワークショップや住民座談会は出会いや協議を深めて合意形成をすすめていく手法である、と言えます。したがって、「テーブル／ひろば」を開催し、ワークショップや住民座談会といった手法を駆使して、地域の夢や福祉課題、これからの中のまちづくりについて話し合ったりするということになります。「テーブル／ひろば」に参加する団体や個人それぞれが、「お客様的」になるのではなく、主体的に参加してもらうことが大切であり、団体間、住民間での合意形成づくりを大事にしていきたいという想いが込められています。

## ⑤テーブル／ひろばのステップについて

急に、「地域福祉活動を推進するあらゆる団体やグループに呼びかけて、一緒に協議する」と言われても…。戸惑う社協も多いかと思います。日ごろからの関係づくりが重要ですが、以下のようなステップを参考にされてはどうでしょうか？

### 第1段階：つながりをつくろう！

- ・「接点がないと、つながりようがない」 → 「きっかけづくり」を重視
- ・日ごろの事業展開や窓口業務の中で、幅広い団体等との連携を意識するようにする

#### <ニーズに応じて挑戦してみましょう>

- 子育てサークルとのゆるやかな連携
  - 地元企業との連携（ボランティア講座の実施、等）
  - ホームページや広報紙、窓口での各種助成金等の情報発信強化  
→民間団体の中には資金に苦しんでいるところや、あまり情報を持っていないことも。助成金や制度等の情報のPR・つなぎは、社協への関心・信頼になります
  - バザーや福祉まつり等イベント時の呼掛け
  - 組織構成会員募集の呼掛けもつながりづくりのきっかけになります
- ：

### 第2段階：共同事業をしてみる

- 子育てサークルマップの作成
- 各種講座や講演会の共同企画 等々

### 第3段階：活動計画策定（見直し）を契機に呼びかける

- ・つながりが少しでも出来たところから積極的に参画を呼びかける
- ・つながりが出来ていない団体等には、これを機会に「集まり、課題や今後のこと話し合える場」があることを案内する

### 今後の発展について

上記のようなさまざまな契機を経て、重層的なつながりが構築されていくことで、社協は地域福祉のプラットホームとして、地域福祉の情報センターや地域福祉活動の交流センターとしての機能を発揮することができるようになっていくことが理想です。

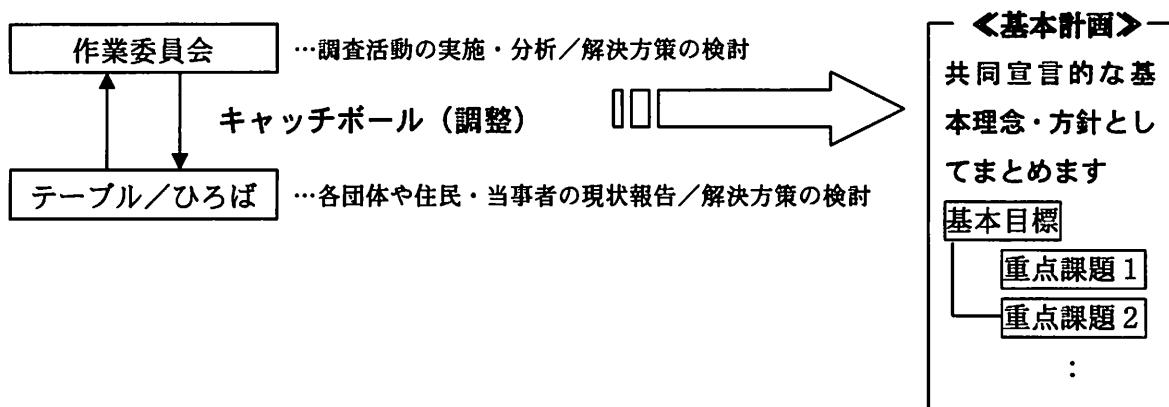
テーブルやひろばといった場が、今後の地域福祉を進めていく上で、大きな推進力となるように継続・発展させていくことが必要です。

### 3-2 基本計画と実施計画について

地域福祉活動計画は、大きく分けて「基本計画」と「実施計画」から構成されます。その中身の整理や体系化の仕方はそれぞれ工夫したもので構いませんが、その際に外してはいけないポイントや盛り込むべき事項等を整理すると以下のことがあげられます。

#### 《基本計画》

- 従来の「社協事業に関する基本計画」的な位置づけではなく、「地域（住民）や民間は何ができるのか（どこまでできるか）」を基調とした、社協やボランティア、当事者（組織・団体）、NPO、関係機関、地域福祉を推進する各種団体・個人等による、地域福祉課題の解決に向けた「共同宣言的な基本理念・方針」となるところが大きな特徴です。
- 上記のポイントを踏まえ、「広く参画できるテーブル／ひろば」の場で現在の地域福祉課題やその解決に向けた大まかな方向性、考え方等について確認しあい、活動計画策定に際して行った調査活動の結果等に照らし合わせて、基本目標や重点課題を体系化していく作業を、「テーブル」「作業委員会」を中心に行います。



- 多くの団体やグループ、ボランティア、当事者等が集い、「わがまちの福祉はこうあるべきだ」「こんな福祉のまちづくり、福祉でまちづくりをしていきたい」といったことを出し合いますので、中には意見が食い違ったりすることがあるかもしれません。しかし、その違いを確認しあいながら、共通した基本目標について合意形成をしていく必要があります。
- ですから、なるべく具体的なわかりやすい基本目標を定め、その目標に沿って重点課題や具体的な実施計画、お互いの連携のあり方などを模索していきましょう。

- 地域（住民）・民間の共同宣言的な基本理念・方針である基本計画は、上記のような体系化の作業を経て、基本目標と重点課題としてわかりやすくまとめていく必要があります。

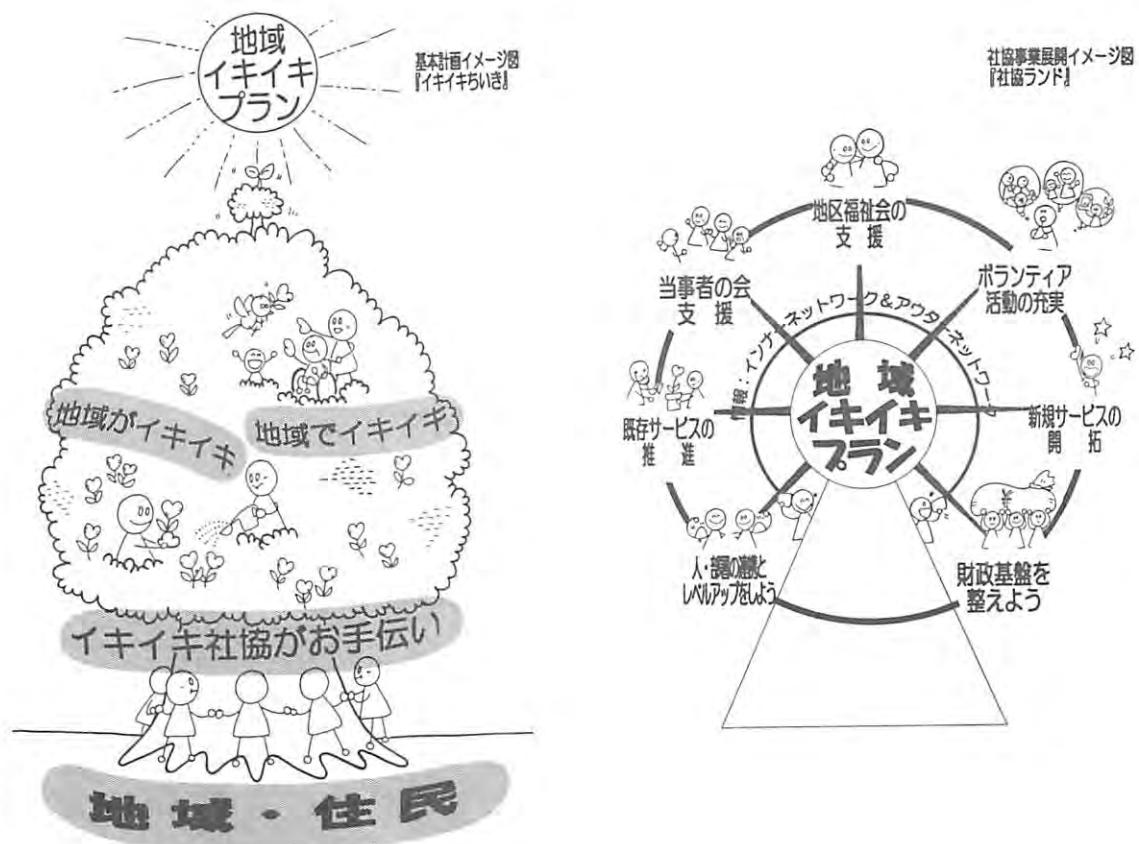
例えば、基本目標は計画の方向性を端的に示すものですので、わかりやすく、趣向を凝らしたものにする（目を引き、読んでもらえる）工夫も大事です。

=ワンポイント・アドバイス=

例1） 基本目標を図案化（＝イメージ化）して表現する **わかりやすく**

例2） 計画のキャッチコピーや愛称を活用する **親しみやすく**

…「地域がイキイキ」など



<箕面市社協／地域福祉推進活動計画“地域イキイキプラン”より抜粋>

また、**重点課題**は、基本目標の実現に向けて、課題解決の柱について特に優先的なものを中心まとめたものです。重点課題は基本方策と読み替えてもいいです。

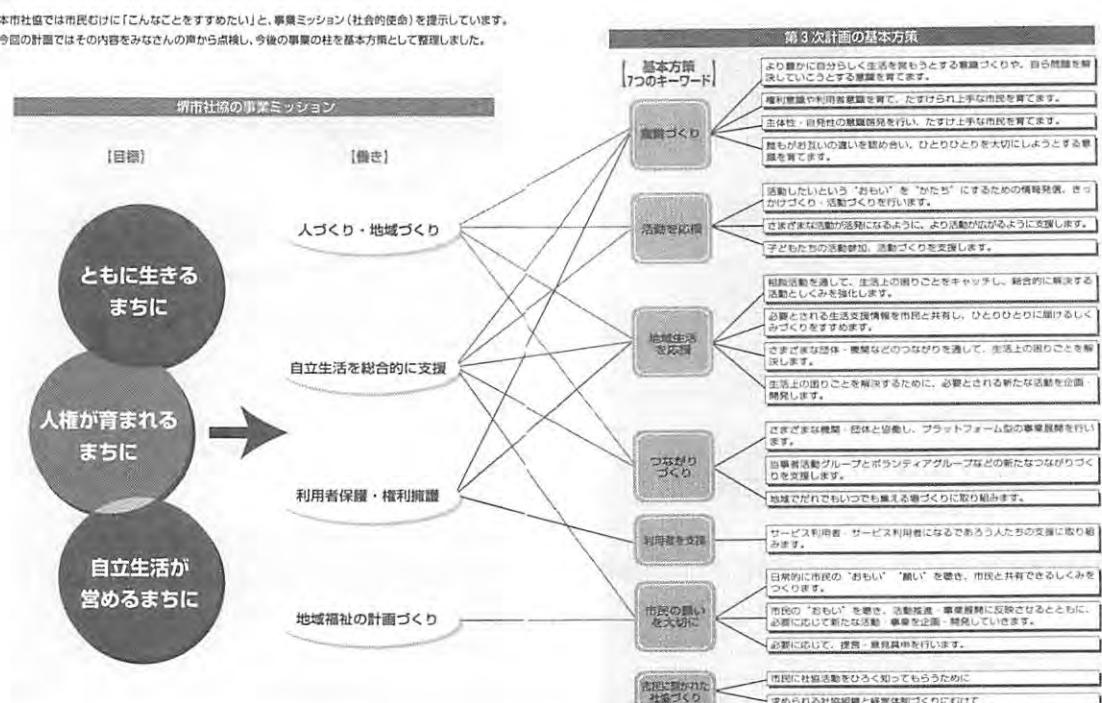
=ワンポイント・アドバイス=

- ・ 計画期間に解決が不可能なほどの課題や方策の羅列をせず、重点的な課題や推進方策の柱として整理する必要があります。
- ・ 現状分析の中から発見される多くの課題の中には、計画期間にすぐ取り組める課題ではなくても、「将来的に解決していかなければならない課題」として活動計画の中でどこかにまとめていくべきものもあります。気付いたことをそのままにしてうやむやにせず、課題は課題としてはっきりさせておくことが大切です。
- ・ 逆に、重点課題や基本方策として位置づけないと埋もれてしまうような緊急な課題については、その実施計画部分も十分に議論したうえで重点課題として位置づけることも必要です。

《参考例》 基本目標と重点課題（基本方策） … 堺市社協の場合

事業ミッションと第3次計画の基本方策関係図

本市社協では市民むけに「こんなことをすめたい」と、事業ミッション（社会的使命）を提示しています。  
今回の計画ではその内容をみなさんの声から点検し、今後の事業の柱を基本方策として整理しました。



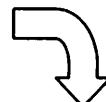
<堺市社協／第3次地域福祉総合推進計画中間報告書ダイジェスト版より>

## 《実施計画》

これまで実施計画部分も「社協の」年次計画・事業計画が中心であり、かつその内容の具体性（実現レベル）も社協によってまちまちでした。

### <これまでの反省点>

- ・ 実施計画の内容が具体的ではない
- ・ 必要な事業を羅列しすぎてしまい、結局多くの取り組めない事業が出来てしまう
- ・ 到達度や達成課題が不明確であり、あとで評価しにくい
- ・ 予算や推進する主体や連携・協働する団体等が不明確で、実行性が非常に低い
- ・ 社協だけの実施計画であり、計画づくりに参画した団体等ではあまり反映されていない



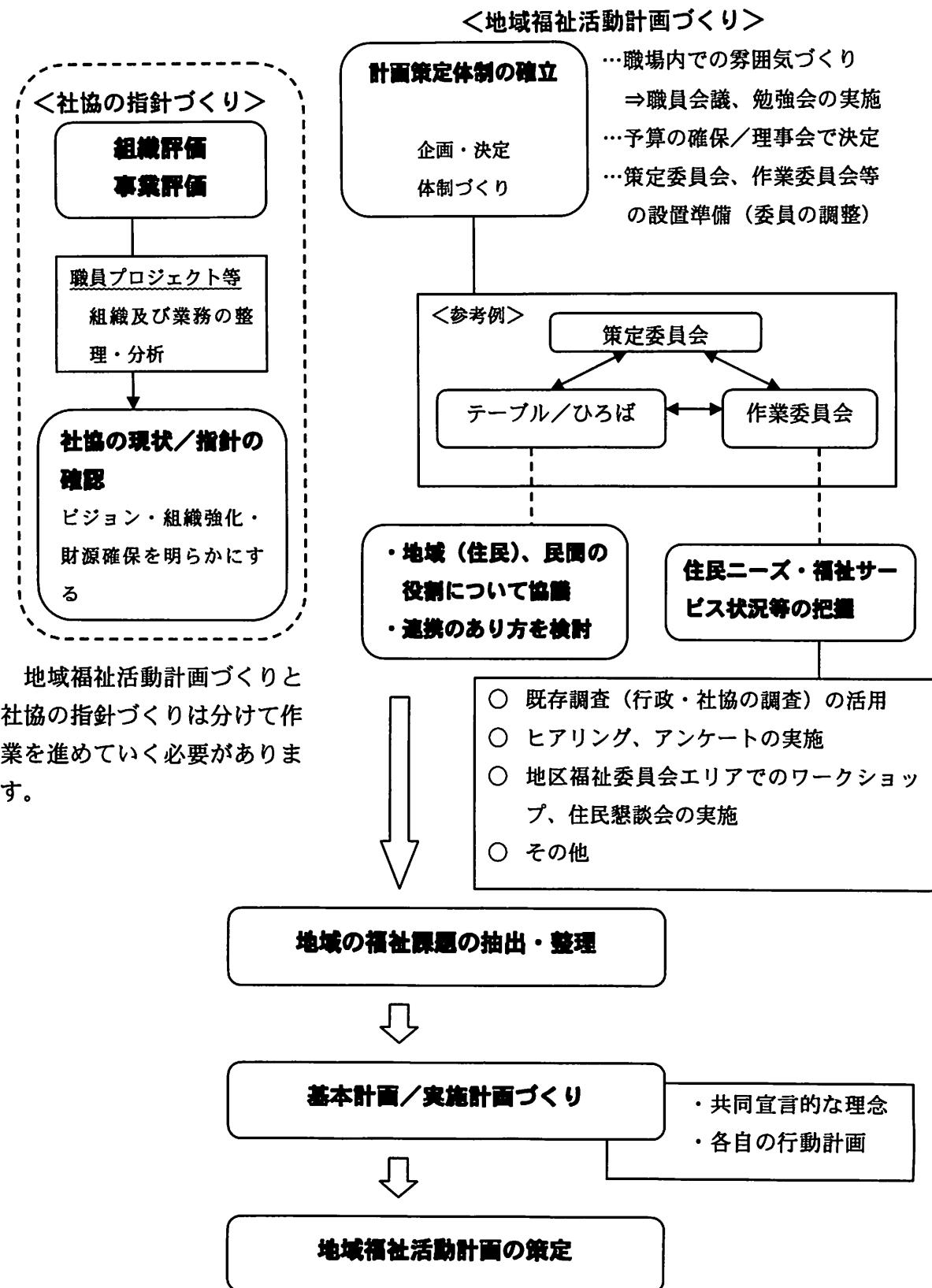
### <これから実施計画づくり>

- ・ なるべくわかりやすく具体的な内容にする
- ・ 活動計画づくりに参画した団体や個人が、それぞれ「自分たちの団体でできること」を実施計画としてまとめる →各団体、個人の行動指針や計画の集合体として実施計画を位置づけます
- ・ 社協や地区福祉委員会、各種団体等の間で、役割分担や協働のあり方にについて事前によく話し合い、その成果を実施計画としてまとめる
- ・ あとで評価しやすいように、達成課題や到達点を明記する（数値的に表せないものは、なるべく具体的に表記することで、あとでのチェックがしやすくなります）
- ・ 個別の実施計画だけではなく、いくつかの団体等が共同で企画・実施していくべき実施計画（例えば、“○○解決のための緊急アピール”など）もあればまとめましょう

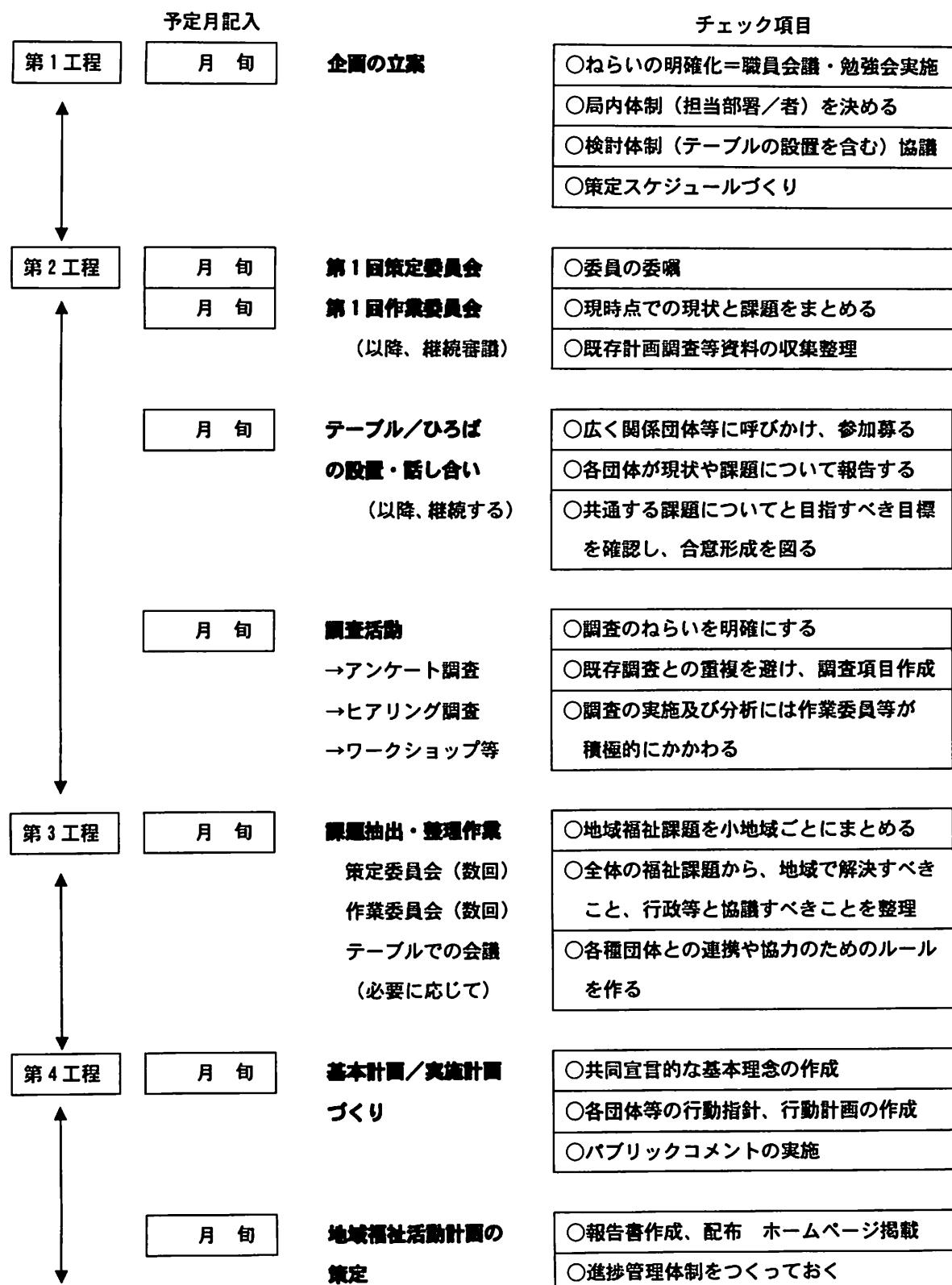
- 地域福祉活動計画の実施計画は、言うまでもなく地区福祉委員会やボランティア、その他地域福祉（活動）を推進している多様な団体、機関等の行動計画ですので、実施計画の“対象”や“その方法”、“推進主体”、“連携する団体・機関”等が具体的に描かれておく必要があります。
- その上で、うまく実行出来なかった場合には、どこがうまくいかなかったかをチェックして、その改善策を話し合うことになります。

## 4 地域福祉活動計画の策定方法

### 4-1 地域福祉活動計画策定のながれ



## 4-2 地域福祉活動計画の策定プロセスとチェック項目（参考例）



### 4-3 調査活動のあり方について

調査活動は社協事業の基本ではありますが、「計画づくり=調査」と安易に結びつけ、ニーズ調査をすればそれでよい、といったものではありません。

そもそも計画設計や狙いがしっかりとしていないと、調査活動により明らかにしたい部分が思ったように解明されなかったり、計画に反映させることが難しくなります。また、「調査のための調査」というように、いつの間にか調査そのものが目的化してしまい、時間や労力の無駄遣いや調査の受け手にとって答えるのに苦労するような調査表ができてしまうこともあります。

では、どういったポイントを押さえて調査活動を取り組んでいけばよいでしょうか？

#### ① 主な調査活動の種類とその特徴（概要）

主な種類	(これまでの調査での) 主な対象	調査の特徴
アンケート	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域住民（無作為抽出）</li><li>・社協会員（〃）</li><li>・地区福祉委員会役員、会員等</li><li>：</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・多数対象の意識調査が可能 … PR効果も</li><li>・自由回答欄で切実な声、ニーズをキャッチする</li></ul>
街頭アンケート	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域住民 (駅前等の通行人)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・普段社協と関わりの少ない市民の声が聞ける</li><li>・社協のPRとしても有効</li><li>・行き先や対象を絞ってアンケートも可能</li></ul>
ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"><li>・社協の各種関係団体</li><li>・NPOや新しいyoグループ</li><li>・個人対象</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・各種団体が抱える課題や社協への期待や要望等 テーマに沿った内容をヒアリングできる</li><li>・関係の少なかった団体等に対しては「きっかけ づくり」にもなる</li></ul>
住民懇談会 (住民座談会)	<ul style="list-style-type: none"><li>小地域 (=主に小学校区) で、 <u>幅広く地域住民</u>を対象に呼び かける</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・参加者一人ひとりの生活の困りごとなどを把握 することができる</li><li>・次の活動につながる人材発掘の機会ともなる</li></ul>
住民モニター	<ul style="list-style-type: none"><li>モニターが<u>近隣の人や広く住 民対象</u>に聞き取りする</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・モニターの視点で住民からニーズ把握を行う</li><li>・住民の立場で具体的な提案をしてもらう</li></ul>
ワークショップ (井戸端会議)	<ul style="list-style-type: none"><li>小地域 (=主に小学校区) で、 <u>幅広く地域住民</u>を対象に呼び かける</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・テーマに基づきグループでの話し合い等を通じ て、ニーズの把握や解決方策の検討を行う</li><li>・地域課題や今後の展望など、合意形成の場とも なる</li></ul>

## ② 調査活動に取り組む際のポイント

### <アンケート調査のポイント>

- 最初は事業評価を市民にしてもらおうと思っていたが、全てをアンケートで聞くのは難しいので、地区福祉委員会やボランティア活動など、質問内容を絞ってアンケートをした。
- あまり普段は社協と関係の薄い層へアンケートで働きかける。例えば、関係団体・グループ等の会長などのトップの方ではなく、一会员などを対象にアンケートをする。
- 街頭アンケートの実施など、出向いて直接聞き取りする形式もあり、いろいろな人から意見を聞くことが出来る。
- アンケートをする際には、明らかにしたい課題をもとに、アンケート対象者を絞って調査する工夫も有効
- ヒアリングを行う団体に対して、事前にアンケートをとることで、的を得たヒアリングをすることができる
- ヒアリングを行う団体に対して行った事前アンケートは、その団体にとって「振り返り」や「目標」を確認する機会となる

### <ユニークな取り組み例>

#### 《社協職員対象の意識調査》

=期待される効果=

- ①社協のビジョンや取り組むべき課題など、職員間の共通認識をつくることができる
- ②計画づくり自体に关心を持ってもらうことができる

#### 《街頭アンケート》

=期待される効果=

- ①普段はなかなか聞けない、社協と関係の少ない地域住民の声を直接聞くことができる
- ②子育て中の親（公園でヒアリング）の意見、などとターゲットを絞れば可能性が広がる

### <アンケート調査の考え方>

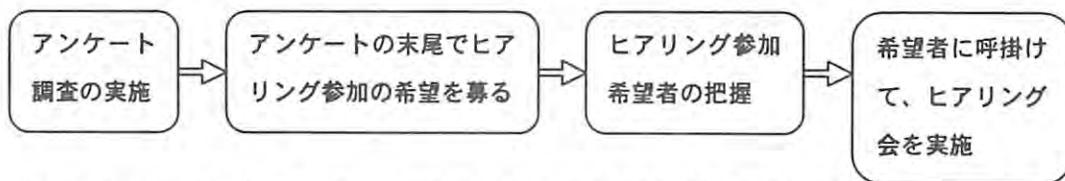
#### Q. 回答率が思ったようにあがらない

A. 「率」にあまりこだわる必要はありません。ある程度住民意識の傾向を把握することができる、と捉えておきましょう。そもそも、調査規模や（結果的には）回答者の属性等によって、必然的に論証できる範囲に限界が生じてしまいます。回答しやすいような設問の工夫をした上で、①「率」よりも自由解答欄の一人ひとりの声を大切にする、②傾向から類推できることを現状と照らし合わせ分析する、③アンケートを目にしてもらうことによるPR性、などを大事にする必要があります。

## <ヒアリング調査のポイント>

- ・ ヒアリングをする際には、団体やグループ等の役員にいきなりヒアリングするのではなく、会員対象に事前にアンケートをして会員の率直な意見を伺った上で、役員対象にヒアリングをした。そうすることで実態に即したヒアリングができる。
- ・ 行政が事務局をもっている団体とも、ヒアリングを契機に接点をもつことができる。
- ・ 団体やグループ等へヒアリングを行うことで、その団体やグループとしても「もっと地域に働きかけていかないと」と、社協のことや地域福祉のことを少しでも理解してもらうきっかけになる。
- ・ 地域福祉を推進していく上で、さまざまな分野で活躍する団体との協働が必要であることを再確認できる。

## <ユニークな手法>



- アンケート回答者から希望者を募り、ヒアリングを行います
- いろいろな活動に参加している団体やグループなどの個人対象に率直な意見を聞くことができ、参加者同士も交流を深めることができます

## <ヒアリング調査での注意事項>

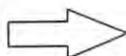
- 一つの会場で多数の団体とヒアリングをするような場合には、時間をずらす、仕切りをするなど、プライバシーに配慮しなければなりません。
- ヒアリングを実施する際には、事前にその目的を正確に伝えることが必要です。
- 質問や進行の仕方などにより、ときには行政や社協への要望・批判が中心になってしまいますこともあります。あまりそうした要望・要求ばかりでは聞きたい内容が聞けなくなってしましますので、話の流れの中でうまく整理して次の話に移るといいでしょう。しかし、「これまでにそうした思いを伝える機会が少なかった」「前にも言っているのに少しも変わらない」といった背景があるかもしれませんので、一概に批判とくくるのではなく、しっかりと受け止めが必要です。
- 調査活動で明らかになったことは、何らかのかたちで計画に反映させましょう。

## <住民懇談会のポイント>

- ・ 地域住民から直接意見を聞くことができる。
- ・ 小地域（＝基本的には小学校区）での開催を基本とし、生活に関する困りごとなどを率直に出し合い、地域課題を明らかにすることができる。
- ・ 住民懇談会を開催するにあたって、開催時間や曜日、周知方法（回覧板、口コミ、掲示板…）を工夫し、幅広く参加を呼びかける。
- ・ 小地域で呼掛けを行う中心的な団体等（地区福祉委員会、自治会、住民懇談会実行委員会等…）に対して、事前によく懇談会の趣旨を説明し、要求・要望型ではなく対話型の懇談ができるように協力してもらう。
- ・ 住民懇談会は、暮らしの困りごとや地域課題について地域住民同士の懇談の場としてだけでなく、地域支援にかかる社協や地域福祉活動を推進する諸団体、行政関係者なども一緒に参加することで課題の共有化を図っていくことが重要です。
- ・ 出来るだけ丸く座るようにし、みんなの意見が聞きやすい、伝えやすいように工夫しましょう。
- ・ 当日、意見を言えなかった人や言い残しのある人に対してアンケートなどを用意しましょう。

## <事例 1>

「このあたりは坂道が急で、足腰が弱ってきてている私にとっては大変…」とのある高齢者からの声



「家の前にイス出しどくから疲れたら使って」と、ある参加者が提案

ほんの一例ですが、「自分たちが住みやすい地域にするために、自分たちでもできることは何か」を考えるよいきっかけとなったようです。

## <事例 2>

道路が狭くて、路上駐車にも迷惑している。 → 住民の意識（マナー）



緊急時対応は行政の責任もある。  
住懇をきっかけに警察や消防などと  
さらに連携をとることが確認。  
住民の活動としては、路上駐車防止  
ステッカーや立て看板を設置した。

福祉に限らず、生活全般にわたる地域の現状から、住民としての役割やその対応をしていくために幅広い分野の関係者が連携を強化していくことにつながったようです。

### <住民モニターのポイント>

- ・ 行政が取り組むべき課題や地域住民が取り組むべき課題を住民の立場から具体的に提案することができます。
- ・ 計画策定時の協力だけにとどまらず、実施段階での活動の担い手につなげることを図りましょう。
- ・ 集計結果を、「年齢別」「性別」「社会階層別」「地域別」などに集計できるように工夫すると、地域特性・課題などが見出しやすくなります。

### <ワークショップの特徴>

- ・ 同じテーマについて夢を語り合うことで、共通の思いを確認することができます
- ・ 話し合いだけではなく、それをメモ用紙に記入したり、みんなで模造紙などにまとめたりといった作業を通じて、課題をより明らかに把握することができます
- ・ 地域や自分たちの課題（問題点）などについても、他人から指摘されるというよりは、作業を通して自ら気付くきっかけとなります

### <用語解説>

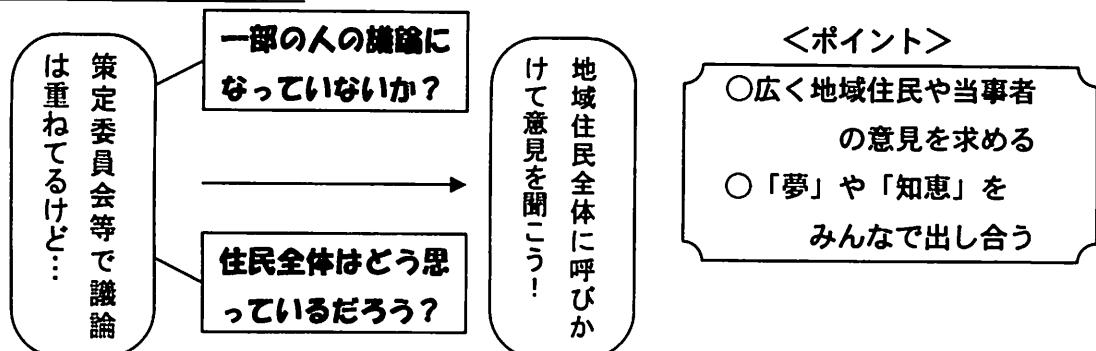
#### ワークショップとは？

もともと「作業場」「仕事場」を意味する言葉だが、現在では、参加者が相互理解を進めながら作業を行い、ある課題について意思決定・合意形成を行う会議のことをさして「ワークショップ」という言葉が使われることがある。特に、まちづくり行政の分野では、さまざまな立場の地域住民、行政、専門家等が、それぞれのアイディアや知識、経験を共有しながら、相互理解を進め、共同作業を通じて、地域の課題の抽出やその解決策の検討、まちづくりに関する合意形成、計画案の策定等を行う会議のことをさす。

（引用：全国社会福祉協議会発行『地域福祉計画・支援計画の考え方と実際』より）

## ○ワークショップ

### ①ワークショップのねらい



### ②ワークショップのすすめ方（参考例）とポイント

#### A. グループ分け

話し合いを進めるには、1グループは6～8人が理想です  
ワークショップの企画側が1人ずつグループにサポーターで入ると効果的です

#### B. 趣旨の説明

ワークショップの目的を説明します  
※新聞記事やビデオ等を通して説明を補足するとわかりやすいです  
話し合いのルール（誰がやるかは置いておく、等）を押さえておきましょう

#### C. グループ作業

地域のことについて話し合うには、地図を用意するとイメージが湧きます  
カードを使った整理方法（KJ法）など、意見を出しやすくする工夫をします

#### D. グループの報告とまとめ

一人ひとり、あるいはグループでの「違い」を認め合い、共有していきます  
次に「つなげる」（第2弾やグループづくり、他）ことを確認します

### ③ワークショップの効果 < A 校区の“感想”より >

「発言が活発」「次回が楽しみ」 … 呼びかけ、交流する場をつくることができた

「男性の参加が多かった」 … リタイヤ男性や団塊世代の参加につなげられる

「ボランティアに協力したい」 … 担い手の発掘、想いを共有化していく

「子育て世代の人は少ない」 … 地域のウイークポイントがわかった

## ○ビジョンづくり型ワークショップ

### ①ビジョンづくり型の特徴

自分の「夢」「理想」から話し合う方法 =ビジョンづくり型ワークショップ	現実の地域課題から話し合う方法
日常の活動から、実現したい地域の姿を描き、そのために必要な活動が何かを考える	「個別事例」・「地域調査」等をとおして、その人を支えるための必要な資源や支援の連携を考える

### ②ビジョンづくり型ワークショップのすすめ方とポイント

#### A. テーマの設定

↓ 検討すべきテーマがいくつあるときは優先順位をつけひとつずつ検討します

#### B. 実現すべき地域の姿の確認

「こんな地域になったらいい」という**理想の姿**をできるだけ**具体的**に出し合う  
構造紙等を準備して、マジックでみんなの意見を**箇条書き**にしていきます

違う意見が出たときはすぐには否定せずに、  
より具体的なイメージを出してもらい、ひとつずつ確かめながら話をすすめましょう

#### C. るべき姿を実現する条件やその上位目的の確認

実現したい地域の具体的状況から、その状況を**実現するための条件**を考えます

抽象的な項目が出たら「**上位の目的**」に位置づけます

ここでも、なるべく具体的に思いつくままに自由にあげていきましょう

#### D. 目的関連図（風船図）の作成

目的や条件などから、具体的な事業や活動を導き出します

- ・これまでの活動を見直します
- ・新たな仕組みや活動を考えます

### ③ビジョンづくり型ワークショップの効果

- 共通の夢をイメージすることで、各自（組織や団体、個人）のポジションと連携するための課題が鮮明になる
- 導き出された活動が1つであっても、その活動を地域の全体像や上位の目的のなかで位置づけられる → 総合的なまちづくりの実現へ

## 調査活動の取り組み方 ～流れとポイント～

### ＜調査活動の前提＞

#### 関係する既存資料の収集・分析

調査内容の重複を避け、既存資料をできるだけ活用するようにしましょう。

例) 各種行政計画策定時の調査結果、各種データ、／市町村レベル、小学校区レベル

### ①明らかにしたい地域福祉課題は何か？（ねらい／仮説の設定）

- 例) ・ボランティア（担い手）の拡大 → 社協や校区のことを知っているか？  
どんな活動に関心があるか？  
・( ) → ( )

○「まず調査ありき」でなく「調査で何を明らかにしたいか？（絞込み）」が大事！

### ②調査活動の企画

- 「対象（高齢／障害…）」×「方法（アンケート／ヒアリング…）」×「日程・費用」  
○仮説に基づき、調査活動を企画する  
○対象や方法など、仮説を立証するために有効なパッケージを考える

### ③調査結果の分析・まとめ

- 調査結果をグラフ化したり、わかりやすくまとめる

### ④調査結果を調査対象者に返す

- 例) ・住民座談会／市民フォーラム／報告書の作成／広報紙 … 等  
○調査にご協力いただいた個人や団体に対して、何らかの形で結果を公表し、意見を伺うことが必要。ただし、プライバシーに十分配慮（個人が特定されない、など）することが原則です。

### ⑤計画への反映・今後のあり方への提言

- 策定委員会等の場で調査結果について検討し、活動計画へ反映させる  
○活動計画に直接反映されない事項でも、今後のあり方への提言としてまとめるなどの工夫が必要です（ひとつひとつの声を大事にする）

### ③ 調査活動のまとめ

#### 調査活動からの反省（課題）

- ・ 言葉づかいなど、もう少し時間があれば丁寧にできた。
- ・ 社協職員自身が外に出て、住民の意見・思いを肌で感じることは刺激になる。  
(大学生や大学院生、コンサル等の協力も効果があるが、任せきりにしない)
- ・ 新旧住民層の相互理解やつながるための工夫、当事者活動とボランティア活動のつながり、当事者活動と地域とのつながり、など多くの課題が明らかになった。
- ・ 調査項目で「あれも聞きたい、これも聞きたい」と調査側の思いが強くなりすぎ、項目が増えてしまった。増やすと削るのが大変。
- ・ 言葉遣いひとつでも意味が変わってしまう。

#### 調査活動での気付き（発見）

##### 自治会未加入世帯、若年層へのアプローチが必要

- ・ 自治会未加入世帯があまり地区福祉委員会等の小地域福祉活動とつながりができるいない。
- ・ 自治会に入っていないと、回覧板などの情報も回ってこないため情報が届かないことがある。PTAに入っていない場合も同様で、組織に入らないと情報が入りにくい実態がある
- ・ 地域住民とはどこまでか？気がつけば「50歳代以上の年齢層」であったり、「自治会関係者」「民生委員・児童委員」だけだったり…。
- ・若い人の認知度が低かった。

#### 調査活動のポイント（まとめ1）

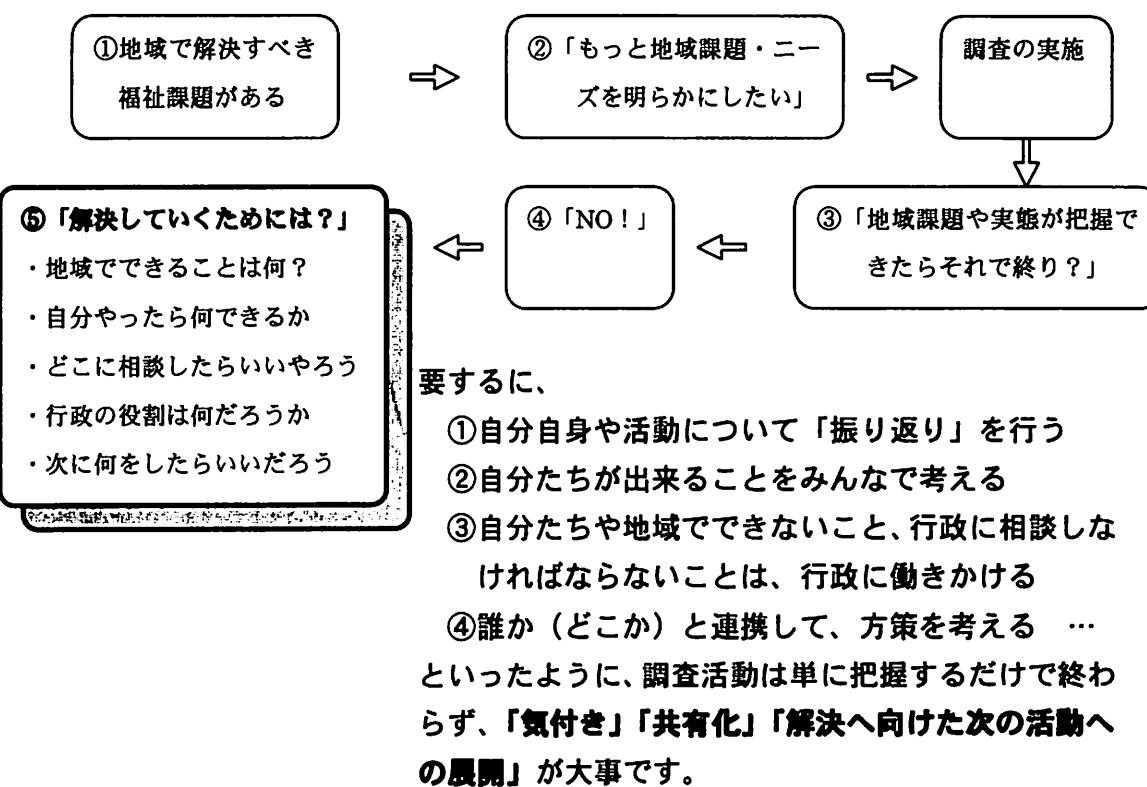
- ・ 郵送アンケートにしても、街頭アンケートにしても「回答する・しない」という時点で既にフィルターがかかってしまう。そういう点からすると、認知度が何%であるとかそうした数字はあまりこだわる必要はない。
- ・しかし、数字自体は一人歩きするので、調査する際には慎重に扱う（仮説を立証することに説得力をもつこともあれば逆もある）。
- ・むしろ、自由解答欄の切実な声や「こんな地域活動・事業が自分の住んでいる地域にはあったんだ」といった理解を示す回答が得られることが大事。
- ・調査活動を行うことは活動・事業をPRする意味も大きいので、いかにPRするかというねらいをしっかりと持つ

## 調査活動のポイント（まとめ2）

- ・アンケート項目をねらいを絞って削っていく作業や仮説に基づいた設問づくりなど、職員自身が行うことが大事。
- ・「ごくありきたりの内容をわざわざ聞くべきかどうか？」調査をする前によく考える必要がある。
- ・すでに当該行政が似たような内容を聞いていたり、近隣市町村、大阪府レベルで明らかになっていることなどを、度々聞くかない。
- ・調査活動にはいろいろな方法があり、目的に応じたその組み合わせが大事。

### ちよこっとコラム 調査活動で大事にしたいこと

調査活動で大事なことは、繰り返しになりますが「何のための調査か」ということです。



#### 4-4 小地域での計画づくりについて

地域福祉計画ならびに地域福祉活動計画においても、小地域（概ね小学校区）を単位とした地域福祉を計画の中でしっかりと位置づけることが重要です。そこで、まずこれまでの取り組みや地域の現状を踏まえておく必要があります。

##### ① これまでの取り組みと小地域の現状、今後のあり方

###### <これまでの地区福祉委員会の実績>

- 小地域ネットワーク活動 … 見守り・声かけやグループ支援。ほぼすべての小学校区で実施。
- 当事者組織の支援 … ひとり暮らし老人の会支援（会食会、等）、他。
- ミニデイサービス … 家庭的雰囲気の身近な地域デイケア活動。
- 福祉まつり・各種講座 … ふれあいの推進や福祉の理解、ボランティアの発掘・養成
- ：

###### <新たな地域での活動の動き>

- 子育てサークル … 地域で自主的に活動している親子のサークル。公民館他で活躍・急増。
- 個人 Vo … 地域活動には参加していないが、個人的にデイサービスセンターや施設、病院、その他広域的、多領域にわたるボランティア活動をしている人も着実に増えています。
- 多様な当事者活動… 小地域での取り組みがこれまでなかなか馴染まなかった病気や障害等により生活困難を抱える当事者のセルフヘルプ活動等。
- ：

###### <地域の現状（一側面…）>

- ・ 自治会（町内会）の未加入世帯の増加 → （回覧板で）情報が回らない
- ・ 共働き世帯の増加 → 町内会活動等にもなかなか参加できない
- ・ 老人クラブ等の組織率の低下 → 高齢化により、役員のなり手が不足
- ：

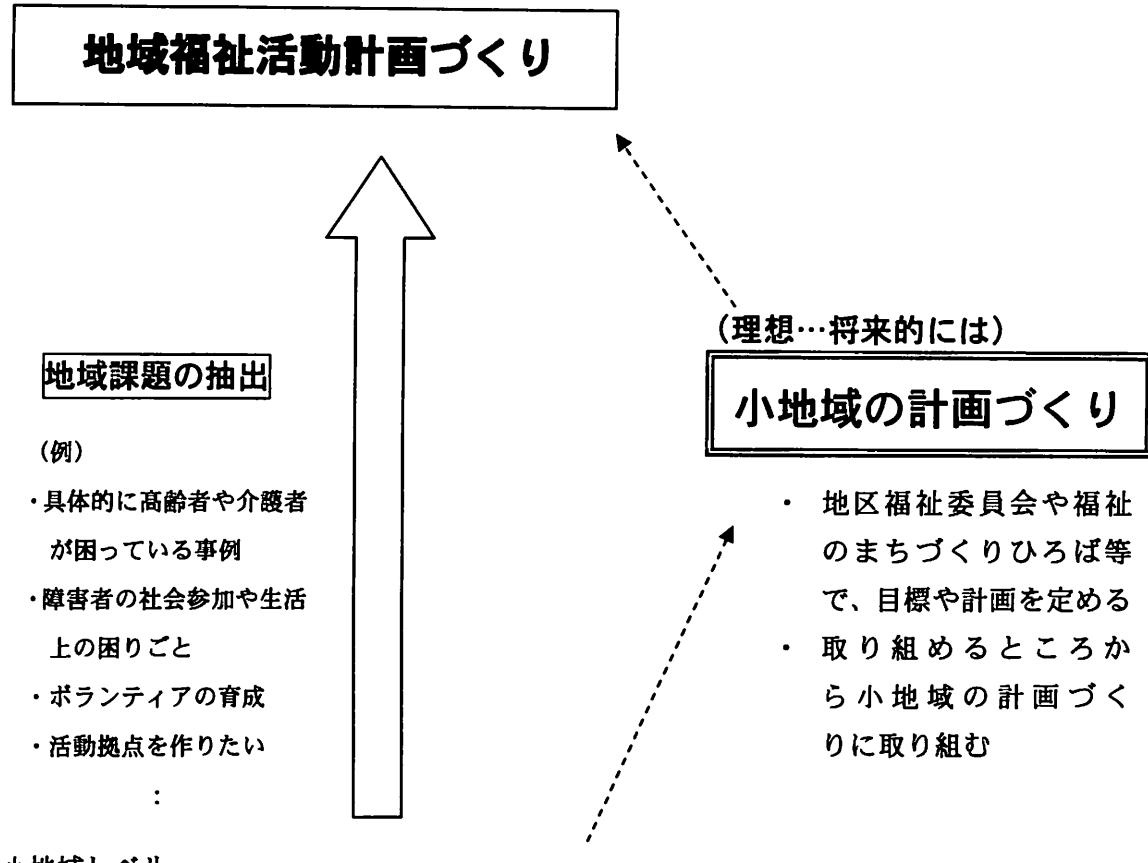


###### <今後のあり方>

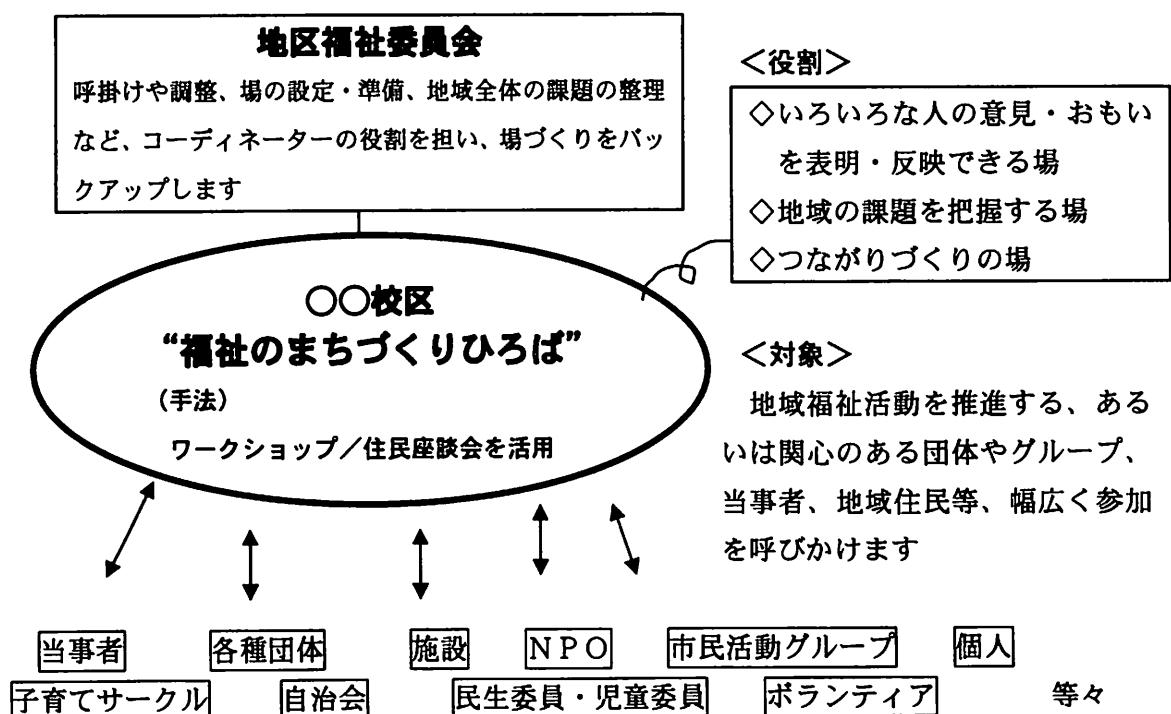
- ◇ 誰もが住みよい地域をつくっていくためには、生活の基盤である小地域を舞台にあらゆる団体や活動者、当事者がお互いを認め合っていくことが必要です。
- ◇ そこで、小地域福祉活動と広域的・多領域にわたるボランティア・当事者・市民活動との接点、つながりづくりが求められています。

## ② 小地域での取り組みの位置づけ

### 市町村レベル



### 小地域レベル



## <〇〇校区 福祉のまちづくりひろばについて>

先述したように、大阪では概ね小学校区を基本に地区福祉委員会をはじめとした地域福祉活動を住民主体で活発に展開してきた実績があります。それは住民や当事者にとって小地域が身近な生活圏であり、ニーズ把握や課題解決に向けた住民の取り組みに適しているからです。

このように、地域福祉計画や地域福祉活動計画を策定していく際には、小地域で実際に生活している住民の視点から、地域福祉に関連するさまざまな課題を明らかにしていく必要があります。「住民自ら何ができるか?」「地域(住民)や民間の役割は何か?」を明らかにしていく地域福祉活動計画の策定に際しては特に重要です。

そこで、小学校区を基礎に地区福祉委員会等が中心となって広く住民や地域福祉活動を行う団体・グループ等へ呼掛けを行い、「〇〇校区 福祉のまちづくりひろば」を開催します。そこでは、小地域でのニーズ把握や解決方策の検討を行い、課題や提案を地域福祉活動計画の策定に反映させていきます。従って、地域福祉活動計画策定の作業委員等が手分けをして小地域での会議に参加しておく必要があります。

「〇〇校区 福祉のまちづくりひろば」では、ワークショップや住民座談会など、なるべく自由に一人ひとりの意見や悩みなどが出し合えるようにしましょう。

また、こうした取り組みを地域福祉活動計画策定のときだけのものとするのではなく、継続的に取り組んでいけるようにすることが必要です。

### 「〇〇校区 福祉のまちづくりひろば」の役割

- ① いろいろな人の意見・おもいを表明・反映できる場にする
- ② 地域の課題を把握する場にする
- ③ つながりづくりの場にする

※ この「〇〇校区 福祉のまちづくりひろば」は、「また同じような新しい委員会、組織を作るのか」という誤解や反発があることがあるかもしれません。しかし、この「ひろば」はお互いに交流し、課題や夢を共有しあう場ですので、組織を新たに作るということではないことを十分に説明しましょう。

※ 多くの場合、初めての取り組みとなれば、結果的に参加者が少なかつたり、呼びかけても反応が悪いこともあるでしょう。「はじめから〇人呼ばないとダメだ」と動員型でひろば運営を行うのではなく、場づくりは長期的に考え、継続するなかで、徐々に理解を広げていきましょう。

## <小地域の計画づくり>

市町村域全体としての課題把握や解決方策の検討は地域福祉活動計画の策定の場で行われます。しかし、実際に地域福祉活動を推進していくためには、地区福祉委員会エリアやさらに小さな区域（＝自治会・町内会のエリア）でのニーズ把握や活動展開が重要になってきています。

例えば「ふれあいサロン」が地区福祉委員会エリアで1箇所の開催であった当初に比べて、現在では自治会・町内会ごとに持ち回りで開催したり、小地域ネットワーク活動の基本でもある声かけ・見守りの活動も近隣での支援であることが特徴的です。

近年、地域福祉が基調とされ、高齢者の地域生活支援だけではなく、子育ての課題や障害者の地域生活をいかに支えていくか、児童虐待の早期発見・防止や痴呆性高齢者の支援、福祉教育、保健医療の関係等、さまざまな分野の課題について、重層的な地域や多様な文化をベースに捉え、解決方策を検討していくことが重要になってきています。

これまで比較的、住民全体の課題として共有されやすい課題から地域福祉活動を開いてきましたが、こうした多くの課題に対しても、専門機関とも協働しながら、地域で解決方策を検討していくためには、各団体やグループが単独で取り組んでいくよりも、連携しながら計画的に取り組んでいく必要性がますます高くなっていると言えます。

### 小地域の計画づくりの方向性

- ① まずは「〇〇校区 福祉のまちづくりひろば」のような場での意見交換を重ねた上で、そこで明らかになった課題等を地域福祉活動計画づくりに反映させること、そして地区福祉委員会やボランティアグループ、当事者団体等それぞれの活動に持ち帰って日々の活動に反映させることが大事です。
- ② 次に、小地域福祉活動を推進する中心的な組織である地区福祉委員会として、校区全体の課題整理や今後の活動・事業展開の案を検討し、できるだけ文章化していきます。難しく捉えず、住民にとってわかりやすいようまとめていきましょう。
- ③ 課題整理や活動・事業展開の具体案について論議できた段階で、地区福祉委員会として、その小地域（小学校区）全体の福祉のまちづくり計画となるよう多様な団体やグループ等で共通の目標や連携・役割分担などを明記し、年次計画や財源確保、専門機関等との連携も盛り込んだ計画づくりを目指します。

## 4-5 地域福祉活動計画の進捗管理について

### これまでの反省

#### <事例>

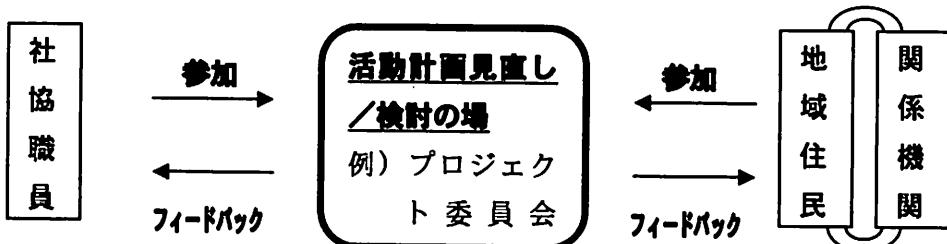
- 事業計画（年次計画）を消化できず、積み残しの事業が増えることで余計に活動計画の推進ができない
- 漠然とした目標はあるものの、具体的な推進のためのプログラム化ができていない
- 事業計画（年次計画）に反映されていないため、「何をすればいいのか？」職員にとってわかりにくく、事業化しにくい
- 活動計画作成時に実施計画を羅列しすぎ、重点事業化が図られていない
- 日々の業務が忙しすぎて、職員が計画を意識して仕事できない



地域福祉活動計画は、現状を整理して社協事業及び地域福祉活動の方向性を明らかにすると同時に、具体的に推進する計画でなければなりません。しかし、①活動計画に現実と程遠い高い理想や業務体制とかけ離れた多くの事業を盛り込みすぎた、②逆に、方向性だけしか示されておらず、具体的な推進方策が盛り込まれていない、等のために活動計画が十分に活かされないことがあります。注意が必要です。

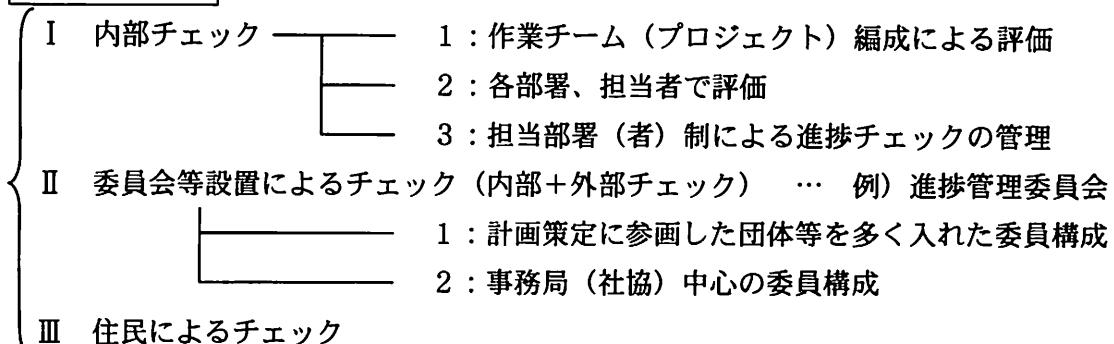
### “計画倒れ”にならないポイント

- 職員が計画を意識するための工夫 = 評価の仕組み と フィードバック



職員自身が日々の業務で意識し目標に沿って業務を遂行するためには、見直しや検討の場に職員参加することが大事です。また、地域福祉活動の推進役・パートナーである地域住民や関係機関にも検討の内容や進捗状況をフィードバックする（…情報公開／意見募集）必要があります。

### 評価の体制



※内部チェックは、計画策定に参画した各団体ごとに行っていきます

※委員会等設置により、進捗管理の体制をより明らかにすることが必要です

### 評価の頻度

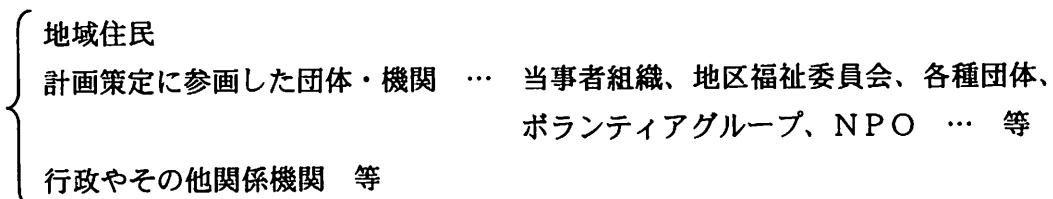
- 実施計画に基づき、毎年度、進捗状況を内部チェックする。可能であれば、委員会等設置によるチェックも毎年度最低1回は行う。
- 複数年計画の中間年（5カ年計画の3年目等）に、必要であれば大胆な計画の見直しも含めて、委員会等設置によるチェック（評価）を行う。

### 評価討論会の開催

- 中間年の評価の際には、評価した内容（変更点や重点項目の増減等があればなおのこと）やそれぞれの達成度や課題などを地域住民及び関係者に公表する機会を設ける。

例) 市民フォーラム、評価討論会 等の開催

#### <参加してもらう対象>



#### <公開評価のねらい>

- ・公開することにより、計画に基づいて社協や各種団体が取り組んできた成果をPRすることができます。
- ・逆に、出来なかった課題もはっきりしますので、お互いに確認して、「何故できなかつたのだろうか」をその場で話し合い、改善に努めなくてはなりません。そして、連携や役割分担について再度協議していく必要があります。
- ・成果や課題を住民にも理解してもらい、次の計画づくりで何をすべきかについて、全体として合意形成を図ることができます。
- ・評価討論会に参加した住民の評価を受けることで、計画の浸透度も明らかとなります。

## 内部評価の実際～プロジェクトチーム運営のポイント～

- ① プロジェクトチームのメンバーは各部署の職員で構成する

一部の部署で構成するよりは、実際に活動計画の推進に関わるすべての部署の職員参加を得ることが重要です。

- ② プロジェクトチームを社協組織内で業務としてはっきり位置づけ、役割を明確にする

責任者（チーフ）を置き、部課長の会議や理事会・評議員会への報告を行うなど、「いつまでに・どこまで」評価するのかをはっきりさせ、職員や関係者の協力を得やすくすることが大切です。

- ③ プロジェクトチームだけですべてを解決しない

プロジェクトチームを発足させると、プロジェクトメンバーとそれ以外との職員で“温度差”が生じがちですが、それを防ぐためにも、プロジェクトチームでの議論を職員へフィードバック（報告書＝ミニ通信作成 等）したり、担当職員からヒアリングを行うことなどが大切です。

- ④ プロジェクトチームの役割は全体評価と改善に向けた具体化の推進役

プロジェクトチームは全体的な視点から活動計画を評価する立場にあります。あまり細かな議論をプロジェクトチームだけですすめるのは、計画推進のためには適当ではありません。全体の中での位置づけ・重点事業を整理し、実施計画を遂行する具体的プログラムのアイデアを提案するなど、実際に計画を推進する部署や担当者に対して具体的な事業化（＝プログラム化）を促す役割があります。

## ちょこっとコラム 計画策定、実行、評価段階での多様なレベルの参加について

### <地域住民・当事者の参加>

活動計画の策定では、地域住民や当事者の声をしっかりと受け止め、計画に反映させていくことが重要です。

そうした意味では、アンケートやヒアリングだけではなく、活動計画の策定委員に市民公募枠を設けたり、地域では議論がでにくいようなテーマ別のテーブルの設置も必要です。また、身近な小地域で自分の意見を言える場づくり（例：福祉のまちづくりひろば）も、これからは積極的に計画策定に位置づけてきましょう。実行・評価の段階まで継続して関わることが大切です。

### <組織参加>

地域福祉活動を推進する各種団体が幅広く活動計画づくりに参加・参画して、お互いがどういった活動をしていて、どんな課題があり、これからどういう部分で連携できるか、あるいは役割分担をしていくか、についてまず話し合う場をつくることが必要です。また、社協の組織構成会員の声を活動計画に反映させていく方法もあります。

このように、地域福祉活動計画の策定に参画した各種組織、団体等は、計画で確認されたことを基本に実行し、評価・見直しをお互いに進めていくようにしましょう。

### <行政参加>

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域福祉の推進に向けてその役割を分担し、相互に連携して策定される必要があります。そうした意味では、これまで以上に地域（住民）・民間の総合的な行動計画である地域福祉活動計画の策定に際しては、行政関係者が積極的に策定作業に参画し、地域福祉活動の現状を把握するとともに、その基盤整備のため施策等へ反映させていく必要があります。

### <職員参加>

活動計画の策定に際しては、作業委員会への参加やそれとは別に職員会議やワーキンググループ等での参加の機会がありますが、一部の職員だけの取り組みとするのではなく、職員全体が計画策定にかかわれるようにしていく工夫をしなければなりません。

#### 事例：ニュースの発行

ワーキングメンバーだけの計画づくりにしないため、進行状況や議論の経過をまとめたニュースを発行して、すべての職員に関心をもってもらうようにします。

## 4-6 予算の確保について

### 地域福祉活動計画づくりに地域の将来がかかっている！

地域福祉計画の策定により、地域福祉の方向性や理念、地域福祉に関する具体的な施策の整備が行われますが、行政計画として計画化できる範囲にも限界があります。また、地域福祉計画に地区福祉委員会を中心とした小地域福祉活動やボランティア、NPO等の諸活動の基盤整備・条件整備を進めていくための支援施策を盛り込んでいくことも大きな課題です。

そうした中で重要なのが「地域福祉活動計画」なのです。活動計画づくりにより、地域（住民）が果たすべき役割を明らかにすること、これまでひょっとしたらバラバラに取り組んでいた地域福祉活動を連携・協力しながら役割分担して取り組んでいくこと、そして何より行政の役割を明確にしていくこと（公民の役割分担、パートナーシップづくり）にもなります。

こうした重要性について、役職員をはじめ、地域住民に対して十分に理解してもらい、予算の確保に努めることが重要です。

### どんな費用がかかるのか？

(例えば…)

- ◇ 学識者謝金 … 関わり方にもよりますが相当の費用がかかります（従来、策定委員長等に専門の学識者を招くことが主流でしたが、アドバイザー的に関わっていただく方法もあります）。
- ◇ 印刷費 … 主には報告書印刷経費／配布先範囲により金額は大きく変化。
- ◇ 調査費用 … 郵送代や会場費等。
- ⋮

### 何とか捻出するために…

地域福祉活動計画の位置づけとも関わりますが、地域福祉は公民協働ですすめていくものである以上、行政にも積極的に働きかけ、公費の導入を図ることが重要です。その上で、自主財源等を積極的に活用していきましょう。

(参考例)

- 行政の補助 ○ 民間財団の助成金
- 共同募金配分金
- 大阪府福祉基金地域福祉振興助成金 … 平成14～16年度（3ヵ年）のみ  
30万円以内／印刷経費、講師謝礼  
会場費等に使用可能
- 自主財源

## 4-7 先行事例にみる計画策定のながれについて

近年、計画策定をしてきた社協の実例を紹介します。アンケート等の調査活動やワーキングをどのようなスケジュールで行ったかなど、参考にしてください。

### I 市社協の場合（初めての計画策定）

7月中旬	職員会議① 実施要綱（案）検討	12月中下旬	職員会議⑨⑩ ヒアリング・アンケート・業務分析の結果整理
8月～9月	職員会議②③ 委員選出や重点項目検討	1月下旬	策定委員会④ 分析結果をもとに、地域福祉課題の抽出（グループディスカッション）
8月中旬	候補の学識者と打合せ	2月初旬	役員幹部研修会の実施 ① 進捗状況の説明 ② 地域の理想像を小グループで討議
9月上旬	策定委員会① 計画策定の目的確認	2月初旬	職員会議⑪⑫ カードで課題整理／対象者別検討／福祉目標基本目標検討
9月下旬	職員会議④／ ヒアリングや業務の自己点検方法の検討	3月上旬	策定委員会⑤⑥ 基本目標、基本計画等の内容の検討
10月中旬	ヒアリングの実施 ： 地区福祉委員会及び関係団体	4月下旬	職員会議⑬⑭⑮ 基本目標、基本計画等の内容の検討
12月初旬		4月下旬	パブリックコメント募集 募集期間 2週間
10月中旬	職員会議⑤～⑧ ： 会員アンケートの検討 ： 業務の自己点検結果の検討	5月中旬	社協会長に答申
11月中旬			
11月上旬	会員アンケートの実施 調査期間（11/5～11/23）		
10月下旬	策定委員会② 進捗状況、市の3分野計画		
12月上旬	策定委員会③ アンケート・ヒアリング結果		

## M市社協の場合（初めての計画策定）

4月中旬	ワーキング①② ： 職員及び地区意識調査項目検討	8月末	<b>集中ワーキング合宿</b> 1泊2日で集中的に議論 基本計画素案の検討
5月上旬	作業委員会①  スケジュール・意識調査について	9月	ワーキング⑧⑨  基本計画体系図、スローガンの整理
5月上旬	<b>「自主研修会（職員対象）」の実施</b>	作業委員会③	
5月中旬	<b>「職員意識調査」の実施</b>	基本計画体系図（案）について	
6月上旬	<b>「地区福祉社会役員等意識調査」の実施</b>	自主研修会②	
5月中旬	ワーキング③④⑤  会員意識調査の項目検討	体系図の説明、意見交換	
6月上旬	策定委員会①	10月下旬	策定委員会②  進捗状況の確認
6月下旬	ミニミーティング①②  ヒアリングの準備	10月下旬	ワーキング⑩⑪⑫⑬  基本計画文章化、実施計画について議論
6月～7月	<b>「社協会員意識調査」の実施</b>	1月中旬	計画書に挿入するグラフやコラムの作成
7月	<b>「関係団体ヒアリング」の実施</b> 地区福祉会+当事者団体	2月上旬	作業委員会④  計画書（案）の確認、修正
7月～8月	ワーキング⑥⑦  調査結果の考察、分析  作業委員会②  進捗状況、現状・課題の集約	2月中旬	策定委員会③  計画書（案）の確認、修正

## H市社協の場合（見直し計画）

<p>6月下旬 職員プロジェクト（職員P）①② 旧プラン総括、評価シート検討</p> <p>7月上旬 職員P③④⑤⑥ ： 重点項目ワークシートの検討</p> <p>9月中旬 ヒアリングの準備</p> <p>10月中旬 <b>関係団体ヒアリングの実施</b> ： 校区福祉委員会、校区委員長連絡会、Vo連絡会、介護者の会</p> <p>11月 職員P⑦⑧⑨ 重点項目ワークシート内容検討</p> <p>12月上旬 職員P⑩⑪⑫ ： 重点項目ワークシートをもとに</p> <p>1月下旬 新プランの骨子、素案の検討</p> <p>2月初旬 <b>フォーラムの開催（市民対象）</b> 基調講演、策定委員から進捗・方針の報告</p> <p>2月上旬 職員P⑬⑭⑮ ： 新プランの素案、修正案の検討</p> <p>3月中旬</p>	<p>職員Pに平行して下記委員会、会議を実施</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="vertical-align: top; width: 50%;"> <p>策定委員会①～⑤ 5月中旬～3月中旬 作業の進捗管理</p> </td><td style="vertical-align: top; width: 50%;"> <p>所課長会議①～⑦ 7月～3月 ワークシートや素案の検討</p> </td></tr> </table> <p>※ 職員プロジェクトは各部署から中堅・若手が参加 →職員Pでの検討結果を各部署に持ち帰り、部署で検討を重ね、また職員Pへ（往復作業）</p>	<p>策定委員会①～⑤ 5月中旬～3月中旬 作業の進捗管理</p>	<p>所課長会議①～⑦ 7月～3月 ワークシートや素案の検討</p>
<p>策定委員会①～⑤ 5月中旬～3月中旬 作業の進捗管理</p>	<p>所課長会議①～⑦ 7月～3月 ワークシートや素案の検討</p>		

## **5 地域福祉活動計画の関連資料**

### **5-1 「社協としての指針」の作成について**

#### **指針作成の意義**

- ・ 地域福祉活動計画の策定や地域福祉計画策定へ参画していくにあたり、まず社協としての方針や地域で果たす役割を明確にしておく必要があります。
- ・ そのためにも、社協として事業評価を十分にしておくことが前提となりますので、指針作成を通じてこれまでの地域福祉活動・社協事業の総括するねらいがあります。
- ・ 活動計画を動かしていく「動力部分」が市町村社協であるという自負を持ち（事務局的な機能をもつということ）、市町村社協自体の組織強化策として位置づけます。
- ・ 当面、市町村社協がクリアすべき課題や方向性を明らかにするために、指針を作成します。

#### **指針の内容**

- ・ 「組織評価」（①ビジョン、②組織強化、③財源確保）と「事業評価」を柱に検討・整理します。

#### **指針作成の対象**

- ・ 基本的に43市町村社会福祉協議会すべてで作業を行います。  
※ ただし、既に活動計画や指針を策定し、すべての検討事項を網羅している場合は必要としません。  
※ また活動計画や指針に類似するものを策定しているものの検討事項で未整理の部分がある場合など、必要な事項について部分的に検討するパターンも可能です。

#### **指針作成の手順**

- ・ 方法はいくつか考えられます。想定される手順を下記に例示します。
- ① 社協としての指針策定について、理事会で了承を得ます。
  - ② 「理事会に専門部会設置」するなど、社協全体として検討する体制（協議する場）を作ります。
  - ③ 事務局内で「局内ワーキング」OR「職員会議」を設け、評価（組織評価／事業評価のチェック作業）に入ります。
  - ④ 検討にあたっては、社協への期待や意見などを、広く住民から聞く場を工夫して設定（懇談会、ヒアリング、アンケート、HP上や広報紙での意見募集等）することが必要です。
  - ⑤ 簡単にでも報告書を作成し、配布またはHP上で公開するなど住民に公表します。

## <組織評価チェックシートの使い方>

おおまかな評価項目は以下のとおりです。

- ①ビジョン … 社協としての目標  
地域における社協の役割
- ②組織強化 … 組織構成の改善・強化  
事務局機能の強化
- ③財政確保 … 行政の補助・委託の整理  
自主財源の強化・民間財源の活用

### 第1段階

「ビジョン」「組織強化」「財政確保」について、社協として現状と課題を整理することが目的となります。

そのために、チェック事項例のチェック項目にそって、項目で示されている課題がクリアできているかどうかをまずチェックします。

※ このチェック事項例は、当面、社協として到達すべき課題を掲載しておりますので、できていない項目はそれが今後の改善・強化ポイント=目標となります。

### 第2段階

細かなチェック事項についてのチェックが終わったら、項目にそった内容で市町村社協の現状を空欄にあげていきます。

→ 現状を詳しく羅列する

例)

目標 社協としての	チェック事項	現状
	<input type="checkbox"/> .....	・年次目標はあるが、毎年、未達成の ものが多くのある。
	<input type="checkbox"/> .....	・ホームページを更新していない。
	<input type="checkbox"/> .....	:

### 第3段階

課題欄に、現状の中でうまくいっていない部分の課題を分析し、具体的に原因をあげていきます。

### 第4段階

こうしたチェックシートを用いて作業した結果を、社協内でよく論議し、今後、明確にしなければならない新たな方針やさらに強化すべきことをまとめます。

### 社協の指針づくりのための「組織評価」チェック事項

※チェック事項は、当面、最低限社協として方針をもつておくべき事項、到達されるべき課題です。  
※よってチェック項目以上に、社協としての指針を持ち、社協の現状や課題、方向性を明らかにしておくことが必要です。

		チェック事項例(当面の到達課題)	現状	課題
1 ビジョン	地域における 社協の役割	<input type="checkbox"/> 社協としての目標(事業ミッション=社会的使命 等)を定め、社協のパンフレットやホームページ、計画書等で住民に対してわかりやすく周知していますか? ※「こういう社協を目指す」「〇〇のまちづくりをすすめる」など		
2 組織構成の強化	組織強化	<input type="checkbox"/> 社協としての目標が理事会や評議員会、組織構成会員等に周知し、しっかりと理解されていますか? <input type="checkbox"/> 目標達成年(期間)を定めていますか? <input type="checkbox"/> 社協としての目標が事務局内で周知され、共有されていますか? <input type="checkbox"/> 地域における社協の役割は明確ですか? 各種団体等が社協に期待することを把握していますか? <input type="checkbox"/> 社協が地域において果たす役割(働き)を明確にし、社協のパンフレットやホームページ、計画書等で住民に対して周知していますか? <input type="checkbox"/> これまであまり社協とつながりが少なかった市民活動やボランティアグループ、NPO等との関係についての整理や今後の連携の在り方等について今後の方針を示していますか? <input type="checkbox"/> どのような方法で("誰"と"どのように")、社協の役割(働き)を実行していくかについて、方針を示していますか? <input type="checkbox"/> 組織構成会員制度(平成14年に報告書作成)を導入していますか? ※あらゆる団体や個人に対して、開かれた組織となっているかどうかがポイントになります チェック例)①制度の導入の有無、②事業経営者の参加、③未加入団体等への参加呼びかけ 等	<input type="checkbox"/> 社協の構成員は5つの領域から全て参加していますか? あるいはそうした方針がありますか? <input type="checkbox"/> 担当理事制などを導入し、理事の業務分担や責任を明確にしていますか?	

		チェック事項	現状	課題
2	事務局機能の強化 組織強化	<p><input type="checkbox"/> 社協職員は事務局長も含め、「専任(プロバー)」となるよう努力していますか?  <input type="checkbox"/> 職員の社会福祉主任用資格や社会福祉士等の資格取得や資質向上を奨励していますか?  <input type="checkbox"/> 資質向上(専門性の向上)・資格取得のための研修会参加等の保障</p> <p><input type="checkbox"/> ホームページの作成やEメール活用による情報化対応、地域福祉情報の収集・発信等、情報センター的な機能を強化していますか?  <input type="checkbox"/> 職員会議等で部署ごとの横の連携(総合的な対応)や情報の共有化を図っていますか?</p>		
	委行政の整理助 理	<p><input type="checkbox"/> 委託費には、直接担当職員並びに事務処理等にかかる兼務の職員の人事費が参入されていますか?  <input type="checkbox"/> 受託事業は本来社協が担うべき事業内容ですか? 委託内容や委託のあり方について行政と検討していく予定がありますか?</p> <p><input type="checkbox"/> 地域福祉活動計画の策定等、地域福祉活動推進やニーズ把握のための調査研究事業にかかる助成、補助などありますか?</p>		
3	財政確保	<p><input type="checkbox"/> 住民会員・賛助会員制度を設置し、会員拡大のための取り組みを行っていますか?  <input type="checkbox"/> 共同募金配分金を地域福祉を推進する財源として位置づけ、その増額と地域福祉活動推進のための有効活用について検討・計画していますか?</p> <p><input type="checkbox"/> 民間団体等の助成金情報の把握に努め、住民等にも広く周知していますか? また、社協としても新たな事業展開の用していますか?</p>		

## <事業評価の指標（軸）について>

### **事業評価の4つの基本視点**

合目的性の視点	… 社協の理念や事業目的と合致しているかどうか？
ネットワークの視点	… 社協による組織化からゆるやかなネットワーク形成・側面的支援など、社協らしいネットワーク機能を活かせているか？
総合化の視点	… 縦割り的な事業推進ではなく、課題や事業、担当者間で連携・共有化が図られているか？
効率性・収益性の視点	… 事業推進にかかる資源量（時間／人／資金）はどうか？

### **事業評価の6つの柱**

事業を評価するにあたっては、以下の6つの柱から評価・分析を行います。

#### **1 小地域福祉活動の支援**

地区福祉委員会の組織化活動 ・ 小地域ネットワーク活動の推進 ・ 小地域での計画づくりに向けた展開

#### **2 当事者（組織）の支援**

当事者の組織化 ・ 当事者のネットワーク化 ・ 当事者支援

#### **3 ボランティア活動・市民活動の育成支援**

ボランティア（・市民活動）センターの運営 ・ 市民活動・NPOとの連携  
福祉教育の推進

#### **4 相談事業及び情報サービスの推進**

各種相談に関する総合的な対応（総合相談／心配ごと／専門相談／貸付関係…）  
福祉サービス利用援助事業の推進（権利擁護／成年後見／…）  
福祉サービス及び地域福祉情報の収集・発信 ・ 社協事業における苦情対応の推進

#### **5 各種社会福祉事業の推進**

経営の視点 ・ 介護保険関連事業 ・ 在宅福祉サービス

#### **6 計画活動の推進**

ニーズ把握（各種調査）の実施 ・ 地域福祉活動計画の策定 ・ 地域福祉計画策定への参画

## <事業評価チェックシートの使い方>

### <事業評価の考え方>

- 少子高齢社会への急激な移行や地域や家族でのつながり・支え合いの機能低下等、社会経済環境が激変する中で、社会問題の多様化・深刻化が進行しており、それに伴って社協事業や諸活動も年々拡大していきます。こうした時期だからこそ、事業評価を徹底し、社協として、取り組むべき事業の重点化や社協らしい事業展開をしていくことに役立てる必要があります。

### <チェックシートの構成>

- 大項目 … 社協事業をおおまかに6つの柱として整理しています
- 中項目 … 6つの柱ごとに、さらに重要なテーマで整理しています
- 小項目 … 細かなチェック項目になります。これは、大・中項目について現状や課題を明らかにする際の評価基準の参考例です。これらを基本に、社協の実情に応じて修正・増減してください。
- 現状 … 中項目のテーマごとに、小項目のチェックを参考にしながら現状を分析しまとめてください。
- 課題 … 「現状」に引き続き、今後の展開に向けた課題をまとめてください。
- 総合評価… 「小項目」「現状」「課題」でテーマごとの細部にわたる分析作業をしていますが、この総合評価の欄では、大項目（おおまかな事業の柱）について、「合目的性」「ネットワーク」「総合化」「効率性・収益性」の観点から三段階評価、コメントをまとめています。

以上、ポイントを押さえながら事業全体を評価していくことで、現状・課題の把握を総合的に行うことができます。

### <チェック事項について>

- 「事業評価」チェックシートで掲げている小項目のチェック事項例は、すべての事業や項目を実施しなければならないものではなく、評価作業を体系的・系統的に行うためのものですので、各社協の優先度に応じて活用してください。
- ただし、小項目のチェック事項は、社協として到達すべき項目を羅列していますので、今後の展開方策を検討する際には十分にその内容を踏まえ、必要な部分について社協の実施計画へ反映させていく必要があります。

## 社協の指針づくりのための「事業評価」チェックシート

		チェック事項例	現状	課題	総合評価
	組織化福祉支援活動の委員会の	<input type="checkbox"/> 地区担当制を引いていますか？（地域支援ができる職員体制を確保し、適切な個別指導ができるかどうか） <input type="checkbox"/> これまでに関係の少なかった地域内のグループや団体、個人が参加しやすいように規約等を整備したり、そうした方針がありますか？ <input type="checkbox"/> 地区福祉委員会役員に対する研修会等は十分に実施されていますか？ <input type="checkbox"/> 活動拠点の確保に向けた取り組みや働きかけをしてていますか？ <input type="checkbox"/> 地域福祉活動の理解と参加を促進するため情報提供をしていますか？ <input type="checkbox"/> 次世代(若い世代)の地域福祉リーダーの養成をしていますか？			合目的性の視点 三段階評価【 】
1	小地域ネットワークの推進活動	<input type="checkbox"/> ボランティアの発掘・育成、リーダー養成などのための各種講座を、社協自らもしくは地区福祉委員会と協力して実施しているか？ <input type="checkbox"/> ボランティア同士の交流や情報交換の場、ケース検討や技術習得のための研修を実施していますか？ <input type="checkbox"/> 市町村レベルでの小地域ネットワーク推進会議を開催し、関係機関や団体との連携・協議の場として機能しているか？ <input type="checkbox"/> 社協が実施している在宅福祉サービスと小地域ネットワーク活動が連携しているか？ <input type="checkbox"/> 困難ケースなどの事例検討会等を企画・実施しているか？			ネットワークの視点 三段階評価【 】
	小地域福祉活動の支援	<input type="checkbox"/> 小地域(小学校区)でのニーズ把握(ヒアリングや住民座談会等)がされていますか？ <input type="checkbox"/> 小地域(小学校区)ごとに地域データが整備されていますか？ <input type="checkbox"/> 地区福祉委員会として、地域課題や解決方策を検討し、年間計画を立てていますか？ <input type="checkbox"/> 地区福委会だけではなく、地域内の各種団体と協議し、今後の地域福祉活動の方針について、小地域の計画として策定していますか？策定していく方針(準備)はありますか？			総合化の視点 三段階評価【 】
	その他の事項				効率性・収益性の視点 三段階評価【 】

チェック事項例		現状	課題	総合評価 合目的性の視点 三段階評価【】
当事者の組織化	<input type="checkbox"/> 当事者の生活実態の把握(各種調査、相談事業などを通じて)に努めていますか? <input type="checkbox"/> 当事者が悩みを相談したり、制度について学習したり、当事者同士で情報交換ができるような場(機会)をつくりていますか? <input type="checkbox"/> 当事者の組織化に努めていますか? <input type="checkbox"/> 当事者組織の事務局を社協が担い、当事者組織支援をしていますか?	<input type="checkbox"/> 当事者の会(団体)同士の連絡会設置などをしていますか? (ひとり暮らし老人の会連絡会、子育て支援サークル協議会、公民館サークル協議会など) <input type="checkbox"/> 当事者の会活動と地区福祉委員会活動が必要に応じてうまく連携していますか? <input type="checkbox"/> 異なる当事者の会同士やボランティアとの交流会などの場(機会)をつくりていますか?	<input type="checkbox"/> ネットワークの視点 三段階評価【】	
当事者（組織）の支援	<p>当事者のゆるやかなネットワーク化</p> <p>当事者支援</p>	<input type="checkbox"/> 当事者の組織化(会づくり)まではなくとも、当事者を地域で把握し、支援する体制をつくりていますか? <input type="checkbox"/> 当事者組織の会員であるかどうかにかかわらず、共通の悩みや生活課題を抱えた人が集い、情報交換や学習会等ができる場(機会)をつくりていますか?	<input type="checkbox"/> 総合化の視点 三段階評価【】	
その他の事項		<input type="checkbox"/> 当事者組織の支援から把握された、当事者の生活実態や課題をもとに行政への働きかけや、必要なサービスの施策化に努めていますか? <input type="checkbox"/> 当事者組織の支援から把握された、当事者の生活実態や課題をもとに新たな社協事業を展開していますか?	<input type="checkbox"/> 効率性・収益性の視点 三段階評価【】	

チェック事項例		現状	課題	総合評価
運営委員会を設置していますか？また、運営委員の構成は地域の市民活動に關わる幅広い関係者（NPO、推進機関、企業、公募住民等を含む）で構成されていますか？	<input type="checkbox"/> ボランティア人口の把握はできていますか？ <input type="checkbox"/> センターの年間利用者（来所者、相談者、会議室利用者、機材利用者など）、相談件数、調整件数は増えていますか？ <input type="checkbox"/> センターの運営・事業にボランティアが参加していますか？ <input type="checkbox"/> 会議室の有無・貸出資材の充実は図れていますか？ <input type="checkbox"/> 提供されている情報（情報館、チラシ、助成金等）は充実していますか？ <input type="checkbox"/> ホームページでの情報提供ができますか？ <input type="checkbox"/> ボランティアコーディネーターは常駐できていますか？ <input type="checkbox"/> アドバイザーやリーダーの養成はできていますか？ <input type="checkbox"/> ボランティアの需給調整がスムーズに行われる体制が整っていますか？		合目的性の視点 三段階評価【】	
運営ボランティアセンターの運営活動の実態	<input type="checkbox"/> 各関係機関・団体、当事者団体、企業などと連携（ネットワーク）ができていますか？ <input type="checkbox"/> センター事業で他団体と協働している事業がありますか？		ネットワークの視点 三段階評価【】	
福祉教育の推進	<input type="checkbox"/> 福祉教育・ボランティア学習を進める学校と連携を図っていますか？ <input type="checkbox"/> 基本的人権についての学習や生きがいづくりなど、行政担当課などと連携していますか？ <input type="checkbox"/> 子どもをめぐる問題に対して考えるまちづくりを目指していますか？ <input type="checkbox"/> 福祉教育を支援する人材の養成をしていますか？		総合化の視点 三段階評価【】	
その他の事項	<input type="checkbox"/> 防災・災害ネットワークの充実、研修は行われていますか？ <input type="checkbox"/> 地域における住民同士の助け合い活動やボランティア活動を促進する（例えば地域通販など）を検討していますか？		効率性・収益性の視点 三段階評価【】	

チェック事項		現状	課題	総合評価
各種相談に関する総合的な対応	<p><input type="checkbox"/> 社協で実施する相談事業について、住民に広く相談時間や内容等を周知していますか？</p> <p><input type="checkbox"/> 行政総合相談窓口、在宅介護支援センターなどと連携していますか？</p> <p><input type="checkbox"/> 問題を抱えるケースに対して、社会福祉協議会を含めたケアカンファレンス、ケア会議が実施できていますか？</p> <p><input type="checkbox"/> 関係機関（例：行政総合相談窓口、在宅介護支援センター、障害者生活支援センターなど）と連携した対応ができますか？</p>			合目的性の視点 三段階評価【 】
4 福祉サービス利用支援事業の推進	<p><input type="checkbox"/> 担当者だけでなく、他の事務局職員や社協役員が地域福祉権利擁護事業の内容を理解していますか？</p> <p><input type="checkbox"/> 地域福祉権利擁護事業について、関係機関・団体へPRする場や機会（例：民協、ケアマネージャー連絡会、施設連絡会、地区福祉委員会連絡会、作業所連絡会、当事者団体など）を設けていますか？</p> <p><input type="checkbox"/> 社協事務局内で、地域福祉権利擁護事業と他事業との関連や連携について協議できていますか？</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者の個人情報の保護に関して整備されていますか？</p> <p><input type="checkbox"/> 社協事務局内で、利用者からの預かり金品を管理するための安全管理体制ができますか？</p> <p><input type="checkbox"/> 社協広報誌などを定期的に発行していますか？</p> <p><input type="checkbox"/> 生活支援情報提供の一環として、インターネット等を導入していますか？</p> <p><input type="checkbox"/> 地域の関係機関・団体などと協働して回覧板・掲示板を有効に活用していますか？</p> <p><input type="checkbox"/> 地域における情報提供のための拠点づくりを整備・検討していますか？</p>			ネットワークの視点 三段階評価【 】
相談事業及び情報サービスの推進				総合化の視点 三段階評価【 】
				効率性・収益性の視点 三段階評価【 】

チエック事項例		現状	課題	総合評価
		合目的性の視点 三段階評価【		
		ネットワークの視点 三段階評価【		
経営の視点	介護保険関連事業	在宅福祉サービス	その他の事項	効率性・収益性の視点 三段階評価【
□ OA・IT化による事務処理能力の向上を図っていますか? □ 公費補助金、助成金、受託費の確保に取り組んでいますか? □ 公平性・中立性という性格に照らした社協事業を展開していますか? □ 経理管理体制(経理規定の整備、役員の経営責任、事務局長専任など)が整っていますか? □ 社協として経営指針を明確に打ち出していますか? □ 社協事業の透明性を確保するため、開かれた組織体制づくり(役員や評議員の構成に偏りがないか、委員会・部会に公募委員などが入っているか、など)をすすめていますか?	□ サービス標準化のため、マニュアル等を作成していますか? □ 個別援助計画作成に取り組んでいますか? □ サービスの自己評価を実施、徹底していますか? □ 第三者評価、利用者評価を実施(予定)していますか? □ 事故の予防や事故後の対応の取組、体制はできていますか? □ 小地域ネットワーク活動や当事者支援の取組と連携していますか?	□ 在宅福祉サービスと小地域ネットワーク活動などリンクしていますか? □ サービスの自己評価を実施、徹底していますか? □ 第三者評価、利用者評価を実施(予定)していますか? □ 事故の予防や事故後の対応の取組、体制はできていますか? □ 新たな住民参加型在宅福祉サービスを開発(予定)していますか? □ 介護予防・地域支え合い事業(介護予防・地域支援事業の名称変更)を行政と調整して積極的に活用していますか?	□ シルバーセンターや公共サービス・民間サービスなどと連携したサービスの開発を検討していますか?	

## 5 各種社会福祉事業の推進

チェック事項例		現状	課題	総合評価
				合目的性の視点 【三段階評価】
調査一 ～ズの実施 （各種調査）	<input type="checkbox"/> 住民懇談会やワークショップなど、調査活動を必要に応じて継続的に開催していますか? <input type="checkbox"/> 小地域(地区福祉委員会エリア)ごとの地域特性、地域課題は把握・整理されていますか? <input type="checkbox"/> 地域福祉活動を担う各種機関・団体、個人、NPOなどと連携して、情報収集に努めていますか?			ネットワークの視点 【三段階評価】
6 計画活動の推進	<input type="checkbox"/> 住民の声を算出した地域福祉活動計画を策定しましたか(策定する予定がありますか)? <input type="checkbox"/> 策定した計画の進捗管理・評価は実行できていますか? <input type="checkbox"/> 地域福祉活動から浮かびあがった地域課題を行政計画・施策に反映するよう働きかけていますか? <input type="checkbox"/> 地域福祉活動計画について職員が十分に理解し、計画に基づいた事業展開ができていますか? <input type="checkbox"/> 地域福祉活動計画の内容を反映した事業計画づくりができますか? <input type="checkbox"/> 多様な団体やグループ等が参画した「テーブル／ひろば」を開催(予定)していますか?			総合化の視点 【三段階評価】
	<input type="checkbox"/> 行政の地域福祉計画策定に地域福祉活動計画が反映していますか? <input type="checkbox"/> 地域福祉計画策定に際して、その策定事務局やワーキングメンバーとして社協も参画していますか? <input type="checkbox"/> 地域福祉計画策定の委員に社協及び社協関係者が参画していますか?			効率性・収益性の視点 【三段階評価】
				その他の事項

## 社会福祉法（地域福祉 関係条文抜き）

目的・基本理念 （平成12年6月7日公布・一部施行）

## （目的）

**第一条** この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下、「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

## （定義）

## 第二条

3

**十二 福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続き又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。）**

## （福祉サービスの基本的理念）

**第三条** 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

## （地域福祉の推進）

**第四条** 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

## （福祉サービスの提供の原則）

**第五条** 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者

の意向を十分に尊重し、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

## （福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

**第六条** 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

## （経営の原則）

**第二四条** 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。

## （公益事業及び収益事業）

**第二六条** 社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業（以下「公益事業」という。）又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業（第二条第四項第四号に掲げる事業その他の政令で定めるものに限る。第五七条第二号において同じ。）の経営に充てることを目的とする事業（以下「収益事業」という。）を行うことができる。

## （会計）

## 第四四条

- 2 社会福祉法人は、毎会計年度終了後二月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作成しなければならない。
- 4 社会福祉法人は、第二項の書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面を各事務所に備えて置き、当該社会福祉法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなくてはならない。

## 福祉サービスの適切な利用

### 第八章 福祉サービスの適切な利用

#### 第一節 情報の提供等

##### (情報の提供)

第七五条 社会福祉事業の経営者は、福祉サービス（社会福祉事業において提供されるものに限る。以下この節及び次節において同じ。）を利用しようとする者が、適かつ円滑にこれを利用することができるよう、その経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、福祉サービスを利用しようとする者が必要な情報を容易に得られるように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

##### (利用契約の申込み時の説明)

第七六条 社会福祉事業の経営者は、その提供する福祉サービスの利用を希望する者からの申込みがあった場合には、その者に対し、当該福祉サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めなければならない。

##### (利用契約の成立時の書面の交付)

第七七条 社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用するための契約（厚生省令で定めるものを除く。）が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 一 当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容
- 三 当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- 四 その他厚生省令で定める事項

##### (福祉サービスの質の向上のための措置等)

第七八条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に質するための措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (誇大広告の禁止)

第七九条 社会福祉事業の経営者は、その提供する福祉サービスについて広告をするときは、広告された福祉サービスの内容その他の厚生省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

#### 第二節 福祉サービス利用の援助等

##### (福祉サービス利用援助事業の実施に当たっての配慮)

第八十条 福祉サービス利用援助事業を行う者は、当該事業を行うに当たっては、利用者の意向を十分に尊重するとともに、利用者の立場に立って公正かつ適切な方法により行わなければならない。

##### (都道府県社会福祉協議会の行う福祉サービス利用援助事業等)

第八一条 都道府県社会福祉協議会は、第百八条第一項各号に掲げる事業を行うほか、福祉サービス利用援助事業を行う市町村社会福祉協議会その他の者と協力して都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を行うとともに、これを併せて、当該事業に従事する者の資質の向上のための事業並びに福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発を行うものとする。

##### (社会福祉事業の経営者による苦情の解決)

第八二条 社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。

#### (運営適正化委員会)

第八三条 都道府県の区域内において、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、都道府県社会福祉協議会に、人格が高潔であって、社会福祉に関する識見を有し、かつ、社会福祉、法律又は医療に関し学識経験を有する者で構成される運営適正化委員会を置くものとする。

##### (運営適正化委員会の行う福祉サービス利用援助事業に関する助言等)

第八四条 運営適正化委員会は、第八一条の規定により行われる福祉サービス利用援助事業の適正な運営

を確保するために必要があると認めるときは、当該福祉サービス利用援助事業を行う者に対して必要な助言又は勧告をすることができる。

2 福祉サービス利用援助事業を行う者は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(運営適正化委員会の行う苦情の解決のための相談等)

第八十五条 運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するものとする。

2 運営適正化委員会は、前項の申出人及び当該申出人に対し福祉サービスを提供した者の同意を得て、苦情の解決のあっせんを行うことができる。

(運営適正化委員会から都道府県知事への通知)

第八十六条 運営適正化委員会は、苦情の解決に当たり、当該苦情に係る福祉サービスの利用者の処遇につき不当な行為が行われているおそれがあると認めるときは、都道府県知事に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

(政令への委任)

第八十七条 この節に規定するもののほか、運営適正化委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

## 社会福祉協議会

### 第十章 地域福祉の推進

#### 第一節 社会福祉協議会

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第一百七条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- 2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
- 3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。
- 4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。
- 5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の総数の五分の一を越えてはならない。
- 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があったときは、正当な理由がなければ、これを拒んでは

ならない。

(都道府県社会福祉協議会)

第百八条 都道府県社会福祉協議会は、都道府県の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 前条第一項各号に掲げる事業であって各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの。
  - 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
  - 三 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
  - 四 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- 2 前条第五項及び第六項の規定は、都道府県社会福祉協議会について準用する。

(社会福祉協議会連合会)

第百九条 都道府県社会福祉協議会は、相互の連絡及び事業の調整を行うため、全国を単位として、社会福祉協議会連合会を設立することができる。

- 2 第百七条第五項の規定は、社会福祉協議会連合会について準用する。

地域福祉計画（平成15年4月施行）

第一節 地域福祉計画

(市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、地方自治法第二条第四項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(都道府県地域福祉支援計画)

第百八条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 三 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

---

# 社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書

## (厚生労働省社会・援護局)

平成12年12月8日

### はじめに

本検討会は、平成12年7月に設置されて以来、9回にわたり、広くかつ深い問題に対して精力的な検討を行ってきた。限られた時間の中で、「社会的援護を要する人々」に対する全ての問題を論じ尽くすことはできなかったが、問題の所在と「社会福祉のあり方」の見取り図とでもいうべきものの整理を行えたものと考え、報告する。

### 1 基本的な考え方

戦後、我が国は、混乱した貧しい社会から立ち上がり、豊かな社会を創造してきた。社会福祉も「貧困からの脱出」という社会目標に向け、一定の貢献をしてきたことは評価されしかるべきであろう。しかしながら、その後の都市化と核家族化の進展や、産業化、国際化の中で人々の「つながり」が弱くなってきたことも否定できない。また、社会が経済的に豊かになったとはいえ、新たな課題への挑戦を称え、尊ぶという側面が弱くなっていることも指摘されている。

社会福祉に関わる諸制度も、このような社会の変化の中で、逐次、整備が図られてきた。貧しい社会における貧困者の救済を中心とした選別的な社会福祉から、豊かな社会の中における国民生活の下支えとしての社会福祉へ、少子・高齢社会において安心できる社会福祉へと普遍化が図られてきた。

一方、近年、社会福祉の制度が充実してきたにもかかわらず、社会や社会福祉の手が社会的援護を要する人々に届いていない事例が散見されるようになっている。

社会福祉は、その国に住む人々の社会連帯によって支えられるものであるが、現代社会においては、その社会における人々の「つながり」が社会福祉によって作り出されるということも認識する必要がある。特に、現代社会においてはコンピューターなどの電子機器の開発・習熟が求められるが、人々の「つながり」の構築を通じて偏見・差別を克服するなど人間の関係性を重視するところに、社会福祉の役割があるものと考える。なお、この

場合における「つながり」は共生を示唆し、多様性を認め合うことを前提としていることに注意する必要がある。

先の通常国会で成立した「社会福祉事業法等の一部を改正する法律」は、豊かな社会における社会福祉制度として、救済的な措置制度から利用者の選択を尊重する利用制度へと転換を図ろうとする「社会福祉の基礎構造改革」である。それとともに社会福祉サービスが人間による人間のためのサービスであるという原点に立ち返った制度改革であり、「地域福祉の推進」という章を新たに設けたことからも明らかのように、地域社会における「つながり」を再構築するための改正であるともいえよう。

イギリスやフランスでも、「ソーシャル・インクルージョン」<sup>注1</sup>が一つの政策目標とされるに至っているが、これらは「つながり」の再構築に向けての歩みと理解することも可能であろう。

諸外国におけるこのような試みに鑑みると、「社会的援護を必要とする人々に社会福祉の手が届いていない」事例は、それがたとえ小さな事例であったとしても、その集積と総合化の中から「つながり」の再構築への道筋が浮かび上がってくるものと思う。

本検討会ではこのような考え方から、制度論からではなく、実態論からのアプローチを行った。すなわち、いくつかの現在生じている課題の実態を踏まえ、個別具体的な解決の方法を考え、それらを総合化していくという検討方法である。今後の「社会福祉のあり方」を展望するとき、このような検討方法も一つの有力な方法であることを指摘しておきたい。

### 2 近年における社会経済環境の変化

以下のような社会経済環境の変化に伴い、新たな形による不平等・格差の発生や、共に支え合う機能の脆弱化が指摘されている。また、社会保障・社会福祉制度体系のよって立つ基盤自体の変化にも着目する必要がある。

#### ①経済環境の急速な変化

- ・産業構造の変貌とグローバリゼーション
- ・成長型社会の終焉
- ・終身雇用など雇用慣行の崩れ
- ・企業のリストラの進行
- ・企業福祉の縮小～競争と自己責任の強調

#### ②家族の縮小

- ・世帯規模の縮小
- ・家族による扶養機能のますますの縮小

- ・非婚・パラサイトシングルなどの現象<sup>注2</sup>

### ③都市環境の変化

- ・都市機能の整備
  - ・高層住宅、ワンルームマンションなど住宅の変化
  - ・消費社会化
  - ・都市の無関心と個人主義
- ④価値観のゆらぎ
- ・技術革新や社会経済変化の中で、人間や生活、労働をめぐる基本的価値観の動搖

らは通常「見えにくい」問題であることが少なくない。

以上の整理は、あくまで例示であって、これらの問題が社会的孤立や排除のなかで「見えない」形をとり、問題の把握を一層困難にしている。孤独死や路上死、自殺といった極端な形態で現れた時にこのような問題が顕在化することも少なくない。

そのため、「見えない」問題見えるようにするための、複眼的取り組みが必要である。

#### (問題把握の視点)

##### ①問題の背景

- ・経済環境の変化
- ・家族の縮小
- ・都市（地域）の変化

##### ②問題の基本的性格

- ・心身の障害や疾病
- ・社会関係上の問題
- ・貧困や低所得

##### ③社会との関係における問題の深まり

- ・社会的排除
- ・摩擦・社会的孤立

##### ④制度との関係における問題の放置

- ・制度に該当しない
- ・制度がうまく運用されていない
- ・制度にアクセスできない
- ・制度の存在を知らない

### 3 対象となる問題とその構造

従来の社会福祉は主たる対象を「貧困」としてきたが、現代においては、

- ・「心身の障害・不安」（社会的ストレス問題、アルコール依存、等）
- ・「社会的排除や摩擦」（路上死、中国残留孤児、外国人の排除や摩擦、等）
- ・「社会的孤立や孤独」（孤独死、自殺、家庭内の虐待・暴力、等）

といった問題が重複・複合化しており、こうした新しい座標軸をあわせて検討する必要がある。【別紙】

このうち、社会による排除・摩擦や社会からの孤立の現象は、いわば今日の社会が直面している社会の支え合う力の欠如や対立・摩擦、あるいは無関心といったものを示唆しているともいえる。

具体的な諸問題の関連を列記すると、以下の通りである。

- ・急激な経済社会の変化に伴って、社会不安やストレス、ひきこもりや虐待など社会関係上の障害、あるいは虚無感などが増大する。
- ・貧困や低所得など最低生活をめぐる問題が、リストラによる失業、倒産、多重債務などとかかわりながら再び出現している。
- ・貧困や失業問題は外国人労働者やホームレス、中国残留孤児などのように、社会的排除や文化的摩擦を伴う問題としても現れている。
- ・上記のいくつかの問題を抱えた人々が社会から孤立し、自殺や孤独死に至るケースもある。
- ・低所得の単身世帯、ひとり親世帯、障害者世帯の孤立や、わずかに残されたスラム地区が、地区ごと孤立化することもある。
- ・若年層などでも、困窮しているのにその意識すらなく社会からの孤立化を深めている場合もある。これ

### 4 問題が発生しながら解決に至らない理由

問題が発生しながら解決に至らない理由を、家庭、地域、職域の要因、行政実施主体の要因、福祉サービスを提供する側の要因の各諸面に分けて整理を行った。

#### (1) 個人、家庭、地域、職域の要因

従来、自助・共助として、個別の問題を受け止め、解決してきた家族や地域のつながりが希薄化し、また職域の援助機能も脆弱化している。一方、従来の価値観や生活習慣が崩れたことにより、個人が家族や近隣との接触・交流なしに生活できる社会になっている。

このことは現代社会の成熟化に伴う特色であるとも考えられるが、一方この結果、孤立、孤独や社会的排除に伴う課題に直面した場合に問題解決が難しくなっている。

#### (2) 行政実施主体の要因

社会福祉制度の充実整備を通じ、行政実施主体の側に

おいては業務の専門性が高まる反面、その枠に收まらない対象者が制度の谷間に落ちるのを見過ごす傾向が強くなっている。また、社会福祉法人などの福祉サービス提供者に対して、目的とした事業以外への積極的な取り組み意欲を阻害する制度運営が行われてきたことも指摘されている。

さらに、特定の問題に直面している人々が分散することにより、行政実施主体がそれを課題集団として認識できず、「見えにくい」問題が発生している。

### (3) 福祉サービス提供側の要因

社会福祉法人などの社会福祉サービスを提供する側においても、行政から委託される社会福祉事業の執行に努めるあまり、困窮した人々の福祉ニーズを把握できず、見落とすといった問題も発生している。

## 5 新たな福祉課題への対応の理念－今日的な「つながり」の再構築

これらの諸問題に対応するための、新しい社会福祉の考え方を提言する。

### (1) 新たな「公」の創造

今日的な「つながり」の再構築を図り、全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う（ソーシャル・インクルージョン）ための社会福祉を模索する必要がある。

このため、公的制度の柔軟な対応を図り、地域社会での自発的支援の再構築が必要である。特に、地方公共団体にあっては、平成15年4月に施行となる社会福祉法に基づく地域福祉計画の策定、運用に向けて、住民の幅広い参画を得て「支え合う社会」の実現を図ることが求められる。

さらに社会福祉協議会、自治会、N P O、生協・農協、ボランティアなど地域社会における様々な制度、機関・団体の連携・つながりを築くことによって、新たな「公」を創造していくことが望まれよう。

### (2) 問題の発見把握それ自体の重視

金銭やサービスの供給だけでなく、情報提供、問題の発見把握、相談体制を重視し（社会福祉の方法論の拡大・確立）、社会的つながりを確立していく必要があろう。

(3) 問題把握から解決までの連携と統合的アプローチ  
問題の発見・相談は、必ず何らかの制度や活動へ結びつけ、問題解決につなげるプロセスを重視する。

(4) 基本的人権に基づいたセーフティネットの確立  
個人の自由の尊重と社会共同によるセーフティネットの確保を図る。特に、最低限の衣食住については最優先で確保されるようにしていく必要があろう。

## 6 社会福祉に関する相反する要請

新しい社会福祉の構築に当たっては、以下のような相反する要請があり、これらの調和・両立を実現する必要がある。

- ①専門性の向上を図るための制度の分化と、総合性を確保するための制度の調和－地域福祉の推進
- ②制度化を必要とする課題と、制度的でない手法によって対応すべき課題の整理についての社会的合意形成
- ③専門家の養成・確保と幅広い住民の参加
- ④主体性と社会的支援との調和  
できるだけ個々人の主体性を尊重することと、社会構成員としての責任を果たすこととを実現できるような支援
- ⑤個人のプライバシー・自由と社会福祉の連結のあり方の整理

## 7 いくつかの具体的提言

新しい福祉を構築する方法として、いくつかの具体的提言を行うこととする。

### (1) 社会的なつながりを創出することに係る提言

- ・情報交換・情報提供の「場」の創造  
　　・ 民生委員や社会福祉協議会、自治会、N P O、生協・農協、ボランティア、各種民間団体など地域社会の人々が協力して、関係機関の連絡会を開催するなど情報交換の「場」を設け、「孤立した人々への見守り的な介入」を行うことが必要（空気は通すが水は通さない柔軟なネットワークの構築）。  
　　・ 共通の課題を有する人々の定期交流のための場の提供や、受診をきっかけとした仲間づくりの支援。  
　　・ 外国人に対するワンストップサービスのよう<sup>注3</sup>な総合サービス機能を設け、通訳ボランティアの協力を得

ながら外国人に対する総合案内を進める。

## (2) 福祉サービス提供主体に係る提言

- ・社会福祉法人などが創設の趣旨に立ち返り、地域の福祉問題を発見・対応する取り組みを強化。この場合において、社会福祉法人としての自主性・自発性を確保・強化する観点から、独自の財源確保に努めすることが望まれる。
- ・宿泊、食事、入浴等の選択的利用を認める個別対応プログラムの実施。
- ・福祉と医療の総合的な提供の取り組みの支援。また、無料低額診療に取り組んできた済生会等においては、その全国ネットワークを活用して、社会的援護を要する人々に対する福祉医療サービスを積極的に提供することが期待される。

## (3) 行政実施主体の取り組みに係る提言

### ①問題発見・問題解決機能の向上を図る必要がある。

行政実施主体については、待ちの姿勢で対応する、制度の内規などにより制度本来の趣旨を狭め硬直的な運用を行っている（行政の下方硬直性）、窓口のたらいまわしにより総合的解決に結びつきにくい、といった批判があり、これに応えていくことが求められる。

また、相談を受けながら福祉サービスにつながらなかった事例の記録を分析して問題発掘に取り組むとともに、問題解決への手順を明確にする。

社会福祉の基本姿勢として、相談だけでなく解決にもっていくプロセスを重視することが必要であろう。  
②福祉分野と他分野との連携を強化する必要がある

（建設・労働部局、水道・電気事業者等）。

都市部を中心に、周囲と連絡を取らずに一人暮らしを行う人々が増えており、役所や民生委員などによる直接的な福祉ニーズの把握が困難になる中で、水道・電気事業者、家屋賃貸者などの何らかの契約関係を有する者との連携が効果的である。

ホームレスについては、多くの者が道路、公園、河川敷といった公共の用地で暮らしており、住まいの確保が最優先の課題である。また、自立のためには、就業斡旋や職業訓練など労働部局との連携が重要である。これについては、国・地方公共団体が連携して一時避難所や自立支援センターなどの確保・提供を進め、道路・公園等の公共の用地での野宿の解消を早急に図る

ことが必要である。<sup>注4</sup> また、地域にオンラインの相談場所があることが有効であり、既存のいくつかの相談所、相談員の連携・協力を得て、参加型のサービスを提供することが考えられる。

なお、一部の委員から、この問題についての国の責務、特別就労対策、住宅・医療・福祉等の総合施策の推進、公共施設の不法占有の規制などを盛り込んだ特別立法が必要であるとの意見があった。

### ③固定した住民概念の転換も迫られている。

家庭、地域、職域の機能の脆弱化を前にして、福祉サービスを必要とする者について、画一的な要件に該当しないと対象としないという考え方から脱却する必要があろう。また、個性を尊重し、異なる文化を受容する地域社会づくりのために、外国人や孤立した人々をも視野に入れた情報提供や都市部における地域福祉・コミュニティワークの開発が期待される。<sup>注5</sup>

## (4) 人材養成に関する提言

### ①福祉人材の育成

対象とする人々の問題を読みとり、地域での生活を全体的に捉え、地域形成に参画する社会福祉士などソーシャルワークに携わる人々の育成が必要であり、このため、養成機関における教育や実習等においては、地域社会との連携を強化する必要がある。

### ②福祉人材の姿勢

従来のような行政や施設の窓口で待つ「消極的」な関わりではなく、地域や対象とする人々の中に「積極的」に出向くアウトリーチなどの取り組みが必要とされており、そうした姿勢が求められている。<sup>注6</sup>

また外国人等の地域での生活のために、異文化を受容する姿勢が必要である。

### ③福祉人材の機能と役割

対象者のニーズに柔軟に即応するために、社会福祉士などソーシャルワークに携わる人々については、地域社会における様々な人々と共に働くための実際的権限を付与する必要がある。

地域開発等のように地域住民の主体的な参加や組織化を必要とする場合には、その事業の実施期間にわたって、ソーシャルワークに携わる人々を地域の中に配置するような取り組みが求められている。

### ④地域の生活様式に対応した地域福祉人材の確保

地域住民の流動化が進み、また日中は地域に不在と

なる住民が増加する状況を踏まえ、従来の地域的つながりにより活動する民生委員や各種相談員だけでなく、深夜や若者の集まる場所でも相談に応じられるような、新たな生活様式に対応した地域の福祉人材を配置する。また、このために多様な人材を民生委員等の地域福祉人材として登用できるようにする必要がある。さらに、社会福祉士等地域で活動する専門家の活用を図るべきである。

#### (5) その他

##### ①ボランタリズムの醸成

わが国社会において、見えない社会的ニーズに自発的に対応するボランタリズムが必ずしも十分育っていない。特に、勤労者（サラリーマン）と企業との結びつきが強いわが国においては、サラリーマン及びサラリーマン退職者がボランティアとして参加できるような文化が育っていない。

したがって、社会福祉協議会やそのボランティアセンターは、福祉の枠にとどまることなく、幅広い人々の参加を促すように努めるとともに、特にサラリーマン及びサラリーマン退職者の参加意欲を積極的に受け止める機能の強化が期待される。

また、寄付金の税控除などを含め、N P O やボランティアが地域活動に参加しやすい環境づくりの対応も必要であろう。

さらに、これまで貧困などの福祉問題に取り組んできた救世軍等の民間団体の地域社会への積極的な役割を認めるとともに、これら団体がその創設の趣旨を踏まえながら、社会に潜む福祉ニーズの把握と解決に率先して取り組むことが期待される。

##### ②福祉文化の創造

社会福祉が人々の生活にかかわるものであることから、人々の生活の拠点である地域社会において、いわゆる「官」と「民」が共働してその推進を図る必要があり、新しい「公」の創造を提言した所以でもある。また、社会福祉が人々の生活にかかわるうえで、その人の尊厳を守り、生き方を尊重することが必要であることはいうまでもない。

これらのこととは、狭い意味での社会福祉の課題にとどまるものではないことから、このようなことに立脚した福祉文化が創造され、わが国の中に定着していくことが必要であろう。

##### ③生活保護制度の検証

制定50周年を迎えた生活保護制度について、経済社会の変化、貧困の様相の変化（高齢単身者の増加等）を踏まえ、保護要件、適用方法、自立支援機能、保護施設機能、社会保険制度との関係などの諸論点について、最低生活の保障を基本に、本報告書で指摘した新たな形の社会的課題をも視野に入れて検証を行う必要がある。

#### 終わりに

本報告は、わが国の社会構造の変化を踏まえた新しい「社会福祉のあり方」の提言を行うものであり、従来の社会福祉のあり方・方法の見直しを求めるものであるが、これを基に社会福祉関係者、国民が幅広い議論を行うことを期待する。また、各地域においては、平成15年4月の地域福祉計画の策定に向けて、本提言を参考とされることを期待する。

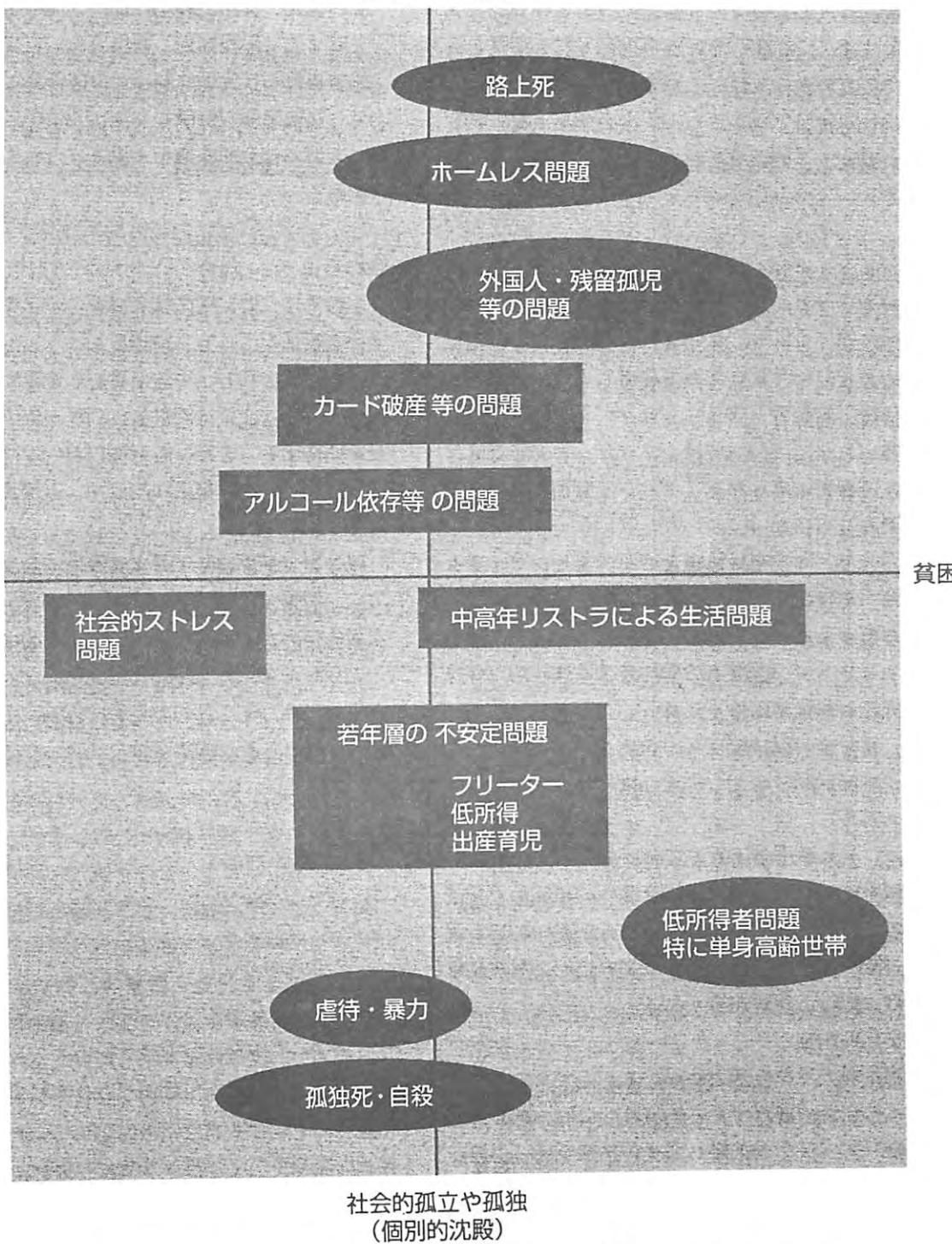
厚生省（平成13年1月より厚生労働省に改組）においては、関連する他省庁と連携し、検討を重ねたうえで、本報告の内容の具体化を図ることを期待する。

こうした考え方を検討し、具体的な対応、政策に導くため、平成13年1月の中央省庁再編に伴い、厚生労働省に設置される社会保障審議会において審議を進めることを提言する。

【別紙】

## 現代社会の社会福祉の諸問題

### 社会的排除や摩擦



※横軸は貧困と、心身の障害・不安に基づく問題を示すが、縦軸はこれを現代社会との関連で見た問題性を示したもの。

※各問題は、相互に関連しあっている。

※社会的排除や孤立の強いものほど制度からも漏れやすく、福祉的支援が緊急に必要。

資料1 社会保障関連基礎統計 年次比較

平成12年12月8日  
厚生省社会・援護局調べ

区分	昭和30年（1955年）	昭和50年（1975年）	平成7年（1995年）
人口	90,077千人	111,940千人	125,570千人
平均寿命	男63.60、女67.75	男71.73、女76.89	男76.38、女82.85
出生数	1,730,692人	1,901,440人	1,187,064人
合計特殊出生率	2.37	1.91	1.42
0-14歳人口	30,123千人	27,221千人	20,014千人
15-64歳人口	55,167千人	75,807千人	87,165千人
65歳以上人口	4,786千人	8,865千人	18,261千人
65歳以上人口割合	5.3%	7.9%	14.5%
産業別就業者割合	S35) 32.7:29.1:38.2	S55) 10.9:33.6:55.4	6.0:31.6:61.8
高等学校等進学率	51.5%	91.9%	96.7%
大学等進学率	18.4%	34.2%	37.6%
有配偶女性雇用者数 (非農林業)	S37) 262万人	595万人	1,161万人
有配偶女性就業率	—	S55) 48.5%	50.2%
国際連合加盟国数	76か国	144か国	185か国
一般会計歳出決算	10,182億円	208,609億円	759,385億円
社会保障給付費	3,893億円	117,693億円	647,314億円
国民所得	69,733億円	1,239,907億円	3,807,144億円
国民負担率	20.8%	25.7%	36.5%
租税負担率	18.1%	18.3%	23.3%
社会保障負担率	2.7%	7.5%	13.2%

※産業別就業者割合は、「第1次産業：第2次産業：第3次産業」で表示しているが、分類不能分を除いたため、数値の合計が100にならない場合がある。

※H7の高等学校等進学率は、通信制課程への進学者を含む。

※H7の大学等進学率は、通信教育部への進学者を含む。

資料2 福祉サービス対象者数 年次比較

平成12年12月8日  
厚生省社会・援護局調べ

対象者	対象者数			備考
	昭和30年 (1955年)	昭和50年 (1975年)	平成7年 (1995年)	
1 対象者別				
1 低所得者 (1) 被保護者	1,929,408人	1,349,230人	882,229人	
2 要援護老人 (1) 寝たきり老人 (2) 痴呆性老人 (3) 虚弱老人 (4) 一人暮らし老人				<p>【2】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※は65歳以上患者数。</li> <li>*はH10。</li> <li>(4) のH7は兵庫県を除く。</li> </ul>
3 障害 (1) 身体障害児・者(在宅) (2) 知的障害児・者(在宅) (3) 精神障害者	512,000人 319,000人 —	1,407,800人 312,600人 139.0万人	3,014,600人 297,100人 216.7万人	<p>【3】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)はS26、S45、H8。</li> <li>(2)はS36、S46、H7。</li> <li>(3)はS30、S62、H8。</li> </ul>
4 児童・家庭 (1) 要援護児童 (2) 母子家庭 (3) 父子家庭	*768,054人 48.6万世帯 —	1,799,755人 37.4万世帯 6.5万世帯	2,014,497人 48.3万世帯 8.4万世帯	<p>【4】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)は児童福祉施設定員 (*はS32)。</li> </ul>
5 結核、難病 (1) 特定疾患 (2) 結核患者 (3) 透析患者				<p>【5】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)は特定疾患医療受給者証交付件数。 対象疾患の増加あり。</li> <li>(2)は活動性全結核登録患者数 (*はS36)。</li> <li>(3)は人工透析患者数。</li> </ul>
6 戦争犠牲者 (1) 戦傷病者 (2) 遺族等 (3) 原爆被爆者	* 67,842人 1,839,562人 *200,984人	151,435人 975,721人 356,527人	105,342人 350,774人 328,629人	<p>【6】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)は戦傷病者手帳所持者数 (*はS39)。</li> <li>(2)は恩給(軍人)及び援護年金年度末支給人員。 支給対象者の拡大あり。</li> <li>(3)は被爆者健康手帳交付件数 (*はS33)。</li> </ul>
7 更生保護 (1) 保護観察 (2) 刑法犯 (3) 20歳未満の刑法犯				<p>【7】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)は保護観察新規受理人員。</li> <li>(2)は刑法犯検挙人員。</li> <li>(3)は少年刑法犯検挙人員 (S50、H7は交通関係事犯を除く。)。</li> </ul>
8 中国残留邦人帰国永住者	—	1,098人	16,051人	<p>【8】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>累積総数。</li> </ul>
9 外国人 (1) 外国人登録者数 うち永住外国人 (2) 不法滞在者	674,315人 — —	749,094人 — —	1,362,371人 626,606人 286,704人	<p>【9】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)はS34、S49、H7。</li> <li>(2)はH2.7.1以降推計。</li> </ul>

対象者	対象者数			備考
	昭和30年 (1955年)	昭和50年 (1975年)	平成7年 (1995年)	
II 今日的な課題別 (一人暮らし老人等、既出のものを除く。)				
1 ホームレス等				
(1) ホームレス	—	—	* 2万人超	【1】 ・(1) の*はH11.11推計。 ・(2) (1) の*はH10度。
(2) 行旅死亡人等				
(1) 行旅死亡人	—	—	* 1,152人	
(2) 行旅病人	—	—	—	
2 自己破産者	* 1,949件	* 14,625件	43,414件	【2】 ・※は破産新受件数、残り2つは自己破産申立件数 (*はS60)。
3 アルコール依存等				
(1) アルコール依存症患者	—	14,720人	23,800人	・(1) はアルコール精神病者数及びアルコール依存症患者数 (S30、S43、H8)。
(2) 薬物事犯	34,126人	9,703人	19,425人	・(2) は麻薬・覚醒剤事犯。麻薬とは、麻薬(H7は向精神薬を含む)、あへん及び大麻をいう。
4 失業・フリーター				【4】 ・(1) は完全失業者数 (*はS45)。 ・(2) はS30、S57、H9。 ・フリーターとは、(1)年齢15~34歳、(2)就業者については勤め先における呼称が「アルバイト」又は「パート」である雇用者で、男性については継続就業年数が1~5年未満の者、女性については未婚で仕事を主にしている者、(3)無業者については家事も通学もしておらず「アルバイト・パート」の仕事を希望する者をいう。
(1) 失業者	* 59万人	100万人	210万人	
うち20代	* 24万人	36万人	73万人	
うち30代	* 11万人	19万人	33万人	
うち40代	* 8万人	17万人	34万人	
うち50代	* 6万人	12万人	28万人	
(2) いわゆる「フリーター」	—	50万人	151万人	
5 ドメスティック・バイオレンス被害者	—	—	* 2,418件	【5】 ・婦人相談所一時保護所、婦人保護施設及び母子生活支援施設における「夫等の暴力」等の理由による措置件数 (*はH11)。
6 自殺者	22,477人	19,975人	21,420人	

※板山委員の提出した図表を基に厚生省社会・援護局責任で作成したもの。

また、全ての社会的問題を網羅する趣旨ではない。

### 資料3 福祉サービス提供者数 概観

平成12年12月8日  
厚生省社会・援護局調べ

要援護者の発見	貧 困	高 齢	身体障害	知的障害	精神障害	児童育成
	民生委員 216,842人	民生委員 (再掲)	民生委員 (再掲)	民生委員 (再掲)	民生委員 (再掲)	児童委員 (民生委員) (再掲) うち主任児童委員 14,455人
サービスの利用支援 (相談、サービス利用援助等)	福祉事務所 1,200か所 社会福祉協議会 (相談、地域福祉権利擁護事業) 全国 1か所 都道府県・指定都市 59か所 市区町村 3,368か所	福祉事務所 (再掲) 老人介護支援センター 4,379か所 在宅介護支援センター 5,262か所 社会福祉協議会 (再掲)	福祉事務所 (再掲) 身体障害者更生相談所 68か所 身体障害者相談員 15,640人 市町村障害者生活支援事業 200か所 社会福祉協議会 (再掲)	福祉事務所 (再掲) 知的障害者更生相談所 79か所 知的障害者相談員 4,772人 障害児 (者) 地域療育等支援事業 420か所	保健所 641か所 精神保健福祉センター 55か所 市町村保健センター 1,630か所 精神障害者地域生活支援センター 195か所	福祉事務所 (再掲) 児童相談所 174か所 (婦人相談所 47か所) 地域子育て支援センター 1,800か所 放課後児童健全育成事業 9,729か所 社会福祉協議会 (再掲)
サービスを提供する施設 (入所は○、通所は●、利用は☆)	<保護施設 336か所> ○救護施設 177か所 ○更生施設 17か所 ☆医療保護施設 65か所 ●授産施設 65か所 ☆宿所提供的施設 12か所 <福祉事務所 (生活保護給付) (再掲)> <社会福祉協議会 (生活福祉資金貸付) (再掲)>	<老人福祉施設 19,106か所> ○養護老人ホーム 949か所 ○特別養護老人ホーム 3,942か所 ○軽費老人ホーム 1,082か所 ☆老人福祉センター 2,249か所 ●老人日帰り介護施設 6,462か所 ☆老人短期入所施設 43か所	<身体障害者更生保護施設 1,577か所> ○肢体不自由者更生施設 37か所 ○視覚障害者更生施設 14か所 ○聴覚・言語障害者更生施設 3か所 ☆内部障害者更生施設 6か所 ○身体障害者療護施設 327か所 ○重度身体障害者生援護施設 72か所 ☆身体障害者福祉ホーム 34か所 ○身体障害者授産施設 83か所 ○重度身体障害者授産施設 127か所 ●身体障害者通所授産施設 233か所 ●身体障害者福祉工場 35か所 ☆小規模通所授産施設 約5,000か所 ☆身体障害者福祉センター 246か所 ☆在宅障害者日帰り介護施設 220か所 ☆障害者更生センター 10か所 ☆補装具制作施設 26か所 ☆点字図書館 73か所 ☆点字出版施設 14か所 ☆聽覚障害者情報提供施設 17か所	<知的障害者援護施設 2,726か所> ○●知的障害者更生施設 1,515か所 ○●知的障害者授産施設 993か所 ☆知的障害者通勤寮 116か所 ○●精神障害者通所授産施設 67か所 ●精神障害者福祉工場 35か所 ☆小規模通所授産施設 (再掲)	<精神障害者社会復帰施設 401か所> ○●精神障害者生活訓鍛施設 149か所 ☆精神障害者福祉ホーム 99か所 ○精神障害者入所授産施設 18か所 ●精神障害者通所授産施設 127か所 ●精神障害者福祉工場 8か所 ☆小規模通所授産施設 (再掲)	<児童福祉施設 33,198か所> ○助産施設 537か所 ○乳兒院 114か所 ○母子生活支援施設 300か所 ●保育所 22,327か所 ○児童養護施設 555か所 ○知的障害児施設 280か所 ○自閉症児施設 6か所 ●知的障害児通園施設 229か所 (再掲) ○盲児施設 14か所 ○ろうあ児施設 16か所 ●難聴児通園施設 27か所 ○●肢体不自由児施設 67か所 ●肢体不自由児通園施設 82か所 ○肢体不自由児療護施設 7か所 ○重症心身障害児施設 88か所 ○●情緒障害児短期治療施設 17か所 ○児童自立支援施設 57か所 ☆児童館 4,323か所 ☆児童遊園 4,152か所 <母子福祉施設 93か所> ☆母子福祉センター 75か所 ☆母子休養ホーム 18か所 <○婦人保護施設 52か所> 保育士 249,374人
サービスを担う人材 (主な専門職)	福祉事務職員 (うち法令上、査察指導員及び現業員は社会福祉主事) 60,910人	社会福祉士 18,502人 介護福祉士 167,992人 ホームヘルパー 144,758人 介護支援専門員 (H10度・H11度合格者計) 160,154人	社会福祉士 (再掲) 介護福祉士 (再掲)	社会福祉士 (再掲) 介護福祉士 (再掲)	社会福祉士 (再掲) 介護福祉士 (再掲) 精神保健福祉士 (第1回合格者) 4,338人	保育士

**【別添】社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会委員**  
(五十音順)

氏名	役職
青山やすし	東京都副知事
阿部 志郎	(福) 横須賀基督教社会館館長
板山 賢治	(福) 浴風会理事長
岩田 正美	日本女子大学人間社会学部教授
加藤 彰彦	横浜市立大学国際文化学部教授
岸本 葉子	エッセイスト
長谷川匡俊	淑徳大学学長
張田 直子	(福) 救世軍社会事業団社会福祉部長
平野 隆之	日本福祉大学社会福祉学部教授
三島 浩一	大阪市福祉援護担当部長
光田 鈴	全国民生委員児童委員連合会会長
山本 修三	神奈川県済生会神奈川県病院長
尹 基	(福) こころの家族理事長
吉村 鞍生	(福) 大阪自彊館理事長
渡邊 一雄	岩手県立大学国際社会人教育センター長

## 用語の説明

### 注<sup>1</sup> 「ソーシャルインクルージョン」 Social Inclusion

イギリスやフランスなどのヨーロッパ諸国で近年の社会福祉の再編に当たって、その基調とされている理念。貧困者や失業者、ホームレス等を社会から排除された(expatriate)人々として捉え、その市民権を回復し、再び社会に参入することを目標としており、その実現に向けて公的扶助や職業訓練、就労機会の提供等が総合的に実施されている。

この理念を端的に示しているのがフランスの参入最低限所得法(1988年)による最低生計費扶助制度(RMI)で、欠乏により社会から排除されている人々の社会的参入と職業的参入を図るために最低限所得を保障し、こうした人々を社会的に再統合することを目的としている。

### 注<sup>2</sup> 「パラサイトシングル」 Parasite Single

パラサイトは寄生、居候、シングルは未婚の単身者の意味で、学校を卒業し、就労して社会的には自立しているにもかかわらず

ず、同居等により生活の大部分を親に依存しながらも本人は優雅な生活をおくる生活様式として、社会学者山田昌弘氏が平成9年に造語した和製英語。一般的な同居や扶養と異なり、自立可能な条件を有しながらもそれを指向せず、親の資産や経済力を意図的に活用する一方で、本人の収入の大半は自己で消費し、経済的に恵まれた生活を享受しようとする点が特徴的である。これにより未婚化や少子化が進行し、長期にわたる子への支出による両親の老後の経済不安の誘因となるとの指摘もある。

### 注<sup>3</sup> 「ワンストップサービス」 One-Stop Service

サービス利用希望者が、最初の窓口のみの相談や手続きで、サービス利用までのプロセスが担保されるシステム。このシステムにより、①窓口が、総合的に相談に応じ、連絡・調整機能を有して実際のサービス供給主体に希望者をつなぎ、利用者の「たらい回し」や「制度の谷間に置き忘れる」ことを防ぐ、②窓口が、一定の判断を行い、サービス提供に関する権限を有するなどの実効性が担保されていることにより、その場でサービス利用の可否・利用者負担等が利用者に明らかになる、という効果が期待されている。

このシステムは、利用者の利便性を図るだけでなく、制度を知らない外国人や、様々な理由から制度を利用しにくい人々のアクセスの保障としても期待されている。

### 注<sup>4</sup> 「オンサイト」 On Site

地域における社会福祉の援助において、地域の生活状況やネットワークに立脚したサービス提供を行うため、援助の拠点を、対象とする地域の人々の活動エリアの中に設置すること。援助者が部外者として、地域社会から回避され、住民や福祉サービス供給主体の組織化が妨げられることを防ぐとともに、援助者が地域社会の構成員として、地域社会を内側から組織化する役割が期待されている。

### 注<sup>5</sup> 「コミュニティワーク」 Community Work

地域援助技術と訳され、地域住民が主体となって、地域の生活問題の解決を図るために福祉専門職による地域福祉の援助方法。その内容は、地域の住民や福祉サービス供給主体を組織化しながら、①地域における福祉ニーズの把握、②各種サービスの調整、③地域の社会資源・サービスの開発・確保・整備、④サービス供給システムの効果的管理運営などを進めるもので、これらを通じて福祉コミュニティの形成を図る。

### 注<sup>6</sup> 「アウトリーチ」 Outreach

リーチアウトReachoutとも表され、援助者が対象とする人々の窓口来所を待つのではなく、対象者の元へ出向き、援助者が問題を発見して、援助の必要性を対象者が認識し、問題解決への動機付けを高める援助の技法。対象者が問題状況を抱えながらも、問題状況を自覚していないかったり、その問題に麻痺的になっていたり、援助へのためらいを持っている場合に効果的であると言われる。なお、対象者の情報を、当人以外から入手して援助を開始することも少なくないため、地域の情報ネットワークの整備と密接な関係がある。

# 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援 計画策定指針の在り方について (一人ひとりの地域住民への訴え)

平成14年1月28日  
社会保障審議会福祉部会

## はじめに－地域福祉推進の背景と必要性－

我が国においては、かつての伝統的な家庭や地域の相互扶助機能は弱体化し、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化するなど地域社会は変容しつつある。少子高齢社会の到来、成長型社会の終焉、産業の空洞化、そして近年の深刻な経済不況がこれに追い打ちをかけている。このため、高齢者、障害者などの生活上の支援を要する人々は一層厳しい状況におかれている。また、青少年や中年層においても生活不安とストレスが増大し、自殺やホームレス、家庭内暴力、虐待、ひきこもりなどが新たな社会問題となっている。

他方で、近年、市町村の福祉施策が盛んになり、ボランティアやNPO法人なども活発化し、社会福祉を通じて新たなコミュニティ形成を図る動きも顕著となっている。

こうした相矛盾する社会状況の中で、市町村を中心とする福祉行政の役割は極めて重要となっており、加えて地域住民の自主的な助け合いなどの意義も益々大きくなっている。

先の中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会の報告においては、「社会福祉の基礎となるのは、他人を思いやり、お互いを支え助け合おうとする精神である。その意味で、社会福祉を作り上げ、支えていくのはすべての国民である」と述べているが、国民生活の安心と幸せを実現するためには、自立した個人が地域住民としてのつながりを持ち、思いやりを持って共に支え合い、助け合うという共に生きるまちづくりの精神が育まれ活かされることが必要不可欠である。

今こそ、共に生きるまちづくりの精神を發揮し、人々が手を携えて、生活の拠点である地域に根ざして助け合い、生活者としてそれぞれの地域で誰もがその人らしい安心で充実した生活が送れるような地域社会を基盤とした福祉（地域福祉）の推進に努める必要がある。

法制上においても、平成2年のいわゆる福祉八法の改正以降、在宅サービスの法制化、措置権の移譲に伴う保健福祉サービスの市町村への一元化や、高齢者、障害者、

児童各分野でのサービスの計画化などにより、地域住民の生活に密着した市町村を中心とする保健福祉サービスの提供体制の基盤づくりが進められてきた。とりわけ、社会福祉事業法においては、地域に即した創意と工夫による福祉サービスの総合的な実施、福祉サービスに対する地域住民の理解と協力が定められる等、実質的に地域福祉の推進が唱えられ、平成12年の社会福祉法においては、「地域福祉の推進」が明確に位置づけられるようになった。

## 一人ひとりの地域住民への訴え

とかく、これまでの社会福祉は、ややもすると行政から地域住民への給付という形をとってきた。しかしながら、これからは、個人の尊厳を重視し、対等平等の考え方に基づき、地域住民すべてにとっての社会福祉として、かつ、地域住民すべてで支える社会福祉に変わっていかなければならない。そのためには社会福祉に対しての地域住民の理解と協力、つまり地域住民の参加と行動が不可欠なのである。

この際、一人ひとりの地域住民に対して、社会福祉を限られた社会的弱者に対するサービスとしてではなく、身近な日々の暮らしの場である地域社会での多様な人々の多様な生活課題に地域全体で取り組む仕組みとしてとらえなおし、地域住民としてこれらの多様な生活課題に目を向け自発的、積極的に取り組んでいただけるよう訴えたい。また、社会福祉を消極的に単なる特定の人に対する公費の投入と考えるのではなく、むしろ福祉活動を通じて地域を活性化させるものとして積極的な視点でとらえていただけるよう強く訴えたい。

当部会としては、地域福祉計画策定指針原案作成委員会を設置し、この委員会を中心にこのような観点から平成13年7月以来、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について精力的に検討を重ね、今般、報告をとりまとめた。今、この報告を広く一人ひとりの地域住民に問い合わせ、これを契機として、それぞれの地域で生活者の視点から地域の特性を活かした地域福祉の推進についての活発な議論が行われることを期待したい。このことを通じて、社会福祉基礎構造改革の趣旨が地域レベルにおいても再度確認され、これらの計画が21世紀の福祉を決定づけるものとして広く地域住民の参加を得て策定されることを求めるものである。また、自治体の首長、議会も、住民主体の地域福祉計画

策定を推進する上で、自治体としての責任とリーダーシップを發揮されることを期待するものである。

## 地域福祉推進の理念

○中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会は、今後の新しい社会福祉の理念について「個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立支援することにある」と意見し、こうした理念を地域において具現化するために地域福祉の推進を図るべきであるとした。

これを受けた社会福祉法においては、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げ、地域福祉を推進する主体と地域福祉を推進する目的を次のように定めた。

(参考) 社会福祉法より抜粋

### (福祉サービスの基本的理念)

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

### (地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

○すなわち、地域福祉推進の主体は「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「住民等」という。）」の三者であり、地域福祉を推進することの目的は、これらの者が相互に協力しあうことにより「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるようにすること」であるとした。こうした地域福祉推進の方策とし

て「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画」の策定を求めた。

(参考) 社会福祉法より抜粋

### (市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

### (都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 2 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 3 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

※地域福祉計画に関する規定（法第107条及び第108条）は平成15年4月1日施行

○市町村地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市区町村（以下「市町村」という。）が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て地域の要支援者の生活上の解決すべき課題（以下「生活課題」という。）とそれに対応する必要なサービスの内容や量、その現状を明らかにし、かつ、確保し提供する体

制を計画的に整備することを内容とする。

また、都道府県地域福祉支援計画は、市町村の区域を包含する広域的な地方公共団体として広域的な観点から市町村を支援し、その際、市町村の規模、地域の特性、施策への取組状況等に応じて、きめ細かな配慮を行う必要があり、このために市町村支援を旨とするものである。

○なお、ここでいう住民等は、地域福祉計画の策定について意見を述べるだけの存在ではない。計画策定に参加すると同時に自らが地域福祉の担い手であると認識することが重要である。したがって特に関係団体の参加を要請する場合は、代表者の形式的参加で事足りるとすべきではない。

地域福祉の担い手としては、例えば次のような者が考えられる。

- ・ 地域住民
- ・ 要支援者の団体
- ・ 自治会・町内会、地縁型組織等
- ・ 一般企業、商店街等
- ・ 民生委員・児童委員・福祉委員等
- ・ ボランティア、ボランティア団体
- ・ 特定非営利活動法人（NPO法人）、住民参加型在宅サービス団体等
- ・ 農業協同組合、消費生活協同組合等
- ・ 社会福祉法人、地区（校区）社会福祉協議会等
- ・ 社会福祉従事者（民間事業者を含む）
- ・ 福祉関連民間事業者（シルバーサービス事業者等）
- ・ その他の諸団体

○地域福祉計画とは、地方公共団体が地域福祉を総合的かつ計画的に推進することにより、社会福祉法に示された新しい社会福祉の理念を達成するための方策である。したがって地域福祉計画は、行政計画でありながら、福祉サービスにおける個人の尊厳の保持を基本に据えて、自己決定、自己実現の尊重、自立支援など住民等による地域福祉推進のための参加や協力に立脚して策定されるべきである。

○今後における地域福祉推進の理念としては、少なくとも次の点、(1) 住民参加の必要性、(2) 共に生きる社会づくり、(3) 男女共同参画、(4) 福祉文化の創造に

留意することが重要である。

### (1) 住民参加の必要性

例えば、障害を有したり、性や年齢が異なることなど、人間はそれぞれ異なるわけであるが、個人の尊厳、その人が生きる価値などの点においては、皆平等であり、すべての地域住民が地域社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が保障されなければならない。

こうしたことは、生活課題を持つ人自身が、権利の主体としてそれを求めることのみではなく、他の地域住民も、それを当然のこととして支持すると共に「一緒になって、それを実現することが当然であり、それが地域社会の誰にとっても望ましい社会なのだ」という地域社会の共通の価値観を持たなければ達成できない。

したがって、地域福祉とは地域住民の主体的な参加を大前提としたものであり、地域福祉計画の最大の特徴は「地域住民の参加がなければ策定できない」ことにある。地域住民の主体的参加による地域福祉計画の策定・実行・評価の過程は、それ自体、地域福祉推進の実践そのものである。（別紙1参照）

### (2) 共に生きる社会づくり

すなわち、地域福祉においては、差異や多様性を認め合う地域住民相互の連帯、心のつながりとそのために必要なシステムが不可欠であり、例えば、貧困や失業に陥った人々、障害を有する人々、ホームレスの状態にある人々等を社会的に排除するのではなく、地域社会への参加と参画を促し社会に統合する「共に生きる社会づくり（ソーシャル・インクルージョン）」という視点が重要である。

さらに、様々な権利侵害に対して、全体として権利を擁護していく地域住民の活動とシステムが不可欠である。

### (3) 男女共同参画

地域福祉を推進する諸活動は、男女共同参画の視点に立脚して展開される必要がある。「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的

及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担う」ことは重要であり、そのため、男性も女性も共に日々の暮らしの基盤である地域社会の生活課題に目を向け、その解決のための意思決定、諸活動にも参画していくことが期待される。

#### (4) 福祉文化の創造

具体的には、地域住民が、自らの生活基盤である地域社会での生活課題やそれに対応するサービスの現状、果たすべき役割などを、自らの問題として認識し、自らがサービスの在り方に主体的にかかわり、サービスの担い手としても参画していくことが重要である。こうした地域住民による生活に根ざした社会的活動の積み重ねが、それぞれの地域に個性ある行動様式や態度を育み文化（福祉文化）を創造していくことにつながる。また、このことは、地方分権の趣旨にも沿うものである。

### 地域福祉推進の基本目標

○社会福祉法の理念に基づく社会福祉を地域において実現するためには、少なくとも次のような基本目標に沿って地域福祉を進める必要がある。

#### ①生活課題の達成への住民等の積極的参加

○地域住民の参加や関係団体と連携した活動が全国で広がりつつあり、また、特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）の成立など、新たな活動の基盤整備も進められている。こうした状況を踏まえ、地域福祉の推進においても、地域住民を施策の対象としてのみとらえるのではなく、地域福祉の担い手として位置づけるとともに、地域住民の自主的な活動と関係諸団体及び公共的なサービスとの間の連携を図っていくことが重要である。

○この際、地域住民も「福祉は行政が行うもの」という意識を改め、行政も「福祉は行政処分で対処するもの」という意識を改めて、地域社会の全構成員（住民等）がパートナーシップの考え方を持つことが重要である。パートナーシップは、民間相互のパートナーシップのみでなく、公私のパートナーシップとして行政及び地域社会の構成員が相互に理解し合い、相互の長所を活かし、「協働」

することによって大きな創造力が生み出されてくるものである（パートナーシップ型住民参加）。

○なお、地域福祉計画の策定過程を通じて地域福祉活動における公と私の役割分担について留意する必要がある。もちろん、このことは公行政の役割をいささかも減じるものではなく、公行政は地域住民の健康で文化的なミニマムな生活を保障する役割を担っている。

#### ②利用者主体のサービスの実現

○利用者本位の考え方立って、利用者を一人の人間としてとらえ、その人の生活課題を総合的かつ継続的に把握し、制度やサービスの種別、実施主体の相違を越えて、対応する適切なサービスのセットが、総合的かつ効率的に提供され、その利用へのアクセスが阻害されないような体制を身近な地域において構築する必要がある。

○具体的には、サービスを総合的に利用できるようするケアマネジメントを含むソーシャルワークの体制を、相談機能を持つ機関や福祉事務所などで充実する必要がある。

○このソーシャルワーク機能においては、「人生を生きる主人公は自分自身であり、自己決定により自ら人生を切り拓き自己実現を図っていく」という利用者自身の持っている力を引き出す援助（エンパワーメント）が重要であるほか、地域住民が孤立したり、生活課題を抱えたときに、声を上げられる仕組みや発見する仕組みづくり（コミュニティワーク）にも向けられる必要がある。

○サービスの内容や評価について、地域住民の信頼と理解を得るためにには、情報の公開などを進め、事業運営の透明性の確保を図らなければならない。また、利用者の選択を通じた適正な競争を促進し、福祉従事者の専門性の向上などを通じて、サービスの質の向上と効率の促進を図る必要がある。

#### ③サービスの総合化の確立

地域福祉の推進においては、地域の身近なところで総合的な相談が受けられ、サービスの適切な利用と結びつけられる体制を整備することが重要である。

地域住民の生活課題は、必ずしも専門分化した単一の福祉サービスによって充足されるものではな

く、しばしば、福祉・保健・医療その他生活関連分野にまたがるものであり、公共的サービス・民間によるサービスやサポートも含めて、複数のサービスを適切に組み合わせて総合化することによって満たされることが少なくない。このため、こうした多様なサービスそれが十分な連携を図って総合的に展開されていくことが不可欠であり、今後は総合的サービスの提供体制を確保していく必要がある。

#### ④生活関連分野との連携

地域福祉の範囲として、福祉・保健・医療の一体的な運営はもとより、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなどの生活関連分野との連携が必要となる。

生活課題に対応する施策は、個別的には既に存在しているものも多いが、これらに新しいアイデアを取り入れてシステム化し、地域起こしに結びつくような福祉関連産業、健康関連産業、環境関連産業などの領域で、地域密着型コミュニティビジネスあるいはNPOなどを創出していくこと（社会的起業）が考えられる。

ちなみに、地域密着型コミュニティビジネスや地域通貨（エコマネー等）制度は、地域住民の生活課題に柔軟に対応したもので、今後、地域福祉活動の中でソーシャル・インクルージョンの手段としても注目されるところである。

### 市町村地域福祉計画

#### (1) 計画に盛り込むべき事項

市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項としては、社会福祉法上、①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、②地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、③地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項の3つが掲げられており、それを踏まえなければ、法上の地域福祉計画としては認められないものである。市町村においては、主体的にこれら3つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともに、他の必要な事項を加えて計画に盛り込む必要がある。

①地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

##### ○地域における福祉サービスの目標の提示

- ・地域の生活課題に関する調査（いわゆる「ニーズ調査」）、必要とされるサービス量の調査、提供されているサービスの点検
- ・福祉サービス確保の緊急性や目標量の設定

なお、数値目標については、計画の内容を分かりやすくするとともに、その進捗状況を適切に管理する上で可能な限り客観的な指標を掲げることが望ましい。定性的な目標の場合にも、目標の達成の判断を容易に行える具体的な目標とすることが望ましい。

##### ○目標達成のための戦略

ア 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備

- ・福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保

イ 要支援者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立

- ・社会福祉従事者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備

ウ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保

エ サービス利用に結びついていない要支援者への対応

- ・孤立、虐待、ひきこもり、サービス利用拒否などの要支援者を発見する機能の充実、ソーシャルワーク体制の整備、近隣の地域住民や訪問機会のある事業者などの活動、福祉事務所の地域福祉活動等の充実・支援

##### ○利用者の権利擁護

地域福祉権利擁護事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備

#### ②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に対する事項

○複雑多様化した生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現

- ・民間の新規事業の開発やコーディネート機能へ

## の支援

- 福祉、保健、医療と生活に関連する他分野との連携方策

### ③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- 地域住民、ボランティア団体、NPO法人等の社会福祉活動への支援
  - ・活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援
  - ・地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携
- 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
  - ・地域住民、サービス利用者の自立
  - ・地域の福祉の在り方について住民等の理解と関心を深めることによる主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上
  - ・住民等の交流会、勉強会等の開催
- 地域福祉を推進する人材の養成
  - ・地域福祉活動専門員、社会福祉従事者等による地域組織化機能の発揮

### ④その他

- その地域で地域福祉を推進する上で必要と認められる事項
  - ・市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等

## (2) 計画策定の体制と過程

### ①市町村行政内部の計画策定体制

- 地域福祉計画は、老人保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画、児童育成計画、その他の関連する計画との整合性を持ち、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定される必要がある。  
そのため、行政全体での取り組みが不可欠であり、関係部局が一堂に会した地域福祉計画の検討会を開催したり、部局を横断した職員による地域福祉計画策定のためのプロジェクトチームを立ち上げることも有効な手法の一つと考えられる。
- また、市町村が福祉事務所、保健所、市町村保健センター等を設置している場合には、地域福祉計

画の策定体制にこれらの組織や職員が積極的に参加することが基本である。とりわけ、社会福祉士や保健師などの地域活動の展開方法や技術に係る専門職が中核的な役割を担うことが望まれる。

○なお、地域福祉の積極的な推進を担うのは住民等の自主的な努力であるが、その自主性の発揮を側面から様々に援助する役割が必要となる。このためには、例えば、市町村が住民等に一斉に広報するようなことに加えて、小地域ごとに住民等間の地域福祉の推進に向けて中心的な役割を担う者（以下「地域福祉推進役」という。）を見い出し、住民等に対してこの地域福祉活動への参加を促すことが重要である。

### ②地域福祉計画策定委員会

○地域福祉計画の策定に当たっては、市町村の地域福祉担当部局に地域福祉推進役としての地域住民、学識経験者、福祉・保健・医療関係者、民生委員・児童委員、市町村職員等が参加する、例えば「地域福祉計画策定委員会」のような策定組織を設置することが考えられる。

○地域福祉計画策定委員会は、必要に応じて適宜、委員以外のその他の関連する専門家、地域の生活課題に精通し地域福祉に関心の深い者、その他関係者等の意見を聞くことや、住民等が計画策定に積極的に関わることができる機会を確保することが適當である。

○また、地域福祉計画策定委員会は原則として公開とし、進捗状況について適宜公表するほか、広く住民等が傍聴できる体制を探るなどの配慮が必要である。

○なお、具体的な地域福祉計画策定は、平成15年4月の社会福祉法の地域福祉計画条項施行以降、こうした準備が整った市町村から速やかに行われるのが適當である。このため、地域福祉計画策定委員会は14年度の早期に発足することが望ましい。

### ③地域福祉計画策定方針の決定

地域福祉計画策定委員会は、平成14年度中においては、都道府県が示す地域福祉計画策定ガイドラインを勘案し都道府県と調整しつつ、住民等の主体的参加を実現するため、地域住民同士の交流会、関係

団体も含めた懇談会、ヒヤリング、アンケート調査等を実施し、地域福祉計画に住民等の地域福祉の在り方に関する意見を十分に反映させる旨の策定方針を定める必要がある。

#### ④地域福祉計画の目標の設定

地域福祉の推進を具体化する上での個別施策については、計画の達成状況を住民等に明確に示すためにも具体的で計画の達成度の判断が容易に行える目標を示す必要がある。

このため可能な限り数値目標を示すことが望ましいが、地域福祉を推進する施策の中には、数値目標になじまないものもあるため、定性的な目標設定がなされることがある。しかし、その場合でも計画の目標は具体的であることを旨とすべきである。

なお、計画の目標設定を支援するため、都道府県においては先行する市町村の事例を積極的に紹介するよう努めることが望まれる。

#### ⑤地域福祉計画策定の手順

○地域社会の生活課題をきめ細やかに発見することは、地域社会においてのみなし得ることであり、これを解決する方途を見い出し、実行することもまた地域社会でのみ可能である。そのためには、住民等の主体的参加が欠かせないものであることを、まず住民等に伝えることが重要である。

○住民等の参加を得るためにには、情報の提供が極めて重要であり、情報を確実に伝えるための工夫が必要となる。例えば、地域の実情や必要に応じて外国語や点字、インターネットやケーブルテレビなどの多様な媒体による情報提供も考えられる。また、地域住民のうち、より多くの支援を必要とする人々ほど、情報が円滑に伝わらないことが考えられるため、特にこうした人々に対する情報伝達に気を配る必要がある。

○こうした活動によって、住民等や要支援者自身が自ら生活課題を明かにするための調査（いわゆる「ニーズ調査」）に参加したり、要支援者と他の住民等との交流会に参加したりすることにより、地域社会の生活課題を自ら明らかにし、自ら解決に向けて活動する気持ちを醸成することが何よりも重要である。

○このような住民等による問題関心の共有化への動機付けを契機に、地域は自主的に動き始めることがある。こうして住民等が、地域社会におけるより多くの生活課題にも視野を広げ、自ら主導的に活動し続けることが地域福祉の推進につながっていく。（別紙2参照）

#### ⑥市区町村社会福祉協議会の役割

○地域福祉を推進する様々な団体により構成された市区町村社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置付けられている。また、社会福祉協議会は、元来、地域住民主体を旨とした地域住民の参加の推進やボランティア、福祉教育、まちづくり等の実績を有することを踏まえ、地域福祉計画策定に当たっては市町村の計画策定に積極的に協力することが期待される。

○なお、社会福祉協議会が中心となって策定している地域福祉活動計画は、住民等の福祉活動計画として地域福祉の推進を目指すものであることから、地域福祉計画とその内容を一部共有したり、地域福祉計画の実現を支援するための施策を盛り込んだりする等、相互に連携を図ることは当然である。

#### ⑦社会福祉法人の役割

社会福祉法人は児童、障害者、高齢者まで幅広い社会福祉の専門機能を有している。今後も各種研修会の開催や地域で行われる勉強会への講師の派遣、住民等の交流会・懇談会の開催のためのコーディネーターや場所の提供、実習やボランティアの受け入れ等を通して、地域における福祉サービスの拠点としての役割が期待されている。このため、社会福祉法人は計画策定に積極的に参加し、そのノウハウを活かすことが期待される。

#### ⑧民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員については、民生委員法により「住民の立場に立って相談に応じ、援助を行う」とこととされていることを踏まえ、地域住民の生活状態の把握、福祉サービスの情報提供等を基本として地域福祉計画の策定に参加するとともに、地域住民

の福祉の増進を図る地域福祉活動の担い手の一人となることが期待される。

#### ⑨地域福祉圏域及び福祉区の設定

- 地域福祉計画は、市町村を単位として構想することが基本である。ただし、他の法定計画等との整合性の確保や個々のサービスの性格等にかんがみ必要に応じて圏域を設定することが考えられる。
- また、地域福祉計画の策定に当たっては、事業の効率的な実施の観点から、複数の市町村が広域的に事業を実施する場合も含めて考える必要がある。

具体的には、人口、面積等が小規模な市町村においては、複数の市町村が合同して地域福祉計画を策定することは差し支えないこととするべきである。この場合において、個々の市町村が従来行ってきたきめ細かなサービスが引き続き実施されるよう配慮することが望ましい。

- 人口規模の大きな市町村や相当の面積を有する市町村においては、地域福祉を推進するに当たり、管内を複数に分割する（例えば、政令指定都市における区単位）など、地域の実情を十分に汲み取って計画を策定することができるよう工夫することが望ましい。また、人口、地理的条件、交通等を総合的に検討する必要があるが、地域住民の生活に密着し、また、一定の福祉サービスや公共施設が整備されている区域を「福祉区」として、住民参加の体制を検討していくことも考えられる。

#### ⑩計画期間及び公表等

- 地域福祉計画の計画期間は、他の計画との調整が必要であることから概ね5年とし3年で見直すことが適当である。また、地域の実情に応じて計画期間が変更されることも考えられる。
- 市町村は、計画の実施状況を毎年定期的に点検することとし、このためには、例えば「計画評価委員会」のような、計画の進行管理を含む評価体制を確保し、計画策定時点から評価の手法をあらかじめ明らかにしておく必要がある。

また、この計画評価委員会は、地域福祉計画の策定・実施との継続性を確保するために地域福祉計画策定委員会と同一の委員とすることも考えら

れる。なお、計画評価委員会においては、苦情解決やオンブズパーソンなどの外部評価情報をも積極的に評価の参考とすることが望まれる。

- 計画は、策定後速やかにその内容を公表し、都道府県に提出することとする。都道府県は、これを情報提供の素材とする。

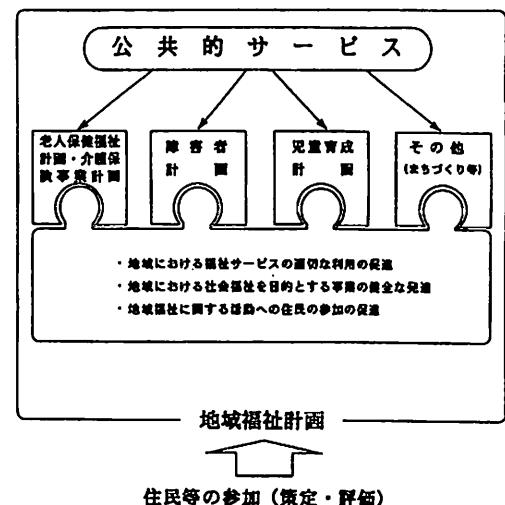
#### ⑪他の計画との関係

##### ○地域福祉計画と他の福祉関係計画との関係

現状では、高齢者、障害者、児童といった対象ごとに計画が策定され、それぞれ根拠法を異にしているが、これらとの整合性及び連携を図り、これらの既存計画を内包する計画として、市町村及び都道府県のそれぞれを主体に、「地域住民主体のまちづくり」や幅広い地域住民の参加を基本とする視点を持った地域福祉計画を導入する必要がある。

さらに、障害者、児童に係る計画が未策定の場合には、地域福祉計画の策定に併せて連携を図りつつ策定されることが望まれる。

##### ○地域福祉計画と他の福祉関係計画との関係



地域福祉計画  
住民等の参加（策定・評価）

- (注1) 地域福祉計画は既存計画を内包し、かつ、その他の地域の生活課題にも対応する。
- (注2) 既存計画による施策のみでは生活課題は解決せず、地域福祉活動と連結させることに地域福祉計画の特徴がある。
- (注3) 住民等は、地域福祉計画の策定や評価に参加することのみではなく、自ら地域福祉活動の担い手となる2つの役割を持っている。

## ○法定計画との関係

地域福祉計画と市町村が既に策定している他の法定計画の対象分野とが重なる場合については、その既定の法定計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができることとする。この場合において、他の法定計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなす旨を、地域福祉計画の策定段階において明らかにしておくことが必要である。

なお、地域福祉計画と既存計画の重複する部分については既存計画が優先されるべきことが適当である。

## ○法定外計画との関係

地域福祉計画と市町村が既に策定している他の法定計画でない計画（法定外計画）の対象分野が重なる場合については、その既定の法定外計画の対象範囲が明確であり、かつ、住民参加を始めとして地域福祉計画に準じた策定手続を経て策定されているものであれば、その既定の法定外計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができることとする。この場合において、他の法定外計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなす旨を、地域福祉計画の策定段階において明らかにしておくことが必要である。

## ○既存地域福祉計画との関係

市町村において「地域福祉計画」等の名称を付した計画が既に策定されている場合には、その計画が法定の地域福祉計画において定めるべき事項が盛り込まれており、かつ、それに準じた策定手続を経て策定されているものであれば、その既定の計画をもって社会福祉法にいう地域福祉計画とすることができるものとすることが適当である。

## ⑫その他

○これまで述べてきた地域福祉推進の基本的な考え方方にかんがみれば、地域福祉計画はステレオタイプで形式的なものに留まるものではなく、加えて、外部のコンサルタント会社に策定を請け負わせるようなことがあってはならないことは当然である。

○地域福祉計画の策定、実行等に当たって必要となる経費については、その調達を固定的に考えるの

ではなく、豊富なアイデア、多様な財源や資源を前提とすべきであり、財源難を理由に地域福祉計画の推進が消極的になったり停滞することのないように配慮すべきである。

## 都道府県地域福祉支援計画

### （1）支援計画に盛り込むべき事項

都道府県地域福祉支援計画（以下「支援計画」という。）に盛り込むべき事項としては、①市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項、②社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項③福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項の3つが掲げられており、それを踏まえなければ、法上の支援計画としては認められないものである。都道府県においては、主体的にこれら3つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともにその他の必要な事項を加えて計画に盛り込む必要がある。

#### ①市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項

ア 市町村に対する支援

イ 市町村が実施する広域事業に対する支援

ウ 都道府県管内の福祉サービスに関する情報の収集及び提供システムの構築

#### ②社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

##### ○人材の確保や福祉従事者に対する研修体制の整備等

・社会福祉に従事する者を確保するための養成研修

・社会福祉に従事する者の知識・技術向上のための研修

#### ③福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

##### ○市町村が実施する福祉サービスの相談支援体制及び供給体制の確立のための基盤整備の促進等

- ・社会福祉法人、非営利組織、民間事業者等への経営指導方策
- ・サービスの質の評価等の実施方策
- ・広域的事業及び専門性が高い事業の情報提供及び相談体制の確保
- ・地域福祉権利擁護事業、苦情解決制度等の実施体制の確保

#### ④その他

- その地域で各市町村が地域福祉計画を達成する上で必要と認められる事項
- ・都道府県社会福祉協議会の活性化等

### (2) 支援計画の基本姿勢

地域福祉の推進は、市町村の地域福祉計画を中心であることから、支援計画は、あくまで、市町村の自主的な地域福祉計画の達成を支援するためのものである。このため、支援計画には、市町村の裁量を狭め、地域福祉計画の策定意義を失わせるような詳細な規制等を置かないことが適当である。

### (3) 支援計画策定の体制と過程

#### ①都道府県行政内部の計画策定体制

- 支援計画は、老人保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画、児童育成計画、その他の関連する計画との整合性を持ち、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定される必要がある。

そのため、行政全体での取り組みが不可欠であり、関係部局が一堂に会した支援計画の検討会を開催したり、部局を横断した職員による支援計画策定のためのプロジェクトチームを立ち上げることも有効な手法の一つと考えられる。

- なお、支援計画策定に係る広域的調整等については、その広域圏の福祉事務所及び保健所に行わせるなど、都道府県の福祉事務所及び保健所が積極的に参加することが基本である。とりわけ、社会福祉士や保健師などの地域活動の展開方法や技術に係る専門職が中核的な役割を担うことが望まれる。

#### ②地域福祉支援計画策定委員会

- 支援計画の策定に当たっては、地域住民、学識経

験者、福祉・保健・医療関係者、都道府県職員等が参加する、例えば「地域福祉支援計画策定委員会」のような策定組織を設置することが考えられる。

○この支援計画策定委員会は、適宜必要に応じて、委員以外の関連する専門家、各市町村の地域福祉計画策定委員会委員長、その他の関係者等の意見を聞くことや、公聴会の開催等地域住民その他の者が支援計画策定に積極的に関わることができる機会を確保することが適当である。

○また、支援計画策定委員会は原則として公開とし、進捗状況について適宜公表するほか、広く住民等が傍聴できる体制を探るなどの配慮が必要である。

#### ③支援計画策定方針の決定等

○都道府県は、市町村が地域福祉計画の策定を円滑に進めることができるよう、国の策定指針とその都道府県の地域性を踏まえ、支援計画策定委員会において、あらかじめ、平成14年度のできるだけ早い時期に市町村に提示する地域福祉計画策定ガイドラインを含む策定方針を決定することが適当である。

○市町村が計画を策定するに当たり、都道府県からどのような支援を受けることができるのかをあらかじめ知っておく必要があることから、このガイドラインには、市町村への支援メニュー及び住民等の主体的参加を実現するための方策を示す必要がある。

○地域福祉の推進は、住民等の主体的参加が不可欠であり、まず、地域福祉計画策定に向けて住民等の間で地域福祉計画策定の気運が醸成されている必要がある。このため、平成14年度中は、住民等による問題関心の共有化・助走期間と位置づけ、支援計画は、管内市町村の地域福祉計画策定状況を踏まえつつ、適当な時期に策定することが適当である。

○なお、支援計画の策定に当たっては、管内市町村が策定する地域福祉計画と十分な連携を図る必要がある。このためには、例えば、各市町村における地域福祉計画策定委員会委員長会議を開催するなどして都道府県と市町村との間で十分な協議を行う必要がある。

○市町村の人口規模や社会資源は様々であり、産業

構造や住民等の意識等も一様でないことは自明のことである。地域福祉計画の策定に当たっては、それぞれの地域にふさわしい計画づくりを行うことが極めて重要なことであり、都道府県の福祉事務所、保健所における地域の実情に応じたきめ細かな支援の下で、多様性を待った計画づくりが可能となるよう配慮する必要がある。

#### ④都道府県社会福祉協議会及び共同募金会等の役割

都道府県社会福祉協議会及び共同募金会は、社会福祉法により地域福祉を推進する団体として明確に位置づけられていることを踏まえ、支援計画の策定に参加するほか、都道府県が市町村の地域福祉推進を支援する上で、大きな役割を果たすことが期待される。

また、その他の社会福祉関係団体も、支援計画の策定に積極的に参加することが望まれる。

#### ⑤地域福祉圏域の設定

支援計画においては、他の法定計画等との整合性の確保や個々のサービスの性格等を考慮し、市町村と相談の上、必要に応じて圏域を設定することが考えられる。

#### ⑥計画期間及び公表等

○支援計画の計画期間は、他計画との調整が必要であることから概ね5年とし3年で見直すことが適当である。また、都道府県の実情に応じて計画期間が変更されることも考えられる。

○都道府県は、計画の実施状況を毎年定期的に点検することとし、このためには、例えば「計画評価委員会」のような、計画の進行管理を含む評価体制を確保し、計画策定時点から評価の手法をあらかじめ明らかにしておく必要がある。

○支援計画は、策定後速やかにその内容を公表し、国に提出することとする。国は、これを情報提供の素材とする。

#### ⑦他の計画との関係

##### ○法定計画との関係

支援計画と都道府県が既に策定している他の法定計画の対象分野とが重なる場合については、そ

の既定の法定計画の全部又は一部をもって支援計画の一部とみなすことができることする。この場合において、他の法定計画の全部又は一部をもって支援計画の一部とみなす旨を、支援計画の策定段階において明らかにしておくことが必要である。

なお、支援計画と既存計画の重複する部分については既存計画が優先されるとすることが適當である。

##### ○法定外計画との関係

支援計画と都道府県が既に策定している他の法定計画でない計画（法定外計画）の対象分野が重なる場合については、その既定の法定外計画の対象範囲が明確であり、かつ、支援計画に準じた策定手続を経て策定されているものであれば、その既定の法定外計画の全部又は一部をもって支援計画の一部とみなすことができることとする。この場合において、他の法定外計画の全部又は一部をもって支援計画の一部とみなす旨を、支援計画の策定段階において明らかにしておくことが必要である。

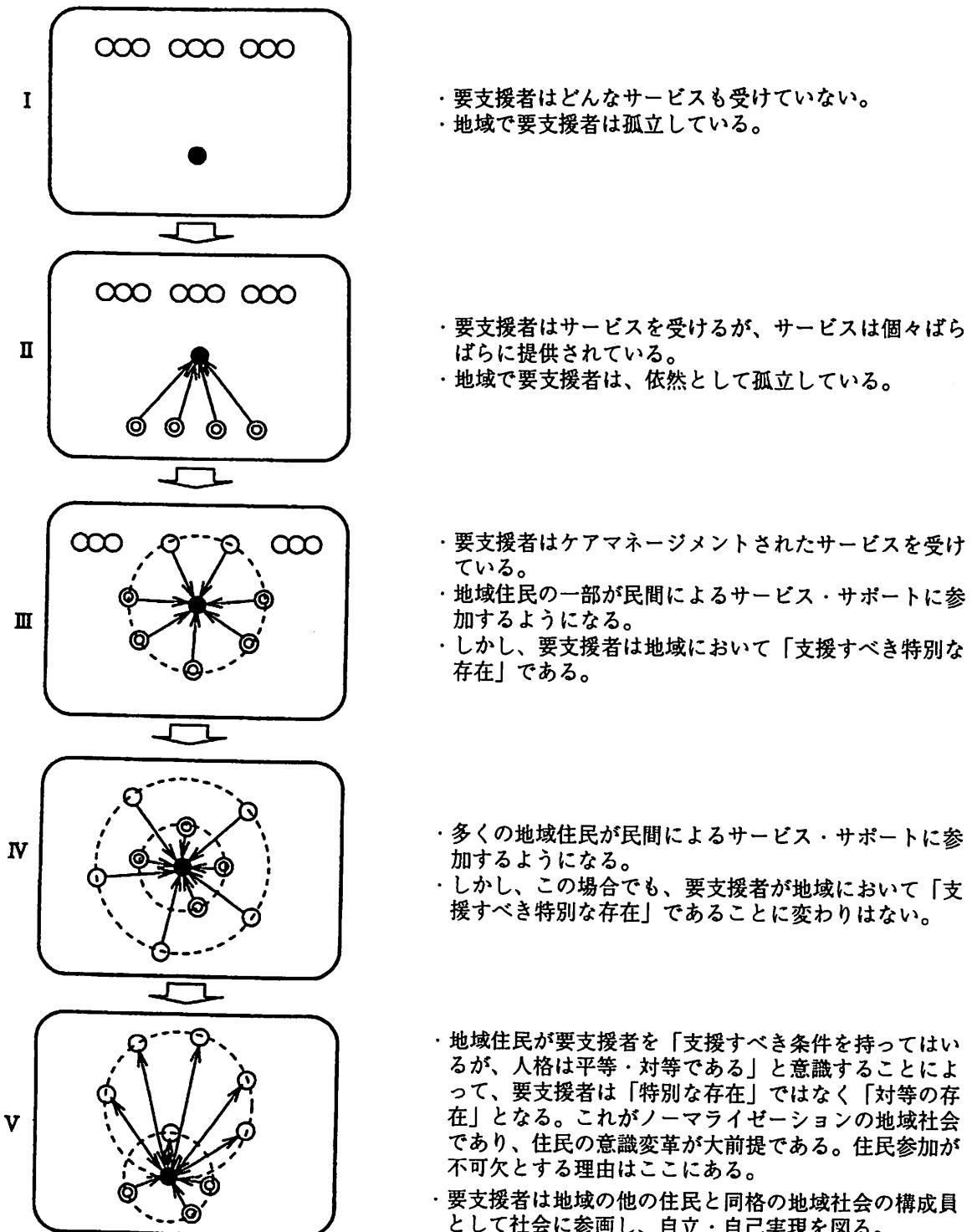
社会保障審議会福祉部会名簿

(敬称略、五十音順)

氏名	役職	備考
茨木尚子	明治学院大学 社会学部助教授	
岩田正美	日本女子大学 人間社会学部教授	
大山博	法政大学 現代福祉学部長	
岡田喜篤	川崎医療福祉大学 副学長	
岡部卓	東京都立大学 人文学部教授	
北野誠一	桃山学院大学 社会学部教授	
京極高宣	日本社会事業大学 学長	
佐口和郎	東京大学大学院 経済学研究科教授	
鈴木真理子	岩手県立大学 社会福祉学部専任講師	
武川正吾	東京大学大学院 人文社会系研究科助教授	
中村博彦	(福)健祥会 理事長	
根本嘉昭	立正大学 社会福祉学部教授	
長谷川匡俊	淑徳大学 学長	
村田幸子	ジャーナリスト	

## 別紙1 地域福祉推進と住民参加

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○要支援者以外の地域住民（地域住民）</li> <li>●支援を要する地域住民（要支援者）</li> <li>◎サービス事業者</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・枠内は地域社会を指す。</li> <li>・点線はネットワークを指す。</li> <li>・矢印はサービスや相互関係を指す。</li> </ul> |
|---|---|



## 別紙2 地域福祉計画策定手順（策定委員会と住民等との協働関係）

段階	委員会	課題	市町村レベル		小地域レベル 地域福祉推進役による住民等に対する直接的働きかけ	
			策定委員会の役割	地域福祉推進役の役割		
第一段階	地域福祉計画策定委員会	準備段階 住民等自身による課題の把握	・地域福祉計画策定の趣旨の確認と合意 ・地域福祉推進役の育成	・小地域における地域福祉推進役の選定 ・地域福祉計画策定の広報	・地域福祉計画策定の意義の共有	・地域福祉計画策定の意識の住民に対する周知
			・地域の特性と生活課題の大要を把握するための地域社会の各種データの収集と分析 ・地域のサービス関係機関・団体等の活動状況を把握	・行政や社協が保有する生活課題とサービスについての情報の策定委員会への提示 ・地域福祉推進役の会議・研修	・生活課題とサービスの分析結果のわかりやすい解説による、解決活動を起こすための必要性の理解の促し ・地域福祉推進の主体は皆、同格のパートナーであるとの確認 ・各々の立場から、各々どのようなことができるかの話し合いと合意	
		手順①	・地域住民の自主的協働活動を必要とする生活課題の存在を確かめ、その実態を把握するための各種調査活動の実施	・調査活動の企画（目的・実施方法の検討・決定） ・地域住民自身による生活課題発見のため、地域住民が調査に参加する方策の検討 ・調査結果の取りまとめ・分析	・調査活動の目的と方法を理解 ・調査結果の策定委員会への報告 ・小地域における人づくり	・住民等による交流会・小地域座談会などへの参加や調査活動への参加・協力を求ることにより、住民等の意識の変革を図り、将来の活動に向けての動機づけを実施 ・こうした活動により、その地域における生活上の課題を自ら発見するよう支援
			・住民等に、調査の結果明らかになった地域における生活課題を周知し、解決活動への動機づけを行うための広報・教育活動の実施	・効果的な広報・教育活動の実施方法の検討	・小地域における効果的な諸広報・教育活動の企画	・文書 ・集会 ・視聴覚実施 ・その他
		手順③	・前の段階で明らかにされ、住民が解決したいと考えるようになった生活課題の中から、計画に位置付ける解決活動の課題を決定するよう援助	・計画に位置付ける生活課題の検討	・右欄の各種活動の結果を報告し、課題に位置付ける解決活動の課題を策定委員会に報告	・各種の会合で、地域社会の生活課題について検討するよう働きかけ、また援助し、意見をまとめる
			・取り上げられた課題に関係を持つ人達を選び出し、活動に組み入れ	・課題別に候補の団体機関・個人を選び出し、また必要な下部組織や、計画と活動のための体制案の作成	・地域福祉推進役のメンバーができるだけ役割分担して、計画策定に参加するように働きかける	・候補に上った団体・機関・個人への公式・非公式の働きかけ。 ・計画と活動のための活動体制・組織作りを援助
		手順⑤	・地域福祉計画の目標の決定	・「何を実現しようとするのか」を決定	・住民等が目的解決のためにそれぞれ何をどのように行うかを働きかける	・話し合いを重ね、目的の共有を目指す ・各種の問題別の組織や機関の会合が定期的にしかも能率的に開かれるよう事務的な処理を進める ・討議に必要な資料を提供して、また専門家を招く
			・地域福祉計画の策定 ・地域福祉計画評価方法の決定	・実際に何を、どこで（誰が）、いつまでに、どのようにやるかを決める ・計画評価方法の検討		・上記に加えて、予想される計画策定上の障害や問題点を指摘しつつ、任務分担、時期、その他について討議を行い、解決活動を起こすよう援助 ・評価方法の周知
		手順⑦	・地域福祉計画の実施	・計画実施状況の点検 ・計画の円滑な実施のための方策の検討及び実施	・右欄の結果を評価委員会に報告し、必要に応じ、決定あるいは指示を受ける	・計画実施上の問題を解決するための具体的な援助の実施 ・参加団体・機関・個人の協力を維持するよう援助の実施 ・地域社会に対する活動の意欲を維持、発展させるために実際に行われている活動や残された生活課題について発信・広報、啓発活動の実施
			・地域社会の協力活動の体制がどのくらい高まつたか、福祉水準がどのくらい高まつたかを評価、必要な見直しを提言	・必要に応じ、効果測定のための調査を行い、評価の結果を、地域社会に知らせ、次の活動への動機づけの一助とする	・右欄の調査結果及び全般的な状況について検討がなされ、適切な評価が行われるように援助	・評価のための調査活動への参加・協力を求める

# 大阪府社会福祉審議会答申(平成14年9月)の概要

大阪府健康福祉部地域保健福祉室地域福祉課

## これからの地域福祉のあり方とその推進方策について

- 府民のみなさん一人ひとりがこれからの「地域福祉」について考え、取り組んでいただくように —

### I はじめに

- ・ これからの福祉は、何か課題を抱えている人に対処するだけでなく、全ての人が「よりよく生きることができる」ようにすることを目指すことが必要。
- ・ 地域福祉の主役は、みなさん一人ひとり。小学校区を基本としながら、「広域」と「地域」が連携・協力してお互いを支えあう仕組みをつくることが必要。

### II これからの地域福祉のあり方

#### 1. 今なぜ地域福祉なのか

##### (1) 地方分権の推進

- ・ これからは、地域に関わる様々な団体や人が集まって、地域の課題に取り組み、住民自治を高めていくことが求められている。その第一歩となるのが地域住民の主体的な参加による地域福祉への取組みである。

##### (2) 社会福祉制度の改革

- ・ 福祉サービスが「措置」から「利用」へと転換する中、利用者本位の福祉システムを確立する上で、地域住民が主体となる地域福祉に大きな役割が期待される。

##### (3) 課題を抱える人々の多様化と見えにくさ

- ・ 野宿生活者、リストラ等による失業者、虐待を受けている子どもなど様々な課題を抱える人々が増えているほか、引き続き重要課題である同和問題、外国人への排除や摩擦の問題などがある。
- ・ また、都市化の進展と地域住民の無視、無関心等により、これらの人々が社会や地域から孤立し、見えにくい状況にあることが課題の解決を困難なものとしている。
- ・ 行政だけでの対応には限界があり、地域住民一人ひとりの理解と行動が必要。

#### (4) 総合的なサービスの必要性

- ・これまでの福祉課題への対応は、原則、対象者別に取り組まれ、制度も専門分化しているため、狹間が生じている。
- ・サービスの総合化、提供条件の緩和、対象者の拡大。その際、地域住民がサービスを考え、行政や民間の活動に活かせるような取組みが必要。
- ・また、地域での自立生活には、福祉だけではなく、健康づくり、就労、住宅、教育など生活に関わる総合的な取組みが求められる。

#### 2. 地域福祉に関するこれまでの大坂府の取組み

- ・民生委員制度のもととなった方面委員制度の創設や、民間による活発な社会福祉活動、隣保館事業、大阪府福祉基金など、「民間」と「行政」が協働して福祉を築いてきた「公民協働型福祉」の伝統。街かどデイハウス支援事業、小地域ネットワーク活動などの先駆的取組み。
- ・こうした大阪の蓄積を今に活かしながら、「自助」「共助」「公助」さらには民間企業・事業所によるサービスなどが新しい形で重層的に組み合わされた大阪らしい地域福祉を進めていくことが必要。

#### 3. これから地域福祉の理念

- ・これから地域福祉は、「地域と関わる全ての人が地域社会の構成員として日常生活を営み、あらゆる活動に参加することができるよう、社会の新しいつながりを構築し、よりよい暮らしづくりを実践する地域社会を創造することを目指すことが必要。

##### ○ 人権の尊重

- ・地域で暮らしている人は誰でも社会を構成する一員として平等であり、お互いの人権を尊重し合う必要がある。地域で様々な課題を有し、困難な状況に陥っている人たちの存在をしっかりと認識し、同じ社会の構成員として包み支え合っていくこと（ソーシャル・インクルージョン）が重要。

##### ○ 地域福祉の主人公

- ・地域福祉は、よりよく生きたいと考えている全ての人がつくりあげるものであり、地域に「定住」する人々に限定するのではなく、地域と関わりを持つ全ての人や団体、企業の取組みである。

##### ○ ノーマライゼーション社会の実現

- ・障害のある人もない人も、高齢者も、女性も、子どもも、外国人も、地域あたりまえの生活をしていける社会を、力を合わせてつくっていくことが必要。

- 新しい「つながり」の構築
  - ・ 様々な活動主体が積極的に交流し相互理解を深めたりしながら一緒に地域のことを考え、活動を展開していくといったことを通じて、新しいつながりを築いていくことが重要。このことが、差別や排除のない地域づくりにもつながる。
- 新しい「公（パブリック）」の創造
  - ・ 様々な主体・活動が連携し、つながりを築くことにより、住民全体に共通する利益を目的として活動する主体、すなわち新しい「公」をつくることが必要。
- 福祉文化の醸成
  - ・ 自分の住む地域に关心を持ち、様々な課題を自分のこととして捉え、解決に向けた取組みを進めていく上で必要なノウハウ、人権感覚等が学べるような取組みを通じて、社会のあらゆる分野で福祉の視点が織り込まれ、特色のあるまちづくりが進められることが福祉文化の醸成につながる。

#### 4. これから地域福祉の方向

##### (1) 住民の主体形成

- 当事者の主体形成
  - ・ 同じ課題や悩みを抱える人が当事者組織をつくり、自ら福祉サービスなどを企画、提供するなど、地域福祉の担い手として活動。こうした取組みを広げていくこと、また、当事者組織間あるいは地域の他の住民や住民団体との交流・連携、組織・団体を超えたつながりを築くことが求められている。
- 地域福祉の担い手の開拓、育成
  - ・ 「地域に貢献したい」といった意欲を実際の活動につなぐ情報提供や相談等の支援が必要。この活動を他の団体や専門機関とつなぐコミュニティ・ソーシャルワーカーの確保も必要。
  - ・ 地域福祉活動を持続的なものとするために、活動の中心となるリーダーの育成や、ボランティア活動に関し気軽に相談や情報の提供を得られる機能の充実が必要。
  - ・ 児童・生徒のボランティア体験等が注目されており、教育委員会と社会福祉協議会、NPO等の連携が必要。
  - ・ 伝統的ボランティアに限らず非営利有償・無償の互助活動やパートタイム就労といった柔軟な形態をとっていくことも必要。
  - ・ 性別による固定的な役割分担意識を排し、男性の地域福祉活動への関心を高め参加しやすくなるような環境づくりが必要。

## ○ 多様な主体の交流・連携の場の確保

- ・ 地域福祉活動に関わる様々な主体が、お互いの持つ情報を交換するなど、誰もが気軽に立ち寄れる「交流の場」が小学校区にあるのが理想。そこでは、地域住民が情報の入手や相談ができる、地域における福祉センター機能を持たすことが効果的。

## (2) 福祉サービスの総合的提供と利用支援の仕組みづくり

### ○ 重層的・総合的な相談体制の整備

- ・ 福祉サービスは相談から全てが始まる。地域においてもその窓口が必要であるほか、課題を抱えていてもなかなか相談をしにくい状況にある人のところへ出向く取組みも必要。
- ・ 相談を受ける側は、個人のプライバシーを知る立場にあり、プライバシーの保護や高い人権意識が求められる。相談する側には、それが権利であって何ら恥ずべきではないという意識を持つてもらうような取組みが必要。
- ・ 地域での相談と、広域での高度専門的相談が連携・協力し、相談体制を重層化していくことや民間と専門機関が連携・分担して支援できる仕組みが必要。
- ・ 緊急事案への対応とともに、相談の目的が達成されたかどうか、適宜フォローアップするような継続的支援のシステムが必要。

### ○ 効果的な双方向の情報発信・提供

- ・ 既存の情報提供手段、新しい提供手段等を効果的に組み合わせながら、地域住民の情報へのアクセスを確保・充実していくとともに、住民の声や情報を拾い上げていくことが必要。
- ・ 情報が必要とする人に届いているか、正確に理解できるものとなっているかどうか確認するということも重要。

### ○ 選択できる十分なサービス基盤の整備

- ・ 高齢者、障害者、子どもの各分野別計画に基づき、施設整備等を促進し、十分なサービス量を確保することが必要。
- ・ 居住やサービス提供、地域住民との交流など様々な機能を持った小規模で多機能な施設を街なかに整備していくことが必要。
- ・ 公的サービスだけでなく、民間主体の様々な福祉サービスなどを利用することが必要。介護保険のケアマネジャーと障害者のケアマネジメント従事者は、その活動を通じ、地域で利用者の自立を支援するシステムを提案していくことが求められる。

## ○ 地域における体系的な権利の擁護

- ・ 自己の判断のみでは意思決定に支障のある人に対する福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行う「地域福祉権利擁護事業」の対象者の拡大、契約ができないほどに意思能力が低下している人の権利を適切に擁護する成年後見人が見つからない等の事態を解決する方策について積極的に検討すべき。また、子どもの権利擁護システムの確立も必要。
- ・ 「苦情解決」については、公正・中立な立場から解決を図る「第三者委員」を、全ての施設・事業所で置くよう働きかけていくこと、さらに、第三者委員活動の活性化や市町村における苦情相談の実施も望まれる。
- ・ 公正・中立な第三者機関が行う「サービス評価」が円滑に実施されるよう評価機関が数多く設置されることや、評価を行う調査者の技術向上、評価結果の府民への情報提供などが不可欠。
- ・ 平成13年1月の大坂府社会福祉審議会意見具申（「利用者本位の福祉システム」の構築に向けて）で提言された「利用者の権利宣言」を更に高め、実効性あるものへと発展させていくことが必要。

## ○ 自立生活の基盤づくりへの支援

- ・ 一人ひとりが、生きがいと誇りを持って、自らの意思と責任によって、自分らしい生き方や幸せを追求できる自立した生活を送る上で大きな基盤となるのは、介護等の福祉サービスとともに、健康、就労そして住宅である。
- ・ 地域福祉活動に健康づくり等の取組みを効果的に組み合わせていくなどの仕組みづくりが必要。
- ・ 就労に関しては、行政も率先して厳しい状況におかれた人々の雇用機会の拡大等に取り組むとともに、地域活動を雇用に活かしていく仕組みの検討が必要。
- ・ 住宅に関しては、公営住宅のバリアフリー化をはじめ、民間住宅についても建築技術者の知識・技術の向上や融資制度の活用などを図り、バリアフリー化を促進することが必要。
- ・ 地域住民等の相談、安否確認、外出支援等生活支援、交流の場づくりなどによる高齢者、障害者等の孤立化防止等の取組み、シルバーハウジング等における生活援助員（ライフサポートアドバイザー）の活用による生活指導・相談等の住まいにおける安心確保の取組みを進めるなど住宅施策と福祉施策の連携強化。
- ・ 障害者等の施設から地域生活への円滑な移行を支援するための、グループホームの整備等を進めることが必要。
- ・ 野宿生活者等の自立を図るため、就労支援、地域での居住確保の検討など、行政として積極的に取り組んでいくことが求められる。

### (3) サービス提供主体の多元化・ネットワーク化

#### ○ 社会福祉協議会、社会福祉法人、民生委員の機能充実

##### ① 社会福祉協議会

- ・ 当事者団体、NPOなど、地域における様々な団体が対等な立場で参画し、そこに行けば問題解決の糸口が見つかり、専門家との連携もできているという「幅広い地域福祉に対応できるネットワーク」をつくることが必要。

##### ② 社会福祉法人

- ・ NPO、企業等新たな主体の模範となることが必要。
- ・ 社会福祉施設を開かれた施設とし、地域福祉の推進に貢献すること、地域での福祉課題に専門領域を超えて取り組むこと、さらに、切迫した事情を抱える人や、より困難な課題を抱えた人を積極的に施設で受け入れるといった姿勢が必要。

##### ③ 民生委員

- ・ 現状を点検して、本来の役割を明確にし、民生委員が活動しやすい環境づくりが求められる。研修の充実などにあわせて、民生委員の活動を専門機関がバックアップしていく仕組みが必要。
- ・ 民生委員は、積極的に地域住民に対して自らの活動を明らかにしていくとともに、愛称を用いることによって、地域住民に親しみが持てるようにしていくことも必要。
- ・ 大阪では、数多くの在日韓国・朝鮮人等外国人が生活をしており、地域貢献に対する意欲を持つ人が数多く出てきている中で、このような人達が、民生委員として活動できるようにしていくことも必要。

#### ○ 福祉NPO等活動主体への支援

- ・ ボランティアグループからNPO等への法人化を希望するところには、その手続や法人経営のノウハウなど、専門家によるアドバイス、支援が必要。
- ・ 同じNPOの立場で必要な支援を行う中間支援組織が、今後もNPOの発展に向けた推進役となっていくことが期待される。
- ・ 活動を行う上での拠点や、他のNPO、福祉活動を行う団体との交流の場も必要。

#### ○ 地域資源の活用

- ・ 地域における人材、施設などの資源の情報が簡単に入手できる仕組みが必要。公共施設の利用については、部局を超えた行政の連携と利用制限の緩和が重要。

## 5. 地域福祉の計画的な推進

### (1) 基本的な姿勢

- ・ 地域福祉は、幅広い生活関連分野の取組みを必要とし、行政も基本構想・計画にその推進を位置付け、共通の目標達成に向けた計画的な取組みが求められる。
- ・ 地域福祉計画は、当事者を含めた幅広い地域住民の参画を得て、行政と民間が対等な立場で協働して取り組んでいくことが求められる。

### (2) 行政の役割

- ・ 地域福祉活動がスムーズに行われるよう、財政的支援、人的・技術的支援、相談・情報提供などの基盤整備、緊急を要する事態への対応といった役割を担う。
- ・ 長期的な視点に立って、継続的な実態把握、現状分析を踏まえた政策づくりと情報の開示などが必要。また、縦割りの硬直した行政体質を克服するなど、絶えざる自己革新に努めるとともに、行政間等の連携・協力体制を築いていくことが必要。

#### ○ 市町村の役割

- ・ 市町村は、社会福祉協議会や民生委員と連携・協力しながら地域福祉活動の調整役を果たすことが必要。
- ・ 福祉事務所などを核として、その役割を果たせる専門家を配置するなど、住民等による地域福祉活動を支援するための体制の整備、人材の確保が求められる。

#### ○ 大阪府の役割

- ・ 府は、広域自治体として、民間や市町村では対応することが困難あるいは非効率な分野を担うことが必要。
- ・ 具体的には、専門相談、福祉専門人材の一元的な養成・確保、専門性を活かした技術的支援や財政的支援、制度改正に関する国への働きかけなど。
- ・ 社会福祉法人等への監査や指導監督は、利用者が安心してサービスを受けられるための重要な役割。

### (3) 市町村地域福祉計画の必要性

- ・ 地域住民、地域団体等が明確な目標をもって地域福祉を推進していくためには、地域住民が参画し、議論を重ねて合意形成を図りながら作り上げた計画が必要。
- ・ 地域福祉計画は、地域住民が主体的に参画することから、他の福祉分野の個別計画について、住民の視点で見直していくにあたっての参考となるだけでなく、地域住民の主体的な活動を通して地域に関わる各種計画の推進に大きな役割を果たす。

#### (4) 市町村地域福祉計画の策定にあたって

##### ○ 各市町村の有する課題に応じた策定委員会の構成

- ・ 地域福祉計画の策定委員会の委員には、地域の課題の当事者や関係諸機関、学識者などが参画し、計画と一緒に策定していくといった考え方が必要。

##### ○ 住民の主体的参加とルールづくり

- ・ 地域福祉計画の策定作業の中で、住民との懇談会を開催し、幅広い住民の意見を直接聞くことも大切。特に、こうした機会への参加を種々の要因で阻まれている人たちが、幅広く参加できるようにすることが必要。
- ・ その際、地域住民一人ひとりが、自分たちの手で住みよいまちにするためには、どうしたらいいかという観点から発言するようなルールづくりが必要。

##### ○ 地域におけるニーズや課題等の把握

- ・ 小地域の実態や住民意識をきっちりと調査、把握することが必要。既存の調査等も積極的に活用し、行政と住民、企業等の事業者、大学等の教育文化機関が課題を共有することが重要。

##### ○ 目標の設定と評価の仕組み

- ・ ボランティアセンターの登録者数やその中で実際の活動につながった人の数、地域福祉活動拠点の整備数などの定量的な目標を設定することが考えられるほか、地域住民が自分たちのまちをこんなふうに住みよいまちにしたいという目標も欠かせない。数字で把握することが困難であるような目標であっても、「わがまちの福祉ウォッキング」、「わがまちの宝さがし」といった形で、住民自身がそれらの目標にどれくらいの点数を与えるかといった評価も興味深い。

計画を見た地域住民が、「自分も参加したい」、「自分もこれができる」といったように、身边に感じることができ、具体的なイメージが湧くような目標を公民協働でつくっていくことが必要。

### III 地域福祉の推進方策

#### 1. 重層的な健康福祉セーフティネットの構築に向けて

- ・ 大阪府は、健康福祉を支える人材の確保・育成や高度専門的相談への対応など、広域団体の役割を果たしつつ、地域・市町村が創意工夫により主体的に健康福祉の諸活動を進めることにより、府域の福祉水準向上が図れるよう取り組むことが必要。
- ・ 市町村地域福祉計画は、計画策定からの各段階を通じ、住民主体原則で取り組む計画。地域の実情に応じたモデル的・先駆的取組みの検討・実践を積み重ねることにより、地域特性を活かした大阪らしい地域福祉の姿をつくり上げることが必要。
- ・ 全ての府民が、健康で生きがいと誇りを持って自立生活を送れるよう、部局の垣根を取り払い、市町村、府民、事業者との連携協力により、「重層的な健康福祉セーフティネット」の構築を図ることが必要。特に、地域での見守り・つなぎ・相談の地域ネットはその根幹であり、小地域ネットワーク活動や隣保館事業等を基盤に、地域資源を活用した重層的相談機能の整備等（地域健康福祉セーフティネット構想）が必要。
- ・ 大学等教育機関、民間事業者や職能団体、行政の連携による人材育成と地域づくりを併せて行うモデル的事業の実施や活動を適正に評価し、次の取組みに活かすシステムの構築（地域福祉支援・協働サイクル構想）に取り組んでいくことが必要。
- ・ 大阪府、市町村とも、危機的な財政状況にあるが、このような時期だからこそ、福祉分野をはじめ生活関連分野の施策を地域住民とともに「住民本位」に抜本的に見直す地域福祉計画の策定は意義があり、それを支援する府の役割は大変重要。次の8つの視点に立って、地域福祉支援計画への反映と効果的・効率的な施策推進を期待する。

#### ○ 大阪府地域健康福祉施策の推進の視点

##### 地域・市町村支援の視点

- 地域の主体性、地域特性に基づく市町村の自主性・主体性の尊重
- 既存の資源・マンパワーの「小規模多機能化」、「再活性化」などによる有効活用
- 地域の住民、当事者の主体的参画の促進
- 画一的な給付でない生活関連分野との連携による、一人ひとりの状況に応じた継続性のある支援システムの構築
- 先駆的取組みに対する評価、普及
- 効果的な事業推進サイクルの確立

##### 広域的な役割からの視点

- 広域的・専門的サポート体制の構築
- 各種計画に基づく着実なサービス基盤整備

## 2. 重点的な取組み方向

### (1) 地域における課題の共有化の仕組み

地域のつながりが薄れる中で、一人ひとりの生活上の困難や地域の課題を発見、共有することが不可欠。地域の計画や交流基盤づくりの支援等を進めることが必要。

- ① 地域福祉計画の策定促進(市町村計画策定に対する各種支援 等)
- ② 地域住民・団体が交流する「プラットホーム」の形成  
(社会福祉協議会のコーディネート機能強化促進)

### (2) 地域における総合相談・情報アクセス機能の確保

身近な地域で、誰もが必要な情報を得ることができ、気軽に相談ができる機能の整備と専門機関等への適切なつなぎ機能の強化を進めることが必要。

- ① 小地域における相談機能の強化  
(気軽な相談機能充実支援、民生委員の研修・サポート体制充実 等)
- ② 概ね中学校区での拠点的相談・情報提供機能整備(地域福祉センター的機能整備)  
(在宅介護支援センター、隣保館等既存機能の活用)
- ③ 市町村の相談機能の充実(専門研修、職能団体との連携による相談体制充実 等)

### (3) 地域における見守り・発見・つなぎ機能の確保

住民が抱える課題は多様、かつ見えにくくなっている現状の中、地域で課題を抱える人を把握、必要な情報やサービスに適切につなげる取組みを進めることが必要。

- ① 小地域ネットワーク活動の充実(NPO、当事者団体等とのネットワーク強化 等)
- ② 福祉サービスの利用支援の充実(地域福祉権利擁護事業等の充実・活用促進 等)

### (4) 地域における課題解決のためのアプローチと継続的支援体制の整備

深刻なケースの緊急対応を行政としてしっかりと受けとめるとともに、予防も含め一人ひとりの課題に応じたサービスを専門的見地からコーディネートし、自立支援を基本に継続的な取組みしていくことが重要。

- ① 個別支援プランの作成・指導  
(既存機能の活用等による全ての要援護者対象のケア・ケース検討の実施支援)
- ② 専門相談機能充実と関係機関ネットワーク  
(相談機関のネットワーク構築、相談技術等の研究・開発促進 等)

### (5) 地域における様々な活動主体の支援と「つながり」を創出する場づくり

健康福祉の取組みは、個人レベルでの共通した課題への対処を端緒に、これらの活動が重なり合い、刺激し合う形で、その成果を生むことから、地域のこうした活動を活発化させていくことが必要。

- ① 身近な交流の場づくり（地域資源を活用した多用な交流の場づくり支援 等）
- ② 住民の主体的・自主的活動の促進（当事者組織、福祉NPO等の育成支援 等）

#### （6）地域における一人ひとりの状況に応じた自立生活の支援

一人ひとりが、生きがいと誇りを持ち、自立生活を営んでいけるよう、介護等の福祉サービスとともに医療や就労・居住機能等の支援を行っていくことが必要。

- ① 医療・就労・居住へのつなぎの強化  
(無料低額診療事業の活用促進、地域における就労支援活動の支援 等)
- ② 地域における自立生活基盤の充実  
(グループホーム、グループリビングなど、多様な居住機能の確保支援 等)

#### （7）地域福祉サポートの体制強化と仕組みづくり

地域福祉の活動を支え、高めていく上で、幅広い人づくり、システムづくりが重要。実践を通じた研修や交流、地域の新しい発見を支援する仕組み、当事者が参画した地域福祉支援計画の実施状況の評価を行う機能を整備していくことが必要。

- ① 福祉マンパワーの育成  
(関係機関・団体の連携による地域での福祉学習・福祉教育の促進 等)
- ② 循環発展型評価システムの構築  
(第三者機関による事業推進サイクルの展開を評価・支援するシステムづくり 等)

# 市町村地域福祉計画策定指針

## 1 地域福祉計画について

### 1. 地域福祉計画の必要性

- 社会福祉法第107条(平成15年4月1日施行)で、市町村地域福祉計画が規定された。このことにより、市町村に同計画の策定が義務づけられたわけではないが、本府としては、「これから地域福祉のあり方についてー府民のみなさん一人ひとりがこれからの「地域福祉」について考え、取り組んでいただくようにー」(中間まとめ)【資料1】(以下、「中間まとめ」という。)にもあるように、各市町村において、地域住民、地域団体等が明確な目標をもって地域福祉を推進していくためには、地域住民が参画し、議論を重ね合意形成を図って作り上げた計画が必要不可欠であると認識している。

### 2. 地域福祉の理念

- 「中間まとめ」にもあるように、これから地域福祉は、地域と関わる全ての人が地域社会の構成員として日常生活を営み、あらゆる活動に参加することができるよう、社会の新しいつながりを構築し、よりよい暮らしづくりを実践する地域社会を創造することを目指すため、「人権の尊重」、「ノーマライゼーション社会の実現」等の視点をもって進めていく必要がある。

### 3. 地域福祉計画の策定時期等

- 計画の策定については、法の施行が平成15年4月1日であることに鑑み、平成15年度中には計画策定に向けた取組みに着手すること。
- 計画期間については5年間を原則としつつ、他の計画との関係や各市町村の状況に応じて設定すること。  
また、計画期間の中間年において、計画の検証・見直しを行うこと。  
なお、本府地域福祉支援計画は平成14年度末を目途に策定する予定であり、計画期間は5年を予定している。

### 4. 地域福祉計画に盛り込むべき事項

- 社会福祉法第107条に基づき、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について」【資料2】(以下、「在り方について」という。)に示されている事項を基本にしながら、地域の実情に応じて必要と判断される事項を盛り込むこと。

### 5. 地域福祉計画策定にあたって

#### 1. 地域の実態把握

- 地域の実態把握にあたっては、高齢者、障害者、児童等の計画の策定又は改定のために実施した調査、「同和問題の解決に向けた実態等調査報告書」(平成13年3月)はもとより、住宅、教育、就労などの幅広い生活関連分野の調査結果等も活用すること。
- また、「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」【資料3】に示された人々(野宿生活者、外国人、中国帰国者、多重債務者等)の実態の把握にも努めること。  
その際、今後公表予定の「大阪府野宿生活者実態調査報告書」なども積極的に活用すること。
- 既存資源(社会福祉施設、余裕教室、商店街の空き店舗等)の有効活用という視点とともに、現行の施策についても検証すること。
- 住民参加による地域の課題や特色を発見する取組みを進める中で、行政では気が付かなかつた地域の実態や住民の意識も調査し、把握に努めること。

#### 2. 地域福祉計画策定に向けた住民参加

- 地域福祉計画策定に向けた住民参加の手法として、小地域(小学校区内)においてモデル的に取り組むことも有効であることから、「住民参加型地域福祉アクションプログラム策定モデル事業報告書」【資料4】や「地域福祉推進研究会モデル事業報告書」【資料5】で示されているような手法も参考にすること。

- 行政や社会福祉協議会も、住民同士の議論の場へ積極的に参加するとともに、住民から求められた情報については可能な限り提供に努めること。

### 3. 地域福祉計画策定委員会等

- 地域福祉計画を策定する際に設置する地域福祉計画策定委員会等については、「中間まとめ」にもあるように、各市町村の有する課題に応じた委員構成とともに、委員以外の地域住民や専門家、地域福祉活動を行っている者などから提言を徴したり、意見を交換すること。
- 計画策定の検討状況等については、広報誌等の紙媒体とインターネットや電子メール等の電子媒体を効果的に組み合わせ、住民に情報を提供すること。  
また、計画に対する住民からの意見を反映させることができるよう、これらの媒体等を活用し、住民がいつでも意見を発することができるよう恒常に意見募集を行うなど、双方から情報発信・提供ができるような仕組みを作ること。
- 住民等からの意見や提言については、計画への反映いかんに関わらず、地域福祉の推進に向けた貴重な資料として活用していくこと。

### 4. 目標の設定と評価の仕組み

- 計画的な地域福祉の推進にあたっては、計画～実行～評価～改善に至る仕組みづくりが不可欠であることから、「在り方について」及び「中間まとめ」に示されたように、地域福祉推進のための目標を公民協働で設定するとともに、計画評価委員会等の計画の評価体制を確保し、評価を行うこと。

## 2 大阪府地域福祉支援計画について

大阪府地域福祉支援計画検討委員会において、本年9月頃を目途に最終報告がとりまとめられ、これを受けて、大阪府社会福祉審議会から「これからの地域福祉のあり方とその推進方策について」の答申が出される予定である。

本府では、この答申を踏まえ、計画づくりを進め、パブリックコメント等を経た後、平成14年度末に策定し、公表する予定である。

### 〔添付資料〕

#### 【資料1】

「これからの地域福祉のあり方について一府民のみなさん一人ひとりがこれからの「地域福祉」について考え、取り組んでいただくように—」(中間まとめ)  
(平成14年6月25日大阪府地域福祉支援計画検討委員会)

#### 【資料2】

「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について(一人ひとりの地域住民への訴え)」  
(平成14年1月28日社会保障審議会福祉部会)

#### 【資料3】

「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」  
(平成12年12月8日社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会)

#### 【資料4】

「住民参加型「地域福祉アクションプログラム」策定モデル事業報告書」  
(平成14年3月大阪府社会福祉協議会)

#### 【資料5】

「地域福祉推進研究会モデル事業報告書」  
(2002年7月地域福祉推進研究会)

## 地域福祉活動計画マニュアル検討委員会 検討体制と開催状況

### 委員

堺市社会福祉協議会	島村 由美	川端 伸明
豊中市社会福祉協議会	勝部 麗子	
池田市社会福祉協議会	茂範 知美	
寝屋川市社会福祉協議会	能仁 秀信	
箕面市社会福祉協議会	尾崎 雅通	
東大阪市社会福祉協議会	渡部 健志	
阪南市社会福祉協議会	石川 真規	

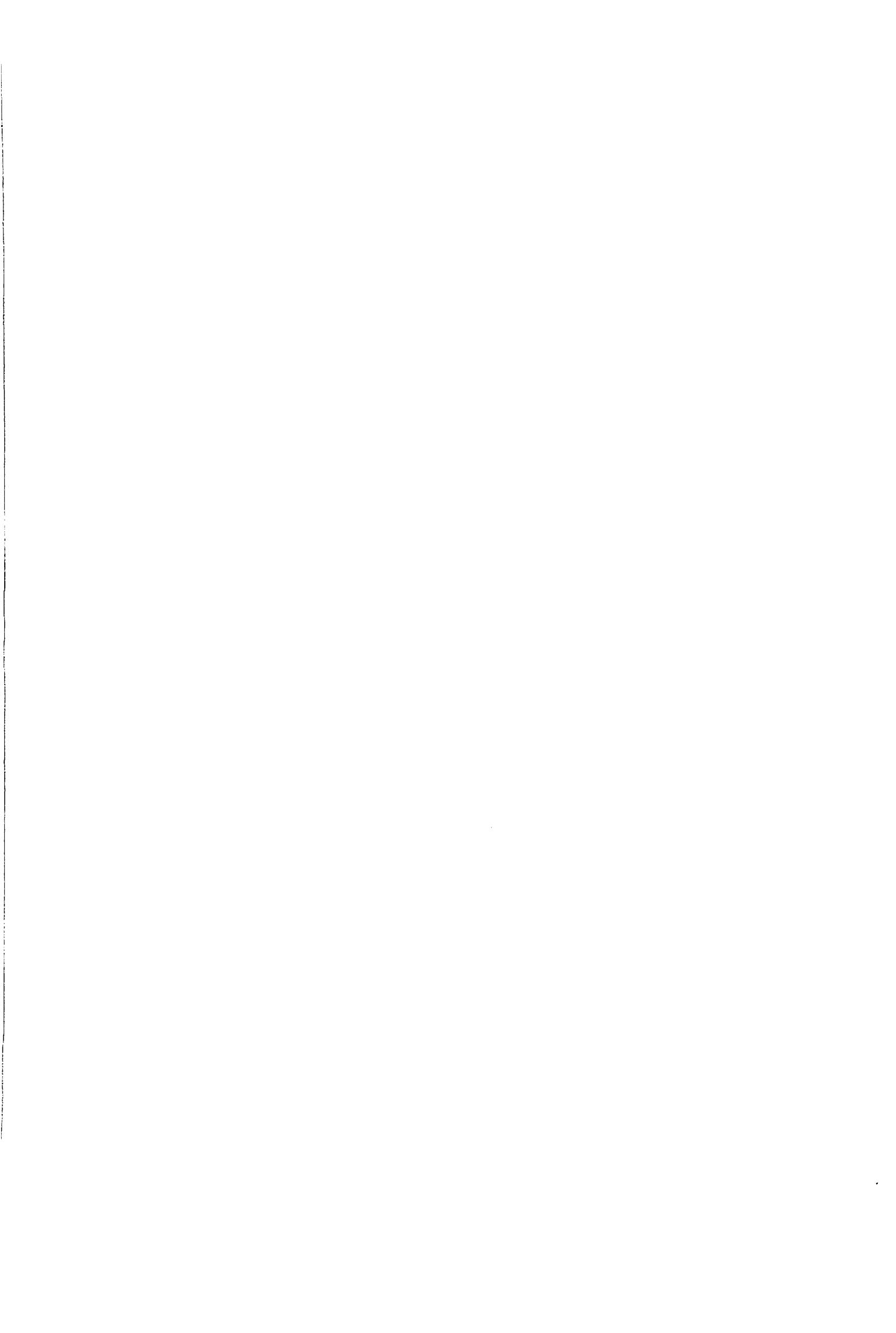
### アドバイザー

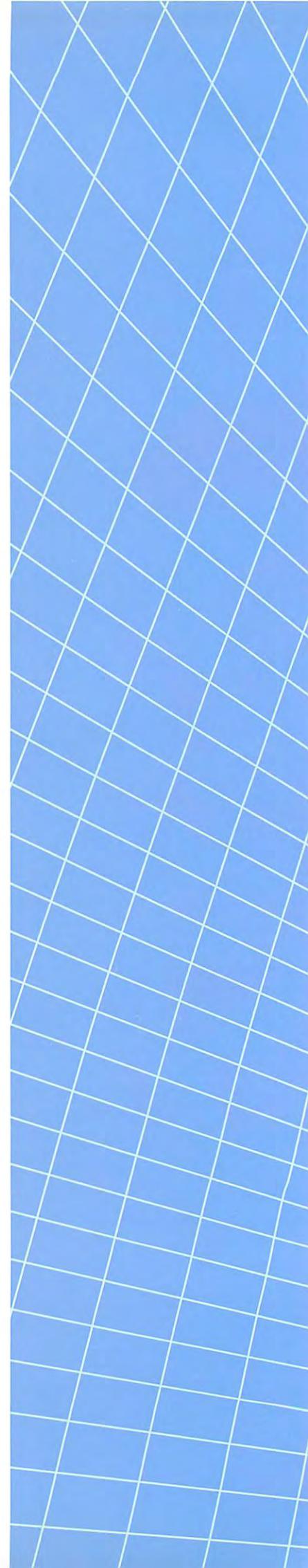
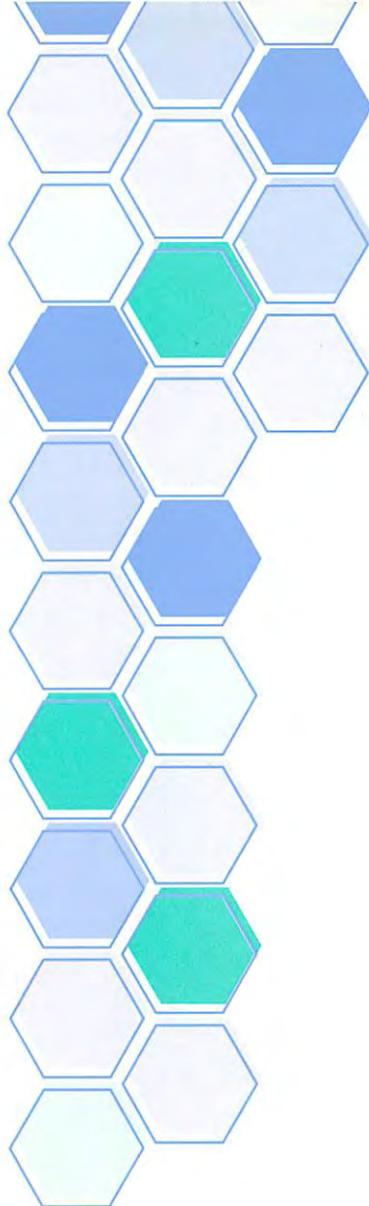
エフプラン研究所	原田 仁
----------	------

### 検討委員会の開催状況

回	日時	参加者数	内容
1	平成 14 年 9 月 17 日 14:00~17:30	委員：8人 オブザーバー：6人 アドバイザー：1人	<ul style="list-style-type: none"> <li>それぞれの社協での取り組み状況</li> <li>地域福祉活動計画における住民参加や職員参加等の成果と課題について</li> </ul>
2	10月 15 日 14:00~16:50	委員：6人 オブザーバー：5人 アドバイザー：1人	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係性について</li> <li>地域福祉活動計画と社協強化計画（指針）について</li> <li>事業評価（業務評価）のあり方について</li> </ul> <p>池田市社協／東大阪市社協／堺市社協の事例報告</p>
3	11月 13 日 14:00~16:45	委員：5人 オブザーバー：0人 アドバイザー：1人	<ul style="list-style-type: none"> <li>社協強化指針（案）について</li> <li>調査活動のあり方について</li> </ul> <p>堺市社協／箕面市社協／東大阪市社協／池田市社協の事例報告</p>
4	11月 26 日 14:00~17:15	委員：4人 オブザーバー：4人 アドバイザー：0人	<ul style="list-style-type: none"> <li>小地域の活動計画について</li> <li>活動計画の位置づけ（特に、多様な団体の参画について）</li> <li>進捗管理のあり方について</li> </ul>
5	12月 20 日 14:00~17:00	委員：7人 オブザーバー：3人 アドバイザー：1人	<ul style="list-style-type: none"> <li>マニュアル素案について</li> </ul>
6	平成 15 年 1 月 7 日 13:30~17:30	委員：7人 オブザーバー：3人 アドバイザー：1人	<ul style="list-style-type: none"> <li>マニュアル素案（修正）について</li> </ul>







## 地域福祉活動計画策定のてびき

平成15年3月

 社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会

〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター内  
TEL 06(6762)9473 FAX 06(6767)1562